【公開版】

提出年月日	令和 4 年 6 月 2 日	R61					
日本原燃株式会社							

六 ヶ 所 再 処 理 施 設 に お け る 新 規 制 基 準 に 対 す る 適 合 性

安全審查 整理資料

第28条: 重大事故等の拡大防止等

令和4年6月2日 R31

3. 重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び 重大事故の発生を仮定する機器の特定

目次

- 3.1 概要
- 3. 2 重大事故の発生を仮定する際の条件
 - 3. 2. 1 外的事象
 - 3. 2. 2 内的事象
 - 3. 2. 3 重大事故の発生を仮定する際の条件の設定
- 3. 3 個々の重大事故の発生の仮定
 - 3. 3. 1 基本的考え方
 - 3. 3. 2 重大事故の発生を仮定する機器の特定
 - 3. 3. 2. 1 設備ごとの安全機能の整理と機能喪失により発生する 事故の分析 (ステップ1)
 - 3. 3. 2. 2 安全機能喪失状態の特定 (ステップ2)
 - 3. 3. 2. 3 重大事故の発生を仮定する機器の特定(ステップ3)
- 3. 4 重大事故の発生を仮定する機器の特定結果
 - 3. 4. 1 臨界事故(機器内)
 - 3. 4. 1. 1 「核的制限値の維持機能」の喪失
 - 3. 4. 1. 2 「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能 (安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設)」及 び「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能」の同 時喪失
 - 3. 4. 1. 3 「ソースターム制限機能」の喪失(溶解槽における臨 界発生時)
 - 3. 4. 2 臨界事故(機器外)

- 3. 4. 2. 1 「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機 能」の喪失
- 3. 4. 2. 2 「落下・転倒防止機能」の喪失
- 3. 4. 2. 3 「放射性物質の保持機能」及び「核的制限値の維持機能」の同時喪失
- 3. 4. 2. 4 「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能 (安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設)」及 び「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能」の同 時喪失
- 3. 4. 3 冷却機能喪失による蒸発乾固
 - 3. 4. 3. 1 蒸発乾固(機器内)
 - 3. 4. 3. 2 蒸発乾固(機器外)
- 3. 4. 4 放射線分解により発生する水素による爆発
 - 3. 4. 4. 1 水素爆発(機器内)
 - 3. 4. 4. 2 水素爆発(機器外)
- 3.4.5 有機溶媒等による火災又は爆発
 - 3. 4. 5. 1 有機溶媒火災(機器内)
 - 3. 4. 5. 2 有機溶媒火災(機器外)
 - 3. 4. 5. 3 プロセス水素による爆発
 - 3. 4. 5. 4 TBP等の錯体の急激な分解反応
- 3.4.6 使用済燃料の著しい損傷
 - 3. 4. 6. 1 想定事故1
 - 3. 4. 6. 2 想定事故 2
- 3. 4. 7 放射性物質の漏えい
 - 3. 4. 7. 1 液体放射性物質の機器外への漏えい

- 3. 4. 7. 2 固体放射性物質の機器外への漏えい
- 3. 4. 7. 3 気体放射性物質の漏えい
- 3. 4. 7. 4 温度上昇による閉じ込め喪失
- 3. 4. 8 重大事故の発生を仮定する際の条件を超える条件による重大 事故の発生を仮定する機器の特定
- 3. 5 まとめ

3. 1 概要

重大事故は、使用済燃料の再処理の事業に関する規則(以下、「再処理規則」という。)第一条の三において、設計上定める条件より厳しい条件の下において発生する事故であつて、次に掲げるものとされている。

- 一 セル内において発生する臨界事故
- 二 使用済燃料から分離された物であつて液体状のもの又は液体状の放射性廃棄物を冷却する機能が喪失した場合にセル内において発生する 蒸発乾固
- 三 放射線分解によつて発生する水素が再処理設備の内部に滞留すること を防止する機能が喪失した場合にセル内において発生する水素によ る爆発
- 四 セル内において発生する有機溶媒その他の物質による火災又は爆発 (前号に掲げるものを除く。)
- 五 使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する使用済燃料の著しい損傷
- 六 放射性物質の漏えい(前各号に掲げる事故に係るものを除く。)

これらの設計上定める条件より厳しい条件の下において発生する重大事故に対しては、対策を検討し、必要な設備、手順書及び体制を整備し、それらの有効性を評価する。したがって、重大事故の発生を仮定する機器の特定として、重大事故の起因となる安全機能の喪失及びその同時発生の範囲、機能喪失後の事象進展、重大事故の発生規模、並びに重大事故の同時発生の範囲を明確にすることが必要である。

安全機能の喪失を想定する対象は、公衆への著しい被ばく影響をもたらす 可能性のある事故が重大事故であることを踏まえ、安全機能を有する施設の うち安全上重要な施設とする。 安全上重要な施設の安全機能の喪失を特定するにあたり、設計基準の想定においては、安全上重要な施設の安全機能は喪失しない設計としている。したがって、これを超える想定として、ある施設の損傷状態(設備の破損や故障)を定めることにより、安全上重要な施設の安全機能喪失を想定する。

重大事故の発生を仮定する機器の特定に当たっては、設計基準より厳しい 条件として、安全機能を有する施設の設計において想定した設計条件より厳 しい条件を要因とした場合の、機能喪失の範囲を整理し、重大事故の発生規 模とその発生を仮定する機器の検討を行う。

その際の、設計基準より厳しい条件として、外部からの影響による機能喪失(以下、3.では「外的事象」という。)と動的機器の故障、静的機器の損傷等による機能喪失(以下、3.では「内的事象」という。)及びこれらの同時発生を考慮する。

外的事象については、安全機能を有する施設の設計において想定した地震、 火山の影響等の56の自然現象と、航空機落下、有毒ガス等の24の人為事象 (以下、「自然現象等」という。)に対して

- ・発生頻度が極めて低い自然現象等
- ・発生するが、重大事故の起因となる安全上重要な施設の安全機能の喪 失の要因となる規模の発生を想定しない自然現象等
- 再処理施設周辺では起こりえない自然現象等
- ・発生しても重大事故の起因となる安全上重要な施設の安全機能の喪失 の要因となるような影響が考えられないことが明らかな自然現象等 を除外することで、設計基準を超える厳しい条件を施設に与えた場合に重大 事故の要因となる可能性のある自然現象等として、地震、火山の影響(降下

火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等)、森林火災、草原火災、干 ばつ、積雪及び湖若しくは川の水位降下を選定し、さらに当該自然現象等に よって機能喪失するおそれのある安全上重要な施設を抽出して、重大事故の 発生の有無を検討する。

その結果として、積雪に対しては除雪を行うこと、火山の影響(降下火砕物による積載荷重)に対しては降下火砕物を除去すること、森林火災及び草原火災に対しては消火活動を行うこと、干ばつ並びに湖若しくは川の水位降下に対しては工程を停止した上で必要に応じて外部からの給水を行うことにより、重大事故に至る前までに対処が可能であり、安全上重要な施設の機能喪失に至ることを防止でき、大気中への放射性物質の放出に至ることはない。したがって、地震、火山の影響(降下火砕物によるフィルタの目詰まり等)については、設計基準より厳しい条件により重大事故の発生を想定する。

地震、火山の影響(降下火砕物によるフィルタの目詰まり等)で考慮する 機能喪失の条件、つまり重大事故の発生を仮定する際の安全上重要な施設の 条件は、以下のとおりである。

地震:安全上重要な施設の動的機器及び交流動力電源の機能は復旧に時間を要することを想定し全て長時間機能喪失する。また,安全上重要な施設の静的機器の機能は長時間機能喪失する。ただし,基準地震動の1.2倍の地震動を考慮した際に機能維持できる設計とした安全上重要な施設の静的機器は機能を維持する。

火山の影響(降下火砕物によるフィルタの目詰まり等):

交流動力電源及び屋外に設置する安全上重要な施設の動的機器の 機能並びに屋内の外気を吸い込む安全上重要な施設の動的機器の 機能は降下火砕物によるフィルタ目詰まり等により全て長時間機能喪失する。

上記の前提により、安全上重要な施設の機能喪失に至り重大事故が発生する。

また、内的事象としては、静的機器の損傷として、設計基準事故での想定である、放射性物質を内包する腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)の移送配管の貫通き裂と漏えい液を回収するための系統の単一故障の同時発生に対して、重大事故では放射性物質を内包する腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)の移送配管の全周破断と漏えい液を回収するための系統の単一故障の同時発生を想定する。

空気、気送による粉末又は定期的なサンプリングにより水質を管理している冷却水を内包する配管は腐食の進行が緩やかであり、保守点検で健全性を維持できることから対象としない。配管が破断した場合には早期に検知できて程停止等の措置が可能であるため、複数の配管の全周破断は考慮しない。

動的機器の機能喪失として、設計基準事故の想定において考慮した動的機器の単一故障(単一の誤作動、単一の誤操作を含む)に対して、重大事故では動的機器の多重故障(多重の誤作動、多重の誤操作を含む)を想定する。 共通要因故障が発生するおそれのない機器における関連性が認められない偶発的な同時発生は想定しない。また、設計基準事故の想定において考慮した短時間の全交流動力電源の喪失に対して重大事故では長時間の全交流動力電源の喪失を想定する。

異なる機能喪失の重ね合わせについては、

外的事象同士の同時発生

外的事象はそれぞれ発生頻度が極めて低いことに加え、火山の影響 による機能喪失の範囲は地震による機能喪失の範囲に包含されること から考慮する必要はない。

・内的事象同士の同時発生

内的事象発生時には速やかに対処を行うことに加え、それぞれの内 的事象は関連性の認められない偶発的な事象となることから考慮する 必要はない。

• 外的事象と内的事象の同時発生

外的事象は発生頻度が極めて低いことに加え、外的事象と内的事象は関連性の認められない偶発的な事象となることから考慮する必要はない。

具体的には、「3.2 重大事故の発生を仮定する際の条件」において、 重大事故の起因となる安全機能の喪失に至るような施設の損傷状態を想定し、 「重大事故の発生を仮定する際の条件」を設定する。

上記のとおり定めた重大事故の発生を仮定する際の条件により、発生のお それがある重大事故の発生を仮定する機器を特定する。

安全上重要な施設の安全機能は、安全上重要な施設に該当する設備ごとの系統図を参照することで、フォールトツリーとしてその安全機能の喪失に至る要因を整理することが可能である。安全上重要な施設の安全機能の喪失は、系統図及びフォールトツリー上に記載されている設備が、要因ごとに機能喪失に至るか否かにより想定できる。

また、安全上重要な施設の安全機能について、喪失した場合における施設 状態及びその後の事象進展を分析することで、上記の6つの重大事故に至る 可能性がある機能喪失又はその組合せを整理することが可能である。各要因 によって、重大事故に至る可能性がある機能喪失又はその組合せが発生し得 るかどうかを、それぞれの系統図及び安全機能のフォールトツリーから判定 する。

重大事故に至る可能性がある機能喪失又はその組合せが発生する場合には、 重大事故発生の可能性がある機器(セル、室等を含む。)ごとに評価を行う。 設計基準対象の施設により事象を収束させる他、安全機能の喪失後の事象の 進展が極めて遅い、事象進展において公衆への影響が平常運転時と同程度の ものについては、安全機能の喪失に対して復旧等の措置で対応する。

これらの重大事故の発生を仮定する機器の特定の考え方を「3.3 個々の重大事故の発生の仮定」で具体化する。

上記の重大事故の発生を仮定する機器の考え方に基づき、臨界事故の発生を仮定する機器として8機器、冷却機能の喪失による蒸発乾固の発生を仮定する機器として53機器、放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器として49機器、有機溶媒等による火災又は爆発のうちTBP等の錯体の急激な分解反応の発生を仮定する機器として1機器及び使用済燃料の著しい損傷の発生を仮定する。

「3.4 重大事故の発生を仮定する機器の特定結果」に、それぞれの重 大事故の発生を仮定する機器の特定結果を示す。

3. 2 重大事故の発生を仮定する際の条件

重大事故の発生を仮定する機器の特定に当たり、外的事象及び内的事象、 並びにそれらの同時発生について検討し、重大事故の発生を仮定する際の条件を設定する。

3. 2. 1 外的事象

外部からの影響として考えられる自然現象等に対して、設計基準において は想定する規模において安全上重要な施設の安全機能が喪失しない設計とし ている。

重大事故に至る可能性がある機能喪失又はその組合せを特定するためには、 安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模の影響 を施設に与えることで、安全機能の喪失を仮定する必要がある。

したがって、重大事故の起因となる安全上重要な施設の安全機能の喪失の要因となる自然現象等を選定し、安全機能の喪失により考えられる施設の損傷状態を想定する。

(1) 検討の母集団

外部からの影響として、国内外の文献から抽出した自然現象等を対象とする。

- (2) 重大事故の起因となる安全上重要な施設の安全機能の喪失の要因として 考慮すべき自然現象等の選定
- a. 自然現象等の発生及び規模の観点からの選定
- (1)のうち、重大事故の起因となる安全上重要な施設の安全機能の喪失の 要因となる可能性のある自然現象等として、以下の基準のいずれにも該当し ない自然現象等を選定する。

基準1: 重大事故の起因となる安全上重要な施設の安全機能の喪失の要因となる自然現象等の発生を想定しない

基準1-1:自然現象等の発生頻度が極めて低い

基準1-2:自然現象等そのものは発生するが、重大事故の起因となる安全上重要な施設の安全機能の喪失の要因となる規模の発生を想定しない

基準1-3:再処理施設周辺では起こり得ない

基準2:発生しても重大事故の起因となる安全上重要な施設の安全機能の要失の要因となるような影響が考えられないことが明らかである

自然現象に関しての選定結果を第3.2.1-1表に、人為事象に関しての選定 結果を第3.2.1-2表に示す。

選定の結果、重大事故の起因となる安全上重要な施設の機能喪失の要因となる可能性がある自然現象は、地震、森林火災、草原火災、干ばつ、火山の影響、積雪及び湖若しくは川の水位降下である。

【補足説明資料3-1】

【補足説明資料3-4】

【補足説明資料3-18】

【補足説明資料3-31】

第3.2.1-1表 重大事故の起因となる安全上重要な施設の機能喪失の要因となる可能性がある自然現象の選定結果

			除外の	基準 ^{注1}			
No.	自然現象	基準	基準	基準	基準	除外する理由	要因注2
		1 - 1	1-2	1-3	2		
1	地震	×	×	×	×		レ
2	地盤沈下	×	×	×	0	岩盤に支持されているため、地盤沈下により再処理施設が影響を受けることはない。	_
3	地盤隆起	×	×	×	0	岩盤に支持されているため、地盤隆起により再処理施設が影響を受けることはない。	_
4	地割れ	×	×	0	×	敷地内に地割れが発生した痕跡は認められない。また、耐震重要施設及び重大事故等対処施設 を支持する地盤に将来活動する可能性のある断層は認められない。	_
5	地滑り	×	×	0	×	空中写真の判読結果によると、リニアメント及び変動地形は判読されない。また、敷地は標高約55mに造成されており、地滑りのおそれのある急斜面はない。	_
6	地下水による地 滑り	×	×	0	×	同上。	_
7	液状化現象	×	×	×	0	岩盤に支持されているため、液状化現象により再処理施設が影響を受けることはない。	_
8	泥湧出	×	×	0	×	泥湧出の誘因となる地割れが発生した痕跡は認められない。	_
9	山崩れ	×	×	0	×	敷地周辺には山崩れのおそれのある急斜面は存在しない。	_
10	崖崩れ	×	×	0	×	敷地周辺には崖崩れのおそれのある急斜面は存在しない。	
11	津波	×	0	×	×	設計上考慮する津波から防護する施設は標高約 50m~約 55m及び海岸からの距離約4km~約 5kmの地点に位置していることから、再処理施設に影響を及ぼす規模(>50m)の津波は発生しない。	_
12	静振	×	×	×	0	敷地周辺に尾駮沼及び鷹架沼があるが、再処理施設は標高約55mに造成された敷地に設置する ため、静振による影響を受けない。	_
13	高潮	×	×	×	0	再処理施設は海岸から約5km、標高約55mに位置するため、高潮により再処理施設が影響を受けることはない。	_
14	波浪・高波	×	×	×	0	再処理施設は海岸から約5km、標高約55mに位置するため、波浪・高波により再処理施設が 影響を受けることはない。	_
15	高潮位	×	×	×	0	再処理施設は海岸から約5km、標高約55mに位置するため、高潮位により再処理施設が影響を受けることはない。	_
16	低潮位	×	×	×	0	再処理施設には、潮位の変動の影響を受けるような設備はない。	_
17	海流異変	×	×	×	0	再処理施設には、海流の変動の影響を受けるような設備はない。	_
18	風(台風)	×	0	×	×	「竜巻」の影響評価に包絡される。	_
19	竜巻	×	0	×	×	機能喪失の要因となる規模(>100m/s)の発生は想定しない。なお、降水との同時発生を考慮しても、竜巻による風圧力、飛来物の衝撃荷重が増長されることはない。	_
20	砂嵐	×	×	0	×	敷地周辺に砂漠や砂丘はない。	_

(つづき)

	除外の基準		表準 ^{注1}			要因注2	
No.	自然現象	基準	基準	基準	基準	除外する理由	
		1-1	1-2	1-3	2		
21	極限的な気圧	×	×	×	0	「竜巻」の影響評価(気圧差)に包絡される。	_
22	降水	×	0	×	×	過去の観測記録より、機能喪失の誘因となる規模(>300mm/h)の発生は想定しない。	_
23	洪水	×	×	0	×	再処理施設は標高約 $55m$ に造成された敷地に設置し、二又川は標高約 $1\sim5$ m の低地を流れているため、再処理施設に影響を与える洪水は起こり得ない。	_
24	土石流	×	×	0	×	敷地周辺の地形及び表流水の状況から、土石流は発生しない。	_
25	降雹	×	×	×	0	「竜巻」の影響評価(飛来物)に包絡される。	_
26	落雷	×	×	×	0	落雷は発生するが、安全上重要な施設の制御設備は、電源盤の自己保持機能により機能喪失に至らず、安全上重要な施設以外の制御設備は光ファイバのため機能喪失には至らない。電源設備も落雷により機能喪失には至らないことから、機能喪失の要因になることは考えられない。	
27	森林火災	×	×	×	×		レ
28	草原火災	×	×	×	×		レ
29	高温	×	0	×	×	過去の観測記録より、機能喪失の要因となる規模(>50℃)の高温は発生は想定しない。	_
30	凍結	×	0	×	×	過去の観測記録より、機能喪失の要因となる規模(<-40℃)の低温は発生は想定しない。	_
31	氷結	×	×	×	0	二又川の氷結が取水設備へ影響を及ぼすことはなく、機能喪失の要因になることは考えられない。	
32	氷晶	×	×	×	0	氷晶による再処理施設への影響は考えられない。	_
33	氷壁	×	×	×	0	二又川の氷壁は、機能喪失の要因になることは考えられない。	_
34	高水温	×	×	×	0	河川の温度変化により再処理施設が影響を受けることはない。	_
35	低水温	×	×	×	0	同上。	_
36	干ばつ	×	×	×	×		レ
37	霜	×	×	×	0	霜により再処理施設が影響を受けることはない。	=
38	霧	×	×	×	0	霧により再処理施設が影響を受けることはない。	_
39	火山の影響	×	×	×	×		レ
40	熱湯	×	×	0	×	敷地周辺に熱湯の発生源はない。	_
41	積雪	×	×	×	×		ν

(つづき)

			除外の	基準 ^{注1}			
No.	自然現象	基準	基準	基準	基準	除外する理由	要因注2
		1 - 1	1 - 2	1-3	2		
42	雪崩	×	×	0	×	周辺の地形から雪崩は発生しない。	
43	生物学的事象	×	×	0	×	敷地内に農作物はなく、昆虫類が大量に発生することは考えられない。	
44	動物	×	×	×	0	動物により再処理施設が影響を受けることはない。	
45	塩害	×	0	×	×	屋外の受電開閉設備の碍子部分の絶縁を保つために洗浄が行える設計としており、塩害による 影響は機能喪失の要因とはならない。	_
46	隕石	0	×	×	×	隕石の衝突は、極低頻度な自然現象である。	_
47	陥没	×	×	×	0	岩盤に支持されているため、陥没により再処理施設が影響を受けることはない。	_
48	土壌の収縮・膨 張	×	×	×	0	岩盤に支持されているため、土壌の収縮・膨張により再処理施設が影響を受けることはない。	1
49	海岸浸食	×	×	×	0	再処理施設は海岸から約5kmに位置することから、考慮すべき海岸浸食の発生は考えられない。	_
50	地下水による浸食	×	×	0	×	敷地の地下水の調査結果から、再処理施設に影響を与える地下水による浸食は起こり得ない。	_
51	カルスト	×	×	0	×	敷地周辺はカルスト地形ではない。	
52	海氷による川の 閉塞	×	×	×	0	二又川の海氷による閉塞が取水設備へ影響を及ぼすことはなく、機能喪失の要因となることは 考えられない。	_
53	湖若しくは川の 水位降下	×	×	×	×		レ
54	河川の流路変更	×	×	0	×	敷地近傍の二又川は谷を流れており、河川の流路変更は考えられない。	_
55	毒性ガス	×	×	0	×	敷地周辺には毒性ガスの発生源はない。	_
56	太陽フレア、磁気嵐	×	×	×	0	太陽フレア、磁気嵐による磁気変動が電力系統に影響を及ぼす可能性は極めて小さいが、仮に影響が及んだとしても変圧器等の一部に限られること、及び建屋内に収納している安全上重要な施設は地磁気誘導電流の影響を受けないことから、重大事故の起因となる安全上重要な施設の安全機能の喪失の要因になることは考えられない。	-

注1:除外の基準は、以下のとおり。

基準1-1:自然現象の発生頻度が極めて低い

基準1-2:自然現象そのものは発生するが、重大事故の起因となる安全上重要な施設の安全機能の喪失の要因となる規模の発生は想定しない

基準1-3:再処理施設周辺では起こり得ない

基準2 : 発生しても重大事故の起因となる安全上重要な施設の安全機能の喪失の要因となるような影響が考えられないことが明らかである

: 基準に該当する: 基準に該当しない

注2: 重大事故の起因となる安全上重要な施設の安全機能の喪失の要因となる可能性に関しては、以下のとおり。

レ: 重大事故の起因となる安全上重要な施設の安全機能の喪失の要因となる可能性がある 一: 重大事故の起因となる安全上重要な施設の安全機能の喪失の要因となる可能性はない

第3.2.1-2表 重大事故の起因となる安全上重要な施設の機能喪失の要因となる可能性がある人為現象の選定結果

		除外の基準 ^{注1}					
No.	人為事象	基準	基準	基準	基準	除外する理由	要因注2
1	 船舶事故による油流出	1-1 ×	1-2 ×	1-3 ×	2	再処理施設は、海岸から約5km離れており影響を受けない。	_
2	船舶事故 (爆発、化学物質の漏えい)	×	×	×	0	再処理施設は、海岸から約5km離れており影響を受けない。	_
3	船舶の衝突	×	×	×	0	再処理施設は、海岸から約5km離れており影響を受けない。	_
4	航空機落下(衝突、火災)	0	×	×	×	航空機落下(衝突、火災)は極低頻度である。	_
5	鉄道事故 (爆発、化学物質の漏えい)	×	×	0	×	敷地周辺には鉄道路線がない。	_
6	鉄道の衝突	×	×	0	×	敷地周辺には鉄道路線がない。	_
7	交通事故 (爆発、化学物質の漏えい)	×	×	×	0	要失時に重大事故の起因になり得る安全機能を有する施設は、幹線道路から 400 m以上離れており、爆発により当該安全機能に影響を及ぼすことは考えられない。化学物質の漏えいについては、安全機能を有する施設へ直接被水することはなく、また硝酸の反応により発生するNOx及び液体二酸化窒素から発生するNOxは気体であるため、当該安全機能に影響を及ぼすことは考えられない。	_
8	自動車の衝突	×	×	0	0	周辺監視区域の境界にはフェンスを設置しており、施設は敷地外からの自動車の 衝突による影響を受けない。 敷地内の運転に際しては速度制限を設けており、安全機能に影響を与えるような 衝突は考えられず、重大事故の要因とはなることは考えられない。	
9	爆発	×	0	×	×	敷地内に設置するMOX燃料加工施設の高圧ガストレーラ庫における水素爆発を 想定しても、爆発時に発生する爆風が上方向に開放されること及び離隔距離を確 保していることから、再処理施設の安全機能の喪失は考えられない。	_
10	工場事故 (爆発、化学物質の漏えい)	×	×	0	0	敷地内での工事は十分管理されることから再処理施設に影響を及ぼすような工事 事故の発生は考えられない。また、敷地外での工事は敷地境界から再処理施設ま で距離があることから、再処理施設への影響はない。	_
11	鉱山事故 (爆発、化学物質の漏えい)	×	×	0	×	敷地周辺には、爆発、化学物質の漏えいを起こすような鉱山はない。	_

(つづき)

			除外の	基準注1			
No.	人為事象	基準 1-1	基準 1-2	基準 1-3	基準 2	除外する理由	要因注2
12	土木・建築現場の事故 (爆発、化学物質の漏えい)	×	×	0	0	敷地内での土木・建築工事は十分管理されることから再処理施設に影響を及ぼすような工事事故の発生は考えられない。また、敷地外での土木・建築現場の事故は敷地境界から再処理施設まで距離があることから、再処理施設への影響はない。	_
13	軍事基地の事故 (爆発、化学物質の漏えい)	×	×	×	0	三沢基地は敷地から約28km離れており影響を受けない。	_
14	軍事基地からの飛来物 (航空機を除く)	0	×	×	×	軍事基地からの飛来物は、極低頻度な事象である。	_
15	パイプライン事故 (爆発、化学物質の漏えい)	×	×	0	×	むつ小川原国家石油備蓄基地の陸上移送配管は、1.2m以上の地下に埋設するとともに、漏えいが発生した場合は、配管の周囲に設置された漏油検知器により緊急遮断弁が閉止されることから、火災の発生は想定し難い。	_
16	敷地内における化学物質の漏え い	×	×	×	0	敷地内に搬入する化学物質が運搬時又は受入れ時に漏えいした場合にも、安全機能を有する施設へ直接被水することはなく、また硝酸の反応により発生するNOx及び液体二酸化窒素から発生するNOxは気体であるため、当該安全機能に影響を及ぼすことは考えられない。	_
17	人工衛星の落下	0	×	×	×	人工衛星の衝突は、極低頻度な事象である。	_
18	ダムの崩壊	×	×	0	×	敷地の周辺にダムはない。	_
19	電磁的障害	×	×	×	0	人為的な電磁波による電磁的障害に対しては、日本工業規格に基づいたノイズ 対策及び電気的・物理的独立性を持たせることから、重大事故の要因になるこ とは考えられない。	_
20	掘削工事	×	×	×	0	敷地内での工事は十分管理されること及び敷地外での工事は敷地境界から再処理施設まで距離があることから、再処理施設に影響を及ぼすような掘削工事による重大事故の発生は考えられない。	-
21	重量物の落下	×	0	×	×	重量物の取扱いは十分に管理されることから、再処理施設に影響を及ぼすような規模の重量物の落下は考えられない。	_
22	タービンミサイル	×	×	0	×	敷地内にタービンミサイルを発生させるようなタービンはない。	_
23	近隣工場等の火災	×	×	×	0	最も影響の大きいむつ小川原国家石油備蓄基地の火災(保有する石油の全量燃焼)を考慮しても、安全機能に影響がないことから、重大事故の要因になることは考えられない。	_

(つづき)

		除外の基準注1					
No.	人為事象	基準	基準	基準	基準	除外する理由	要因注2
		1 - 1	1-2	1-3	2-2		
24	有毒ガス	×	×	×	0	有毒ガスが冷却、再処理施設へ直接影響を及ぼすことは考えられない。	_

注1:除外の基準は、以下のとおり。

基準1-1:人為事象の発生頻度が極めて低い

基準1-2:人為事象そのものは発生するが、重大事故の起因となる安全上重要な施設の安全機能の喪失の要因となる規模の発生は想定しない

基準1-3:再処理施設周辺では起こり得ない

基準2 : 発生しても重大事故の起因となる安全上重要な施設の安全機能の喪失の要因となるような影響が考えられないことが明らかである

○ : 基準に該当する× : 基準に該当しない

注2: 重大事故の起因となる安全上重要な施設の安全機能の喪失の要因となる可能性に関しては、以下のとおり。

レ: 重大事故の起因となる安全上重要な施設の安全機能の喪失の要因となる可能性がある 一: 重大事故の起因となる安全上重要な施設の安全機能の喪失の要因となる可能性はない

b. 自然現象等への対処の観点からの選定

上記 a. において、重大事故の起因となる安全上重要な施設の機能喪失の要因となる可能性がある自然現象として選定した地震、森林火災、草原火災、干ばつ、火山の影響(降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等)、積雪及び湖若しくは川の水位降下について、発生規模を整理する。

発生規模に関しては、「設計上の安全余裕により、安全機能を有する施設の安全機能への影響がない規模」、「設計上の安全余裕を超え、重大事故に至る規模」、「設計上の安全余裕をはるかに超え、大規模損壊に至る規模」をそれぞれ想定する。

上記の自然現象のうち、森林火災及び草原火災、積雪並びに火山の影響 (降下火砕物による積載荷重)に関しては、消火活動、堆積した雪や降下火 砕物の除去を行うこと、また、干ばつ及び湖若しくは川の水位降下について は、工程を停止した上で必要に応じて外部からの給水を行うことにより、設 計上の安全余裕を超える規模の自然現象を想定したとしても設備が機能喪失 に至ることを防止できることから、重大事故の起因となる機能喪失の要因と なる自然現象として選定しない。

したがって、地震及び火山による影響(降下火砕物によるフィルタの目詰まり等)を重大事故の起因となる安全上重要な施設の機能喪失の要因となる自然現象として選定する。

【補足説明資料3-4】

【補足説明資料3-18】

(3) 重大事故の起因となる安全上重要な施設の機能喪失の要因となる自然現象の組合せ

重大事故の起因となる安全上重要な施設の機能喪失の要因となる可能性がある自然現象については、重大事故の起因となる安全上重要な施設の機能喪失の要因となる自然現象と、機能喪失に至るまでに対処が可能な自然現象に分類できる。これらの自然現象を組み合わせることによって想定する事態がより深刻になる可能性があることを考慮し、組合せの想定の要否を検討する。組合せを想定する自然現象の規模については、設計上の想定を超える規模の自然現象が独立して同時に複数発生する可能性は想定し難いことから、重大事故の起因となる機能喪失の要因となる可能性がある自然現象に対して、設計上想定する規模の自然現象を組み合わせて、その影響を確認する。

a. 重大事故の起因となる安全上重要な施設の機能喪失の要因となる自然現象と他の自然現象の組合せ

重大事故の起因となる安全上重要な施設の機能喪失の要因となる自然現象として選定された地震及び火山の影響(降下火砕物によるフィルタの目詰まり等)に対して、他の重大事故の起因として考慮すべき自然現象との組合せの影響を検討する。検討に当たっては、同時に発生する可能性が極めて低い組合せ、重大事故に至るまでに実施する対処に影響しない組合せ、一方の自然現象の評価に包絡される組合せを除外し、いずれにも該当しないものを考慮すべき組合せとする。

重大事故の起因となる安全上重要な施設の機能喪失の要因となる自然現象と他の自然現象の組合せの検討結果を第 3.2.1-3表に示す。検討の結果、 重大事故の起因となる安全上重要な施設の機能喪失の要因となる自然現象に 対して組合せを考慮する必要のある自然現象はない。 b.機能喪失に至るまでに対処が可能な自然現象と他の自然現象の組合せ機能喪失に至る前に対処が可能な自然現象として選定された森林火災、干ばつ、火山の影響(降下火砕物による積載荷重)、積雪及び湖若しくは川の水位降下に対して、他の重大事故の起因となる安全上重要な施設の機能喪失の要因となる可能性がある自然現象との組合せの影響を検討する。検討に当たっては、同時に発生する可能性が極めて低い組合せ、重大事故に至る前に実施する対処に影響しない組合せ、一方の自然現象の評価に包絡される組合せを除外し、いずれにも該当しないものを考慮すべき組合せとする。

機能喪失に至るまでに対処が可能な自然現象と他の自然現象の組合せの検討結果を第3.2.1-4表に示す。検討の結果、機能喪失に至る前に実施する対処の内容が厳しくなる組合せとして火山の影響(降下火砕物による積載荷重)及び積雪の組合せを想定するが、火山の影響(降下火砕物による積載荷重)及び積雪が同時に発生した場合には、必要に応じて除雪及び降下火砕物の除去を実施することから、組合せを考慮する必要のある自然現象はない。

いずれの場合においても、重大事故の要因となる自然現象の組合せによる 影響はないことから、重大事故の起因となる安全上重要な施設の機能喪失の 要因となる自然現象として地震及び火山の影響(降下火砕物によるフィルタ の目詰まり等)を選定する。

これらの重大事故の起因となる安全上重要な施設の機能喪失の要因となる 自然現象の結果としての機能喪失の想定を、「重大事故の発生を仮定する際 の条件における外的事象」と整理し、その想定を3.2.3にて具体化する。

第3.2.1-3表 重大事故の起因となる機能喪失の要因となる自然現象と他の自然現象の組合せの検討結果

他 ^{*2} 要因 ^{*1}	地震	森林火災 及び 草原火災	干ばつ 及び 湖若しくは川の水位降下	火山の影響 (降下火砕物による 積載荷重、フィルタ等の 目詰まり)	積雪
地震		a	Ъ	a	С
火山の影響 (降下火砕物による フィルタの目詰まり 等)	a	a	b		b

※1: 重大事故の起因となる機能喪失の要因となる自然現象

※2: 他の自然現象

<凡例>

a:同時に発生する可能性が極めて低い組合せ

b: 重大事故に至る前に実施する対処に影響しない組合せ

c:一方の自然現象の評価に包絡される組合せ

d: 重畳を考慮する組合せ

第3.2.1-4表 機能喪失に至る前に対処が可能な自然現象と他の自然現象の組合せ

他 ^{**2} 対処 ^{**1}	地震	森林火災 及び 草原火災	干ばつ 及び 湖若しくは川の水位降下	火山の影響 (降下火砕物による積 載荷重)	積雪
森林火災 及び 草原火災	a		ь	a	b
干ばつ 及び 湖若しくは川の水位 降下	b	b		b	b
火山の影響 (降下火砕物による 積載荷重)	a	a	ь		d
積雪	b	b	ь	d	

※1:機能喪失に至る前に対処が可能な自然現象

※2: 他の自然現象

<凡例>

a:同時に発生する可能性が極めて低い組合せ

b: 重大事故に至る前に実施する対処に影響しない組合せ

c:一方の自然現象の評価に包絡される組合せ

d: 重畳を考慮する組合せ

3. 2. 2 内的事象

(1) 設計基準における想定

設計基準においては、内的事象として以下を想定している。

a. 静的機器の損傷

放射性物質を内包する液体(溶液、有機溶媒等)の移送配管の貫通き裂による1時間漏えいを想定し、さらに回収系の単一故障を想定する。放射性物質を内包する流体の移送配管以外の静的機器の損傷は、設計上定める条件においては想定していない。

b. 動的機器の機能喪失

再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(以下「事業指定基準規則」という。)の解釈第 15 条より、動的機器とは「外部からの動力の供給を受けて、それを含む系統が本来の機能を果たす必要があるとき、機械的に動作する部分を有する機器」であり、「排風機、弁、ダンパ、ポンプ、遮断器、リレー等」をいう。

ここでいう「外部からの動力」とは、その機器の動力源(電源、圧縮空気、蒸気等)の他、機器を制御するために入力される信号及び運転員による操作も含むものと整理する。したがって、外部入力によっても機器が動作しない状態を「故障」、外部入力に対して所定の機能以外の動作をする状態を「誤作動」、及び外部入力のうちの運転員による操作間違いを「誤操作」とする。(a) 単一故障、単一誤作動又は単一誤操作

安全上重要な施設の動的機器については単一故障を想定し、その場合でも安全上重要な施設の安全機能が喪失しないよう、独立した系統で多重化又は多様化を講じている。また、単一誤作動及び単一誤操作によっても安全上重要な施設の安全機能を喪失しないような系統構成及び運転手順としている。

(b) 短時間の全交流動力電源の喪失

安全上重要な施設は非常用所内電源系統からの給電を可能とすることから、安全評価においては外部電源の喪失から30分後に安全機能が回復することを想定している。

(2) 重大事故の起因として想定する内的事象

(1)で整理した設計基準における想定を踏まえ、設計基準としては喪失を想定していない安全機能を喪失させる、又は設計基準事故の規模を拡大させる 条件として、静的機器の損傷及び動的機器の機能喪失を以下のとおり想定する。

a. 静的機器の損傷

配管内の流体(溶液、有機溶媒等)は中低エネルギ流体系であり、米国NRCのSTANDARD REVIEW PLAN 3.6.2に基づき設計基準事故においては移送配管の破損規模として貫通き裂を想定しているが、これを超える損傷として全周破断を想定し、さらに回収系の単一故障を想定する。

対象は、再処理施設の放射性物質を内包する腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)を内包する配管とする。非腐食性の流体(空気、気送による粉末 又は冷却水)を内包する配管に関しては、腐食の進行が穏やかであり、保 守点検により健全性を維持できることから、機能喪失の対象としない。

また、配管が破断した場合には、早期に検知が可能であり、工程停止等の措置を行うことができるため、複数の配管の全周破断の同時発生は考慮しない。

b. 動的機器の機能喪失

(a) 動的機器の多重故障、多重誤作動又は多重誤操作

単一故障、単一誤作動又は単一誤操作を超える条件として、独立した 系統で構成している同一機能を担う安全上重要な施設の動的機器に対して、 多重故障、多重誤作動又は多重誤操作による機能喪失を想定する。

(b) 長時間の全交流動力電源の喪失

外部電源の喪失に加え、非常用所内電源系統の機能喪失による、長時間の全交流動力電源の喪失を想定する。

設計基準の条件として想定する機能喪失と設計基準より厳しい条件として想定する機能喪失を比較すると第3.2.2-1表のとおりとなる。

第3.2.2-1表 設計基準の条件として想定する機能喪失と 設計基準より厳しい条件として想定する機能喪失

静的機器の損傷	設計基準の条件として想定する機 能喪失 放射性物質を内包する液体(溶 液、有機溶媒等)の移送配管の貫 通き裂(破損口面積が1/4Dt 相 当)による1時間漏えい + 回収系の単一故障	設計基準より厳しい条件として想定する機能喪失 放射性物質を内包する腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)を内包する配管の全周破断による1時間漏えい + 回収系の単一故障
動的機器 の機能喪 失	単一故障、単一誤作動又は単一誤 操作 短時間の全交流動力電源の喪失	同一機能を担う安全上重要な施設 の動的機器の多重故障、多重誤作 動又は多重誤操作による機能喪失 長時間の全交流動力電源の喪失

(3) 静的機器の損傷の考え方

(2)で選定した配管以外の機器について損傷の可能性及び影響を評価した 結果、設計基準より厳しい条件として想定する機能喪失に包絡されることか ら、重大事故の発生を仮定する機器を特定することが可能である。

【補足説明資料3-26】

内的事象に関しては、設計基準の条件として想定する機能喪失を超える条件を設計基準より厳しい条件として定めていることから、それぞれの設計基準より厳しい条件の具体的な機能喪失の想定が「重大事故の発生を仮定する際の条件」となる。

「重大事故の発生を仮定する際の条件」については3.2.3にて具体化する。

3. 2. 3 重大事故の発生を仮定する際の条件の設定

前項までにおいて想定した、重大事故の起因となる機能喪失の要因について、想定する機能喪失の状況を詳細化するとともに、機能喪失を想定する対象設備、また同時に機能喪失を想定する範囲を明確にすることで、それぞれの外的事象及び内的事象としての機能喪失の状態を「重大事故の発生を仮定する際の条件」として設定することにより、重大事故の発生を仮定する機器を特定するとともに、それぞれの重大事故についての有効性評価の条件とする。

(1) 外的事象

- a. 地震
- (a) 発生する外力の条件

基準地震動を超える地震動の地震を想定する。

(b) 発生する外力と施設周辺の状況

地震により加速度が発生する。地震による加速度は、敷地内外を問わず、 周辺の設備に対しても一様に加わる。したがって、送電線の鉄塔が倒壊する ことにより外部電源が喪失する可能性がある。

(c) 影響を受ける設備

全ての設備の安全機能について、外力の影響により喪失の可能性がある。

(d) 外力の影響により喪失する機能

基準地震動の 1.2 倍の地震動を考慮した際に機能維持できる設計により維持する静的な機能は、地震の外力(加速度)による機能喪失を想定しない。これら以外の機能は、全て機能を喪失する(地震の加速度により、機器が損傷し、機能を喪失する)。

動的機器については、動力源、制御部、駆動部と多くの要素から構成され、

復旧に要する時間に不確実性を伴うことから、全ての動的機器に対して機能 喪失を想定する。

(e) 外力による機能喪失の影響による機能喪失

外部電源の喪失に加えて、非常用所内電源系統が機能喪失することにより、 電源を必要とする機器は全て機能喪失に至るものとする。

(f) 外力の影響による機能喪失後の施設状況

基準地震動の 1.2 倍の地震動を考慮した際に機能維持できる設計により維持する機能に該当しない静的な機能の喪失により、溢水、化学薬品漏えいが発生することに加え、基準地震動の 1.2 倍の地震動を考慮した際に機能維持できる設計により維持する機能に該当しない静的な機能は、継続して機能喪失を想定する。また、電源を必要とする機器は全て機能喪失に至るものとすることから、安全上重要な施設の安全機能確保のための支援機能(非常用所内電源系統、安全蒸気系、安全圧縮空気系等)についても、継続して長時間機能喪失を想定する。

- b. 火山の影響(降下火砕物によるフィルタの目詰まり等)(以下、「火山の 影響」という。)
- (a) 想定する条件

火山により降下火砕物の発生を想定する。

(b) 発生する外力と施設周辺の状況

火山により降下火砕物が発生する。降下火砕物は、敷地内外を問わず、周辺の設備に対しても一様に影響を与える。したがって、送電線の碍子に降下 火砕物が堆積すること等により外部電源が喪失する可能性がある。

(c) 影響を受ける設備

屋内の動的機器のうち、外気を取り込む機器に関しては、降下火砕物によ

りフィルタが目詰まりすることにより、機能喪失に至ることを想定する。

(d) 外力の影響により喪失する機能

外部電源の喪失に加えて、屋外の動的機器である安全冷却水系の冷却塔に対して機能喪失を想定する。また、屋内の動的機器のうち空気圧縮機及び非常用所内電源系統の非常用ディーゼル発電機のフィルタが、降下火砕物により目詰まりすること等により、機能喪失に至ることを想定する。

(e) 外力による機能喪失の影響による機能喪失

外部電源の喪失に加えて、非常用所内電源系統が機能喪失することにより、 電源を必要とする機器は全て機能喪失に至るものとする。

(f) 外力の影響による機能喪失後の施設状況

静的機器については機能喪失を想定しないが、電源を必要とする機器は全 て機能喪失に至るものとすることから、安全上重要な施設の安全機能確保の ための支援機能(非常用所内電源系統、安全蒸気系、安全圧縮空気系等)に ついても、継続して長時間機能喪失を想定する。

(2) 内的事象

a. 配管の全周破断

放射性物質を内包する腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)を内包する配管の全周破断を想定する。また、全周破断を想定した配管に加えて、回収系の単一故障を想定する。

配管の全周破断による漏えいが発生した場合は、漏えい検知装置又は移送時の液位変動の監視により速やかに漏えいを検知し、配管の送液を停止することができるが、誤操作等の影響を考慮し、漏えいは1時間継続すると想定する。ただし、回分移送の場合であって、1時間以内に移送が終了する場合は、平常運転時における最大の回分移送量が漏えいすると想定する。また、

配管の全周破断により機器に保有している液体が漏えいする可能性がある場合には、機器の設計最大保有量に加えて、当該機器への送液分が漏えいすることを想定する。

また、複数箇所からの漏えいの同時発生は、関連性が認められないことから、想定しない。配管から漏えいした液体により被水する可能性がある動的機器は、その機能の喪失を想定する。

【補足説明資料3-18】

b. 動的機器の多重故障、多重誤作動又は多重誤操作

(a) 動的機器の多重故障

独立した系統で構成している同一機能を担う安全上重要な施設の動的機器 の全台故障により、当該機器が有する動的機能の喪失を想定する。

その結果、動力源(電源、圧縮空気、蒸気等)が喪失する場合は、それら が供給されることで機能を果たす動的機器の機能も同時に喪失を想定する。

上記以外の動的機器については、互いに関連性がない動的機器が同時に多重故障に至るとは考え難いことから同時に機能を喪失しない。また、動的機器の多重故障は、静的機器の損傷の要因にはならないことから、静的機器の機能喪失は想定しない。

(b) 動的機器の多重誤作動

独立した系統で構成している同一機能を担う安全上重要な施設の動的機器に対して多重誤作動を想定する。その際、互いに関連性がない動的機器が同時に多重誤作動に至るとは考え難いことから、多重誤作動の同時発生は考慮しない。具体的には、異常の拡大防止及び影響緩和機能(MS)を担保する安全上重要な施設の動的機能と、安全上重要な施設の異常の発生防止機能(PS)が同時に機能喪失に至ることは、上記(a)の多重誤作動の同時発生

に該当することから想定しない。

動的機能の誤作動として以下の事象を想定する。

- i. 異常停止(起動操作時に起動できないことを含む)
- ii. 異常起動 (停止操作時に停止できないことを含む)
- iii. 出力低下
- iv. 出力過剰
- v. インターロック (警報) 不作動
- vi. インターロック(警報)誤作動

上記のうち、i、iii、vは機器(計装設備)の故障と同一の事象として整理できる。また、viについては、警報の発報に対して運転員が安全側の対応を講ずるので事故の起因にはならない。したがって、多重誤作動として考慮する事象はii、ivとし、具体的には流量の増加(供給流量又は換気風量の増加)を想定する。

(c) 多重誤操作

安全上重要な施設が担う機能に関する運転員の単一の「行為」について、 多重誤操作を想定する。その際、確認を複数の運転員で行っていたとしても、 誤った操作をすることを想定する。複数の行為において、連続して複数の運 転員が誤操作することは考え難いため、多重誤操作の同時発生は考慮しない。

安全上重要な施設の動的な安全機能は、運転員の操作に期待しておらず、 安全上重要な施設の機能に対する誤操作としては、安全機能を担保する機器 の操作に関わるものとして、以下のものを想定する。

- i. 安全上重要な施設の動的機器の操作
- ii. 安全上重要な施設の警報吹鳴に対する運転員対応
- iii. 施錠管理を伴う溶液の移送

以下にそれぞれの項目について想定した誤操作を示す。

i. 安全上重要な施設の動的機器の操作

安全上重要な施設の動的機器の操作については、当該機器の保守や運転モード切替えにおける起動、停止の作業における誤操作を想定する。この場合、起こり得る現象としては当該機器の多重誤作動(異常停止、異常起動及び出力異常)と同じであり、多重誤作動と同一の事象として整理できる。

ii. 安全上重要な施設の警報吹鳴に対する運転員対応

以下に示す安全上重要な施設の警報が吹鳴した場合の運転員の操作に おける誤操作を想定する。

- ① 塔槽類廃ガス処理設備の圧力警報
- ② 第1よう素追出し槽及び第2よう素追出し槽の溶解液密度高による 警報
- ③ プルトニウム洗浄器アルファ線検出器の計数率高による警報(分離施設又は精製施設)
- ④ セルの漏えい液受皿の集液溝の液位警報

このうち、①については、警報対応時の誤操作を考慮しても、排風機の出力低下又は停止の事象に含まれる。②及び③については、誤操作を考慮しても設備的に臨界に至る条件とならない。

また、④については、漏えい液受皿の集液溝の液位警報が吹鳴した場合の運転員による液移送の停止操作における誤操作を想定する。しかし、この場合は他のパラメータ(漏えい液受皿の液位変化や移送元及び移送先の槽の液位変化)を監視することにより、漏えいの停止の有無が判断できることから、誤操作に容易に気付くことができる。誤操作により漏えい量が増加する可能性があるが、重大事故の発生を仮定する機器の特定における漏えい量を十分な時間余裕(1時間)を想定した漏えい量としているた

め、誤操作の影響はない。

iii. 施錠管理を伴う溶液の移送

施錠管理を伴う溶液の槽間移送を行う場合の運転員の操作における誤操作を想定する。施錠管理を伴う溶液の移送については以下に示す複数のステップ(臨界となる可能性のある状態に達するまでに期待できる防止措置)を経て実施する。

- ① 計画策定
- ② 臨界施錠管理(試料採取及び分析)
- ② 臨界施錠管理(結果確認)

それぞれのステップにおいては、複数の運転員による確認行為が行われており、これらのどの行為について多重誤操作を想定しても、臨界に至る条件は成立しない。このため、施錠管理を伴う溶液の移送における多重誤操作を想定しても事故に至ることはない。

c. 長時間の全交流動力電源の喪失

外部電源の喪失時に、非常用ディーゼル発電機が多重故障により起動しないことを想定する。

これにより、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋及び再処理設備本体において、 全ての交流動力電源が喪失することから、電源により駆動する動的機器は、 全て機能喪失を想定する。当該機器が電源以外で駆動する場合であっても、 その駆動源を供給する機器が電源を要する場合には、機能喪失を想定する。

全交流動力電源の喪失と同時に動的機器自体の故障は想定しないことから、 非常用ディーゼル発電機の復旧までの間に外部電源が回復または喪失した電源を代替することにより、動的機器は対処において期待できる。また、全て の静的機能は維持されることから、対処において期待できる。 (3) 重大事故の発生を仮定する際の条件のまとめ

上記の検討より、重大事故の発生を仮定する際の条件として、外的事象と 内的事象のそれぞれについて、機能喪失を想定する安全上重要な施設の対象 設備、また同時に機能喪失を想定する範囲を以下のとおり設定する。

a. 外的事象

- ① 地 震 : 安全上重要な施設の動的機器及び交流動力電源の機能は 復旧に時間を要することを想定し全て長時間機能喪失す る。また,安全上重要な施設の静的機器の機能は長時間 機能喪失する。ただし,基準地震動の 1.2 倍の地震動を 考慮した際に機能維持できる設計とした安全上重要な施 設の静的機器は機能を維持する。
- ② 火山の影響:交流動力電源及び屋外に設置する安全上重要な施設の動 的機器の機能並びに屋内の外気を吸い込む安全上重要な 施設の動的機器の機能は降下火砕物によるフィルタ目詰 まり等により全て長時間機能喪失する。

b. 内的事象

- ① 腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)を内包する安全上重要な施設の配管の全周破断と回収系の単一故障が同時発生する。
- ② 安全上重要な施設の 動的機器が多重故障、多重誤作動又は多重誤操作(以下、これらを総称して「動的機器の多重故障」という。)により機能喪失する。
- ③ 全交流動力電源の喪失により安全上重要な施設の動的機器が全て機 能喪失する。

(4) 外的事象及び内的事象の同時発生

外的事象及び内的事象のそれぞれの同時発生については、以下のとおり考慮する必要はない。

外的事象同士の同時発生

外的事象はそれぞれ発生頻度が極めて低いことに加え、火山の影響による機能喪失の範囲は地震による機能喪失の範囲に包絡されることから考慮する必要はない。

内的事象同士の同時発生

内的事象発生時には速やかに対処を行うことに加え、それぞれの内的 事象は関連性の認められない偶発的な事象となることから考慮する必 要はない。

外的事象と内的事象の同時発生

外的事象は発生頻度が極めて低いことに加え、外的事象と内的事象は 関連性の認められない偶発的な事象となることから考慮する必要はない。

以上より、外的事象及び内的事象をそれぞれ考慮することにより、適切に 重大事故の発生を仮定する機器を特定することが可能である。

【補足説明資料3-21】

3. 3 重大事故の発生を仮定する機器の特定の考え方

3. 3. 1 基本的考え方

重大事故は、再処理規則にて、臨界事故、冷却機能の喪失による蒸発乾固、 放射線分解により発生する水素による爆発、有機溶媒等による火災又は爆発、 使用済燃料の著しい損傷及び放射性物質の漏えいの6つが定められている。

これらは、それぞれの発生の防止機能が喪失した場合に発生する可能性があるが、機能喪失の条件、すなわち重大事故が発生する条件はそれぞれ異なる。

したがって、以下のとおり、設備ごとの安全機能の整理と機能喪失により 発生する事故の分析を行い、重大事故の発生を仮定する際の条件による安全 機能喪失状態を特定することで、その重大事故の発生を仮定する機器を特定 する。整理の全体フローを第3.3.1-1図に示す。

(1) 設備ごとの安全機能の整理と機能喪失により発生する事故の分析(ステップ1)

a. 対象の整理

安全機能の喪失を想定する対象は、公衆への著しい被ばく影響をもたらす可能性のある事故が重大事故であることを踏まえ、安全機能を有する施設のうち安全上重要な施設とする。安全上重要な施設は、その機能喪失により、公衆及び従事者に過度の放射線被ばくを及ぼす可能性のある機器を選定していることから、安全上重要な施設の安全機能を対象として、安全機能の喪失を考慮し、重大事故に至る可能性を整理する。

なお、安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設の機能が喪失したと しても、公衆及び従事者に過度な放射線被ばくを及ぼすおそれはない。

b. 設備ごとの安全機能の整理

事業指定変更許可申請書の添付書類六 第 1.7.7-1表「安全上重要な施設」(以下「安全上重要な施設表」という。)に記載の施設に関して、設備ごとに系統図を作成する。安全上重要な施設は、機器単独で安全機能を有する場合と、系統として安全機能を有する場合がある。したがって、両者についてそれぞれ以下の方針で系統図を作成する。

i. 機器単独で安全機能を有する場合

機器ごとに、安全上重要な施設として有する安全機能、耐震設計を整理した上で、系統図として、機器/セル/建屋の三重の閉じ込め、機器からの排気系、機器に供給しているユーティリティ(冷却水、圧縮空気等)、セルの漏えい液検知系・回収系、セル・建屋からの排気系等の、喪失時に重大事故の起因となり得る安全機能及び事故の進展を防止するための安全機能に関連する設備並びに安全上重要な施設の安全機能喪失時にバックアップとして機能する設備を記載する。

ii. 系統として安全機能を有する場合

系統ごとに、安全上重要な施設として有する安全機能を整理した上で、 共通の系統として、当該系統の構成に加えて、電源の供給や冷却水の供給 等、当該機能の喪失の要因に関連する他の系統との関連性を記載する。ま た、各機器に対してユーティリティを供給している系統、各機器からの排 気系及び屋換気系については、供給先や排気対象を示す。

c. 重大事故を発生させ得る安全機能の喪失又はその組合せの特定

安全上重要な施設の安全機能が喪失した場合に至る施設状態及びその後の 事象進展を分析することにより、重大事故に至る可能性がある主な機能喪失 又はその組合せを整理する。

- (2) 安全機能喪失状態の特定 (ステップ2)
- a. フォールトツリー分析による安全機能喪失に至る要因の整理

上記(1). b. の系統図を参照し、設備ごとに、安全上重要な施設の安全機能が喪失する要因をフォールトツリーにて分析する。

- b. 要因ごとの安全機能喪失状態の特定
- (a) フォールトツリー上での機能喪失の明確化

フォールトツリー上で、要因ごとに安全機能喪失状態(どの起因を想定した結果機能喪失に至るか)を特定する。フォールトツリー分析において、安全機能を構成する各要素が機能喪失に至るか否かは、3.2.3に示す重大事故の発生を仮定する際の条件を適用して判定する。

(b) 系統図上での機能喪失の明確化

それぞれの設備の系統図上で、要因ごとに機能喪失を想定する対象を特定する。ここで、他の設備が有する安全機能の喪失は記載を変えて区別する。 系統図において、各設備が機能喪失に至るか否かは、3.2.3に示す重大事故の発生を仮定する際の条件を適用して判定する。

c. 安全機能の喪失又はその組合せの発生の判定

上記(1) c. で整理した、重大事故を発生させ得る安全機能の喪失又はその組合せが、各要因において発生するか否かを判定する。

安全機能が喪失しない、又はその組合せが発生しなければ、事故が発生することはなく、重大事故に至らないと判定できる。

- (3) 重大事故の発生を仮定する機器の特定(ステップ3)
- (2)により、重大事故を発生させ得る安全機能の喪失又はその組合せが発生する場合には、重大事故の発生の可能性がある機器(セル、室等を含

む。) ごとに重大事故に至るかを評価し、重大事故の発生を想定する機器を 特定する。

a. 事故発生の判定

(2)において、安全機能が喪失する、又は安全機能が組合せで喪失する場合であっても、評価によって事故(大気中への放射性物質の放出)に至らないことを確認できれば、重大事故に至らないと判定できる。

b. 重大事故の判定

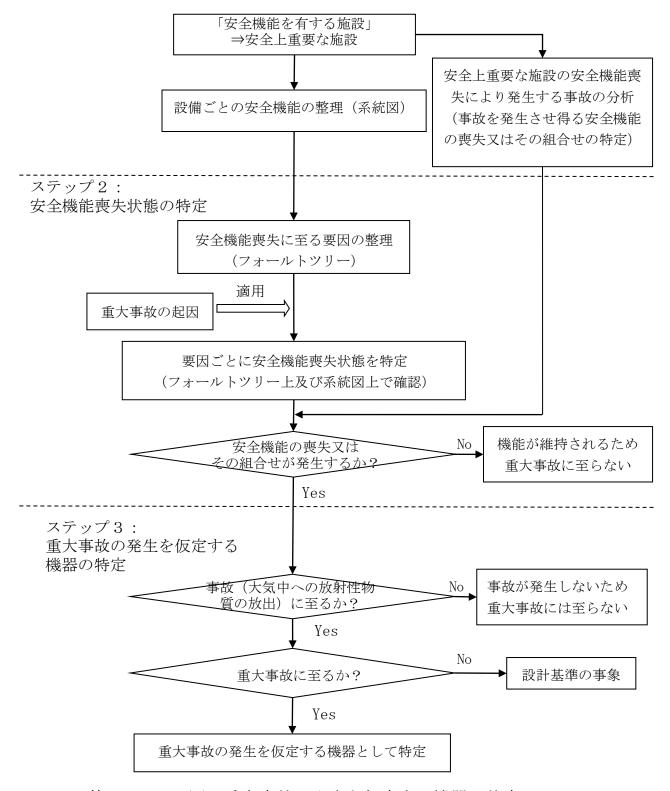
上記 a. において、評価によって事故に至らないことを確認できない場合には、事故の収束手段、事象進展の早さ又は公衆への影響をそれぞれ評価する。

具体的には、安全機能の喪失又はその組合せが発生したとしても、設計基準対象の施設で事象の収束が可能である、安全機能の喪失から事故に至るまでの間に喪失した安全機能の復旧が可能である、又は機能喪失時の公衆への影響が平常運転時と同程度であれば、設計基準として整理する事象に該当する。

いずれにも該当しない場合には、重大事故の発生を仮定する機器として特定する。

また、重大事故の同時発生の仮定においては、機能喪失の要因との関連に おいて、同種の重大事故が複数箇所で同時に発生する場合と、異種の重大事 故が同一箇所又は複数箇所で同時に発生する場合をそれぞれ仮定する。

有効性評価においては、異種の重大事故が同時に発生した場合の相互影響 を考慮する。 ステップ1: 設備ごとの安全機能の整理と 機能喪失により発生する事故の分析



第3.3.1-1図 重大事故の発生を仮定する機器の特定フロー

- 3. 3. 2 重大事故の発生を仮定する機器の特定
- 3. 3. 2. 1 設備ごとの安全機能の整理と機能喪失により発生する事故 の分析 (ステップ1)
- 3. 3. 2. 1. 1 系統図による設備ごとの安全機能の整理
- (1)機器単独で安全機能を有する場合 機器ごとに、以下を記載する。
- a. 安全上重要な施設として有する安全機能

当該機器が安全上重要な施設として有する安全機能を記載する。

その際、3.3.2.1.2に後述するとおり、「放射性物質の保持機能」を有する場合は、保持する放射性物質により発生する可能性がある事故が異なるため、内包物を記載する。さらに、保持する放射性物質が液体(溶液又は廃液)の場合は、機能喪失(漏えい)後の事象進展で発生する可能性がある事故が異なるため、液体(溶液、有機溶媒又は廃液)に含まれる主な核種としてウラン、プルトニウム及び核分裂生成物を示す。

b. 耐震設計

3.3.2.2.3において、重大事故の発生を仮定する際の条件のうち 地震の影響における機能喪失の判定に用いるために、基準地震動の 1.2 倍 の地震動を考慮した際に機能維持できる設計としているか否かを記載する。

c. 系統図の作成

喪失時に重大事故が発生する可能性がある安全機能及び事故の進展を防止するための安全機能に関連する設備、並びに安全上重要な施設の安全機能喪失時にバックアップとして機能する設備を記載する。

(a) 放射性物質の閉じ込め

放射性物質を内包する機器の場合は、放射性物質に対する三重の閉じ込めとして、当該機器、それを設置するセル等及びセル等を収納する建屋

を示す。搬送機器等の放射性物質を内包しない機器の場合は、機器を設置 するセル等及びセル等を収納する建屋を示す。

(b) 機器からの排気系

貯槽等の放射性物質を内包する機器のように、動的閉じ込めを必要とする機器の場合は、その排気系を示す。

(c)機器に供給しているユーティリティ

機器に対して、共通系統からユーティリティ(冷却水、圧縮空気、蒸気等)を供給することにより、冷却、掃気、加熱等を行う場合は、その系統を記載する。動的機器であれば、駆動源の供給系統を記載する。その際、供給する系統が複数ある場合は図上でも複数の系統を記載する。

(d) セルの漏えい液検知系・回収系

液体放射性物質を内包する機器の場合は、漏えい液の検知系統と回収系 (スチームジェットによる回収、ポンプによる回収又は重力流回収)を記載 する。その際、系統が複数ある場合は図上でも複数の系統を記載する。

- (e) セル・建屋からの排気系
- (a) において記載した、セル及び建屋について、それぞれの排気系を記載 する。
- (2) 系統として安全機能を有する場合 系統ごとに、以下を記載する。
- a. 安全上重要な施設として有する安全機能 当該系統が安全上重要な施設として有する安全機能を記載する。
- b. 系統図の作成
- (a) 当該系統の構成

当該系統を構成する機器を示すとともに、系統が複数ある場合には図上で

も複数の系統を記載する。動的機器が複数ある場合には、それぞれの能力 (1台あたり何%の機能を有するか)を記載する。

(b) 当該系統に関連する他の系統

当該系統が有する安全機能を喪失させ得るものとして、当該系統を構成する機器に対して供給されているユーティリティ(電源、冷却水等)の系統を記載する。系統が複数ある場合には図上でも複数の系統を記載する。

c. 供給先又は排気対象の整理

各機器に対してユーティリティ(冷却水、圧縮空気、蒸気等)を供給 している系統については、その供給先を表で示す。

また、各機器や各セルからの排気系については、排気対象の機器又はセルを表で示す。

【補足説明資料3-22】

3. 3. 2. 1. 2 重大事故に至る可能性がある安全機能の喪失又はその 組合せの特定

再処理規則に定められる重大事故に関して、それぞれの発生を防止する安全機能を整理することにより、事故に至る可能性がある機能喪失又はその組合せを抽出する。

安全機能は、事業指定変更許可申請書の添付書類六 第 1.7.7-2表「安全上重要な施設に係る安全機能の分類」に基づき、当該機能が喪失した場合に至る施設状態及びその後の事象進展を分析することで、機能喪失により発生する可能性がある事故を特定する。

参考:事業指定変更許可申請書の添付書類六

第1.7.7-2表「安全上重要な施設に係る安全機能の分類」

大分類	中 分 類	小 分 類
7. 70 79	1 20 22	• 7• 75
異常の発生防止機能	放射性物質の閉じ込め機能	・静的な閉じ込め機能(放射性物質の保持及び放出経路の維持機能)
(PS)		・動的な閉じ込め機能(放射性物質の捕集・浄化及び排気機能)
	安全に係るプロセス量等の維持機能	・火災,爆発,臨界等に係るプロセス量等の維持機能
		・掃気機能
		・崩壊熱等の除去機能
	体系の維持機能	・核的制限値(寸法)の維持機能
		・遮蔽機能
	安全上必須なその他の機能	・落下・転倒防止機能
	異常の発生防止機能に係る支援機能	
異常の拡大防止機能	安全に係るプロセス量等の維持機能	・熱的,化学的又は核的制限値等の維持機能
(MS)	異常の拡大防止機能に係る支援機能	
影響緩和機能		・静的な閉じ込め機能(放射性物質の保持及び放出経路の維持機能)
(MS)	放射性物質の過度	・動的な閉じ込め機能(放射性物質の捕集・浄化及び排気機能)
	の放出防止機能	・ソースターム制限機能
	体系の維持機能	・遮蔽機能
	安全上必須なその他の機能	・事故時の放射性物質の放出量の監視機能
		・事故時の対応操作に必要な居住性等の維持機能
	影響緩和機能に係る支援機能	

- (1) 異常の発生防止機能 (PS)
- a. 静的な閉じ込め機能(放射性物質の保持及び放出経路の維持機能)

(a) 保持機能

放射性物質(液体状又は固体状)を内包する機器は、き裂や破損がなく機器が健全であることで機器内に放射性物質を保持することが可能である。

保持機能が損なわれた場合には、内包する放射性物質(液体状又は固体状)が機器外に漏えいする(漏えいに伴い気相中に放射性物質が移行し、大気中への放射性物質の放出に至る)。

また、漏えい後の事象進展により放射性物質の大気中への放出の可能性がある。核的制限値の維持機能を有する機器において保持機能を喪失した場合、内包する液体又は固体が漏えいして核的に安全な形状が損なわれ、 臨界事故(機器外)に至る可能性がある。

崩壊熱除去(沸騰防止)の対象機器において保持機能を喪失した場合、 内包する液体が漏えいして崩壊熱除去機能を有していない場所に移動し、 蒸発乾固(機器外)に至る可能性がある。

水素掃気の対象機器において保持機能を喪失した場合、内包する液体 が漏えいして掃気機能を有していない場所に移動し、水素爆発(機器外) に至る可能性がある。

TBP又はnードデカンを内包する機器において保持機能を喪失した場合、内包する液体が漏えいして有機溶媒火災(機器外)に至る可能性がある。

放射性物質の保持機能の喪失により発生する可能性がある重大事故を第 3.3.2.1.2-1表に、放射性物質の保持機能の喪失(漏えい)後の事象進展 により発生する可能性がある重大事故を第 3.3.2.1.2-2表にそれぞれ示す。

第3.3.2.1.2-1表 放射性物質の保持機能の喪失により 発生する可能性がある重大事故

安全機能	安全機能の喪失時に想定する施設状況	発生する可能性が ある重大事故
放射性物質の 保持機能	内包する放射性物質(液体状又は固体状)が機器外に漏えいする(漏えいに伴い気相中に放射性物質が移行し、大気中への放射性物質の放出に至る)	放射性物質の漏えい い(液体状又は固体状の放射性物質の機器外への漏えい)

第3.3.2.1.2-2表 放射性物質の保持機能の喪失(漏えい)後の 事象進展により発生する可能性がある重大事故

放射性物質の保持機 能を喪失する機器	安全機能喪失後に想 定する施設状態	事象進展に対する拡大防 止機能	発生する可能性 がある重大事故
核的制限値の維持機 能を有する機器	核的に安全な形状が 損なわれる	・核的制限値(寸法)の 維持機能(漏えい液受 皿)	臨界事故(機器 外)
崩壊熱除去 (沸騰防 止) の対象機器	漏えい液の崩壊熱に よる温度上昇	・ソースターム制限機能(回収系)	蒸発乾固(機器 外)
安全圧縮空気系によ る水素掃気の対象機 器	漏えい液の放射線分 解による水素発生	・ソースターム制限機能 (回収系)・排気機能(セル排気 系)	水素爆発(機器 外)
TBP又はnードデ カンを内包する機器	漏えい液の崩壊熱に よる温度上昇	・ソースターム制限機能(回収系)	有機溶媒等による火災又は爆発 (有機溶媒火災 (機器外))

【補足説明資料3-3】

(b) 放出経路の維持機能

放射性物質(気体状)を管理放出するための経路の維持機能であり、 この機能を有する安全上重要な施設として、廃ガス処理系及びセル等から の排気系並びに主排気筒が該当する。

これらは、破損することなく各機器が形状を維持することによって機 能が維持される。したがって、放出経路の維持機能が損なわれた場合には、 放射性物質(気体状)が漏えいする(漏えいした放射性物質(気体状)は、 本来の放出経路上で期待できる捕集・浄化を経ずに主排気筒から大気中に 放出される、又は経路途中から漏えいし主排気筒を介さず建屋から直接大 気中に放出される)。

放出経路の維持機能の喪失により発生する可能性がある重大事故を第 3.3.2.1.2-3表に示す。

第3.3.2.1.2-3表 放出経路の維持機能の喪失により 発生する可能性がある重大事故

安全機能	安全機能の喪失時に想定する施設状況	発生する可能性が ある重大事故
放出経路の維持機能	放射性物質(気体状)が機器外に漏えいする	放射性物質の漏え い(気体状の放射 性物質の漏えい)

b. 動的な閉じ込め機能(放射性物質の捕集・浄化及び排気機能)

(a) 放射性物質の捕集機能

放射性物質の捕集機能は、廃ガス中に含まれる放射性物質を捕集するための機能であり、この機能を有する安全上重要な施設としてはせん断処理・溶解廃ガス処理設備、塔槽類廃ガス処理設備、高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備又は換気設備のうちセル等からの排気系を構成する高性能粒子フィルタ、よう素フィルタ及びルテニウム吸着塔が該当する。(開放機器を設置していないセル等の場合、漏えい等の異常が発生しなければセル等内に汚染はなく、したがってセル等からの排気系は影響緩和機能(MS)と位置付けられる。ただし、再処理施設の運転期間においては漏えいの可能性は否定できないことから、セル等内は汚染しているものと仮定し、異常の発生防止機能(PS)とする。)

これらは、破損することなく形状を維持することによって機能が維持

される。放射性物質の捕集機能が損なわれた場合には、廃ガス中に含まれる放射性物質が捕集されずに放出経路から大気中に放出される。

放射性物質の捕集機能の喪失により発生する可能性がある重大事故を 第3.3.2.1.2-4表に示す。

第3.3.2.1.2-4表 放射性物質の捕集機能の喪失により 発生する可能性がある重大事故

安全機能	安全機能の喪失時に想定する施設状況	発生する可能性が ある重大事故
放射性物質の 捕集機能	廃ガス中に含まれる放射性物質が捕集されずに放出 経路から大気中に放出される	放射性物質の漏え い(気体状の放射 性物質の漏えい)

(b) 放射性物質の浄化機能

放射性物質の浄化機能は、廃ガス中に含まれる放射性物質を浄化する ための機能であり、この機能を有する安全上重要な施設としてせん断処 理・溶解廃ガス処理設備、塔槽類廃ガス処理設備、高レベル廃液ガラス固 化廃ガス処理設備又は換気設備のうちセル等からの排気系を構成する廃ガ ス洗浄塔等が該当する。したがって、機器が健全であり、かつ浄化のため に使用する水が機器に供給されることで機能が維持される。

放射性物質の浄化機能が損なわれた場合には、廃ガス中に含まれる放射性物質が浄化されずに放出経路から大気中に放出される。

放射性物質の浄化機能の喪失により発生する可能性がある重大事故を 第3.3.2.1.2-5表に示す。

第3.3.2.1.2-5表 放射性物質の浄化機能の喪失により 発生する可能性がある重大事故

安全機能	安全機能の喪失時に想定する施設状況	発生する可能性が ある事故
放射性物質の 浄化機能	廃ガス中に含まれる放射性物質が浄化されずに放出 経路から大気中に放出される	放射性物質の漏え い(気体状の放射 性物質の漏えい)

(c) 放射性物質の排気機能

放射性物質の排気機能は、廃ガス中に含まれる放射性物質を捕集・浄化した処理済の廃ガスを排気するための機能であり、この機能を有する安全上重要な施設としてせん断処理・溶解廃ガス処理設備、塔槽類廃ガス処理設備、高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備又は換気設備のうちセル等からの排気系を構成する排風機が該当する。したがって、機器が健全であり電源から電力が供給されることにより機能が維持される。

放射性物質の排気機能が損なわれた場合には、通常の放出経路以外の 経路から、「(a) 放射性物質の捕集機能」及び「(b) 放射性物質の浄化機 能」を有する機器を介さずに放射性物質が大気中に放出される。

また、a. (a) に示すとおり、セル等からの排気系を構成する排風機は、放射性物質の保持機能が喪失した場合には、その後の事象進展として発生の可能性がある水素爆発(機器外)に至ることを防止するための拡大防止機能も有する。(セル等からの排気系の排風機は、漏えい液の放射線分解により発生する水素を掃気する目的では安全上重要な施設に位置付けてはいないものの、結果としてセル等からの排気により水素爆発(機器外)の発生を防止することが可能である。)

放射性物質の排気機能の喪失により発生する可能性がある重大事故を 第3.3.2.1.2-6表に、安全機能(放射性物質の保持機能)の喪失(漏え い) 後の事象進展により発生する可能性がある重大事故を第 3. 3. 2. 1. 2 - 7 表にそれぞれ示す。

第3.3.2.1.2-6表 放射性物質の排気機能の喪失により 発生する可能性がある重大事故

安全機能	安全機能の喪失時に想定する施設状況	発生する可能性が ある重大事故
放射性物質の 排気機能	通常の放出経路以外の経路から、放射性物質の捕集 及び放射性物質の浄化を介さずに放射性物質が大気 中に放出される	放射性物質の漏え い(気体状の放射 性物質の漏えい)

第3.3.2.1.2-7表 安全機能(放射性物質の保持機能)の 喪失(漏えい)後の事象進展により発生する可能性がある重大事故

放射性物質の保持機	安全機能喪失後に想	事象進展に対する拡大防	発生する可能性
能を喪失する機器	定する施設状態	止機能	がある重大事故
安全圧縮空気系によ る水素掃気の対象機 器	漏えい液の放射線分 解による水素発生	・ソースターム制限機能 (回収系)・排気機能(セル等から の排気系)	水素爆発(機器外)

c. 火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能

火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能として、プロセス量の管理が健全であることで、火災の発生防止、爆発の発生防止及び未臨界維持が可能である。この機能を有する安全上重要な施設として燃焼度計測装置(臨界に係るプロセス量等の維持機能)が該当する。

臨界に係るプロセス量等の維持機能が損なわれた場合には、臨界事故の発生の可能性がある。

火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能の喪失により発生する 可能性がある重大事故を第3.3.2.1.2-8表に示す。

第3.3.2.1.2-8表 火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能 の喪失により発生する可能性がある重大事故

安全機能	安全機能の喪失時に想定する施設状況	発生する可能性が ある重大事故
火災、爆発、 臨界等に係る プロセス量等 の維持機能 (燃焼度計測 装置)	処理する使用済燃料集合体の平均濃縮度を正確に把握できなくなるため、平均濃縮度に応じた燃料貯蔵ラック(高残留濃縮度又は低残留濃縮度)に適切に貯蔵できなくなる	臨界事故(機器 外)

d. 掃気機能

水又は有機溶媒の放射線分解により発生する水素を掃気する機能であり、 この機能を有する安全上重要な施設として安全圧縮空気系(空気圧縮機、空 気貯槽及び配管)が該当する。

空気圧縮機は、機器が健全であり電源から電力が供給されること及び安全 冷却水系(再処理設備本体用)から冷却水が供給されることにより機能が維 持される。また、空気貯槽及び配管は破損が無く機器が健全であることで機 能が維持される。

掃気機能が損なわれた場合には、掃気対象の機器において水素の掃気が行われなくなるため、水素爆発に至る可能性がある。

掃気機能の喪失により発生する可能性がある重大事故を第 3.3.2.1.2-9 表に示す。

第3.3.2.1.2-9表 掃気機能の喪失により発生する可能性がある

重大事故

安全機能	安全機能の喪失時に想定する施設状況	発生する可能性が ある重大事故
掃気機能	掃気対象の機器において水素の掃気が行われなくな る	水素爆発(機器 内)

e. 崩壊熱等の除去機能

放射性物質の崩壊熱を除去する機能であり、冷却方式は対象物によって異なる。

使用済燃料の崩壊熱除去は安全冷却水系(使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用)、プール水冷却系及び補給水設備による直接水冷、液体(溶液又は廃液)の崩壊熱除去は安全冷却水系(再処理設備本体用)による間接水冷、混合酸化物貯蔵容器の崩壊熱除去は貯蔵室からの排気系による強制空冷並びにガラス固化体の崩壊熱除去は収納管及び通風管による自然空冷にて実施する。

水冷であれば、ポンプが健全であり電源から電力が供給され、かつ水の流路となる配管にき裂や破損が無く健全であることで機能が維持される。強制空冷においては、貯蔵室排風機が健全であり電源から電力が供給され、かつ排気経路に破損が無く健全であることで機能が維持される。自然空冷であれば、空気流路が健全であることで機能が維持される。

崩壊熱の除去機能が損なわれた場合には、対象となる機器において崩壊熱の除去が行われず、使用済燃料であれば、非常用の補給水系が故障して、補給水の供給に失敗することにより、使用済燃料プール等の水の温度が上昇し、蒸発により水位が低下する事故(以下、「想定事故1」という。)、液体(溶液又は廃液)であれば蒸発乾固、混合酸化物貯蔵容器及びガラス固化体であれば温度上昇による閉じ込め喪失に至る可能性がある。

また、使用済燃料の崩壊熱除去のためのプール水冷却系の流路となる配管が破損した場合には、「プール水の保持機能」が喪失し、サイフォン効果等による燃料貯蔵プール等内の水の小規模な喪失が発生し、燃料貯蔵プール等の水位が低下する事故(以下「想定事故2」という。)が発生する可能性がある。

崩壊熱等の除去機能の喪失により発生する可能性がある重大事故を第 3.3.2.1.2-10表に示す。

第3.3.2.1.2-10表 崩壊熱等の除去機能の喪失により 発生する可能性がある重大事故

安全機能	安全機能の喪失時に想定する施設状況	発生する可能性が ある重大事故
崩壊熱除去機能 (間接水冷)	液体(溶液又は廃液)の崩壊熱を除去できなくなる	蒸発乾固(機器 内)
崩壊熱除去機能 (直接水冷)	使用済燃料の崩壊熱を除去できなくなる	使用済燃料の著し い損傷(想定事故 1)
プール水の保持機 能	サイフォン効果によりプール水が小規模に漏えい する	使用済燃料の著し い損傷(想定事故 2)
崩壊熱除去機能 (強制空冷)	混合酸化物貯蔵容器の崩壊熱を除去できなくなる	放射性物質の漏え い(温度上昇によ る閉じ込め喪失)
崩壊熱除去機能 (自然空冷)	ガラス固化体の崩壊熱を除去できなくなる	放射性物質の漏え い (温度上昇によ る閉じ込め喪失)

f. 核的制限値(寸法)の維持機能

核燃料物質を内包し、核的制限値(寸法)の維持機能を有する機器は、機器が健全であることで、未臨界を維持することが可能である。

核的制限値(寸法)の維持機能が損なわれた場合には、内包する核燃料物質によって臨界事故が発生する可能性がある。

また、a. (a) に示すとおり、漏えい液受皿は、放射性物質の保持機能が喪失した場合には、その後の事象進展として発生の可能性がある臨界事故(機器外)に至ることを防止するための拡大防止機能も有する。

核的制限値(寸法)の維持機能の喪失により発生する可能性がある重大事故を第3.3.2.1.2-11表に、安全機能(放射性物質の保持機能)の喪失(漏えい)後の事象進展により発生する可能性がある重大事故を第3.3.2.1.2-12表

にそれぞれ示す。

第3.3.2.1.2-11 表 核的制限値(寸法)の維持機能の喪失により 発生する可能性がある重大事故

安全機能	安全機能の喪失時に想定する施設状況	発生する可能性が ある重大事故
核的制限値 (寸法)の維 持機能	臨界を防止するための形状が損なわれる	臨界事故(機器 内)

第3.3.2.1.2-12表 安全機能(放射性物質の保持機能)の喪失 (漏えい)後の事象進展により発生する可能性がある重大事故

放射性物質の保持機	安全機能喪失後に想	事象進展に対する拡大防	発生する可能性
能を喪失する機器	定する施設状態	止機能	がある重大事故
核的制限値の維持機 能を有する機器	核的に安全な形状が 損なわれる	・核的制限値(寸法)の 維持機能(漏えい液受 皿)	

g. 遮蔽機能

遮蔽機能を喪失しても放射性物質の大気中への放出には至らない。ただし、 重大事故等への対処の作業環境については、遮蔽機能の喪失の可能性を考慮 して評価を行う。

遮蔽機能の喪失により発生する可能性がある重大事故を第 3.3.2.1.2-13 表に示す。

第3.3.2.1.2-13表 遮蔽機能の喪失により

発生する可能性がある重大事故

安全機能	安全機能の喪失時に想定する施設状況	発生する可能性が ある重大事故
遮蔽機能	作業環境における線量率が上昇するが、放射性物質 の大気中への放出には至らない	_

h. 落下·転倒防止機能

使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器(以下「キャスク」という。) を取扱う使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン、バスケットを取扱うバスケット仮置き架台及びガラス固化体(キャニスタ)を取扱う固化セル移送台車が該当する。

キャスクを取扱う使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン又はバスケットを取扱うバスケット仮置き架台の落下・転倒防止機能が喪失した場合には、キャスクの落下又はバスケットの転倒により使用済燃料集合体同士が近接し 臨界事故(機器外)に至る可能性がある。

また、固化セル移送台車の落下・転倒防止機能が喪失した場合には、キャニスタが転倒し、放射性物質の大気中への放出に至る可能性がある。

落下・転倒防止機能の喪失により発生する可能性がある重大事故を第 3.3.2.1.2-14表に示す。

第3.3.2.1.2-14表 落下・転倒防止機能の喪失により 発生する可能性がある重大事故

安全機能	安全機能の喪失時に想定する施設状況	発生する可能性が ある重大事故
落下・転倒防止機 能(使用済燃料受 入れ・貯蔵建屋天 井クレーン)	キャスクが落下して転倒し蓋が外れ、使用済燃料 集合体同士がキャスク外で近接する	臨界事故(機器 外)
落下・転倒防止機 能 (バスケット仮 置き架台)	バスケットが転倒することで、使用済燃料集合体 同士がバスケット外で近接する	臨界事故(機器 外)
落下・転倒防止機 能(固化セル移送 台車)	ガラス溶融炉からの流下中にキャニスタが転倒した場合には、溶融ガラスが固化セル内に流下する (流下後に転倒した場合は、キャニスタ内のガラスが冷え固まっているため、放射性物質の大気中への放出には至らない)	放射性物質の漏え い(固体状の放射 性物質の機器外へ の漏えい)

(2) 異常の拡大防止機能 (MS)

a. 熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能

異常の発生に対して、その拡大を防止する機能である。この機能を有する 安全上重要な施設として、警報と停止回路がこれに該当する。また、異常が 無いことを検知して次工程に送るための起動回路もこれに該当する。

これらは拡大防止機能(MS)であり、単独で機能を喪失しても放射性物質の大気中への放出には至らない。ただし、安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設が有する「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能」の喪失による異常に対して、本機能が異常の拡大防止機能の位置付けとなることから、「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能」の喪失と同時に警報又は停止回路が有する熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能も同時に喪失していれば、事故に至る可能性がある。

異常が無いことを検知して次工程に移送するための起動回路の場合は、故障によっても次工程の運転ができなくなるだけで、安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設が有する「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能」によらず事故に至る可能性はないが、誤作動を想定すると、安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設が有する「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能」の機能喪失により異常があるにも関わらず次工程へ移送し、その結果、事故に至る可能性がある。

なお、安全上重要な施設か安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設 かを問わず「放射性物質の保持機能」の喪失による漏えいに対して、熱的、 化学的又は核的制限値等の維持機能(液位警報)が異常の拡大防止機能の位 置付けとなるが、「放射性物質(液体状・固体状)の漏えい」は既に発生し ており事故の発生防止にはならず、また「配管の全周破断」における重大事 故の発生を仮定する際の条件では、液位警報が機能喪失した場合や、漏えい 液の回収操作における誤操作を考慮し、漏えい量を1時間移送量として設定 している。

その後の事象進展で発生する「蒸発乾固(機器外)」等に対しても、液位 警報はソースターム制限機能(回収系)を起動するための条件でしかなく、 直接事故の発生は防止できない。

熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能の喪失により発生する可能性がある重大事故を第3.3.2.1.2-15表に、安全機能(火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能)の喪失後の事象進展により発生する可能性がある重大事故を第3.3.2.1.2-16表にそれぞれ示す。

第3.3.2.1.2-15 表 熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能の喪失により発生する可能性がある重大事故

安全機能	安全機能の喪失時に想定する施設状況	発生する可能性が ある重大事故
熱的、化学的 又は核的制限 値等の維持機 能	異常が発生していないことから、単独で機能を喪失 しても放射性物質の大気中への放出には至らない	

第3.3.2.1.2-16表 安全機能(火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能)の喪失後の事象進展により発生する可能性がある重大事故

喪失する安全機能	安全機能喪失後に 想定する施設状態	事象進展に対する拡大防 止機能	発生する可能性 がある重大事故
火災、爆発、臨界等に 係るプロセス量等の維 持機能(安全上重要な 施設以外の安全機能を 有する施設)	せん断位置異常、 供給硝酸濃度異常 等	・熱的、化学的又は核的 制限値等の維持機能(せ ん断停止回路、起動回路 等)	臨界事故(機器 内)
火災、爆発、臨界等に 係るプロセス量等の維 持機能(安全上重要な 施設以外の安全機能を 有する施設)	容器が定位置にない状態	・熱的、化学的又は核的 制限値等の維持機能(容 器等の定位置検知による 充てん起動回路)	臨界事故(機器 外)
火災、爆発、臨界等に 係るプロセス量等の維 持機能(安全上重要な 施設以外の安全機能を 有する施設)	有機溶媒の温度上 昇	・熱的、化学的又は核的 制限値等の維持機能 (加熱停止回路)	有機溶媒等による火災又は爆発 (有機溶媒火災 (機器内))
火災、爆発、臨界等に 係るプロセス量等の維 持機能(安全上重要な 施設以外の安全機能を 有する施設)	・還元ガス中の水 素濃度上昇	・熱的、化学的又は核的 制限値等の維持機能(還 元ガス供給停止回路)	有機溶媒等による火災又は爆発 (プロセス水素 による爆発)
火災、爆発、臨界等に 係るプロセス量等の維 持機能(安全上重要な 施設以外の安全機能を 有する施設)	・蒸発缶等の加熱 蒸気温度上昇・希釈剤流量低下 (蒸発缶等へのT BPの混入)	・熱的、化学的又は核的 制限値等の維持機能(加 熱停止回路)	有機溶媒等による火災又は爆発 (TBP等の錯体の急激な分解 反応)
火災、爆発、臨界等に 係るプロセス量等の維 持機能(安全上重要な 施設以外の安全機能を 有する施設)	ガラス溶融炉とキ ャニスタの接続不 良	・熱的、化学的又は核的 制限値等の維持機能 (結合装置圧力信号によ る流下ノズル加熱停止回 路、充てん起動回路)	放射性物質の漏えい(固体放射性物質の機器外への漏えい)
火災、爆発、臨界等に 係るプロセス量等の維 持機能(安全上重要な 施設以外の安全機能を 有する施設)	焙焼炉又は還元炉 の過加熱	・熱的、化学的又は核的 制限値等の維持機能(ヒ ータ加熱停止回路)	放射性物質の漏 えい(温度上昇 による閉じ込め 喪失)

【補足説明資料3-3】

(3) 影響緩和機能 (MS)

a. 静的な閉じ込め機能(放射性物質の保持及び放出経路の維持機能)

影響緩和機能(MS)であり、各建屋の汚染のおそれのある区域からの排気系が該当する。これらが単独で機能を喪失しても、異常の発生防止機能(PS)を有するせん断処理・溶解廃ガス処理設備、塔槽類廃ガス処理設備、高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備及び換気設備のうちセル等からの排気系が機能を維持していれば、放射性物質の大気中への放出には至らない。

異常の発生防止機能(PS)を有するせん断処理・溶解廃ガス処理設備、 塔槽類廃ガス処理設備、高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備及び換気設備のうちセル等からの排気系の機能喪失により、本機能の維持又は喪失によらず事故の可能性がある(事故に至る場合は、その評価条件として同時に本機能が喪失しているか否かを考慮する)。

静的な閉じ込め機能の喪失により発生する可能性がある重大事故を第 3.3.2.1.2-17表に示す。

第3.3.2.1.2-17表 静的な閉じ込め機能の喪失により 発生する可能性がある重大事故

安全機能	安全機能の喪失時に想定する施設状況	発生する可能性が ある重大事故
静的な閉じ込め機能(放射 性物質の保持及び放出経 路の維持機能)	異常が発生していないことから、単独で機能を喪失しても放射性物質の大気中への放出には至らない	_

b. 動的な閉じ込め機能(放射性物質の捕集・浄化及び排気機能)

影響緩和機能(MS)であり、各建屋の汚染のおそれのある区域からの排気系の高性能粒子フィルタ及び排風機が該当する。これらが単独で機能を喪失しても、異常の発生防止機能(PS)を有するせん断処理・溶解廃ガス処理設備、塔槽類廃ガス処理設備、高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備及び換気設備のうちセル等からの排気系が機能を維持していれば、放射性物質

の大気中への放出には至らない。

異常の発生防止機能(PS)を有するせん断処理・溶解廃ガス処理設備、 塔槽類廃ガス処理設備、高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備又は換気設備のうちセル等からの排気系の機能喪失により、本機能の維持又は喪失によらず事故の可能性がある(事故に至る場合は、その評価条件として同時に本機能が喪失しているか否かを考慮する)。

動的な閉じ込め機能の喪失により発生する可能性がある重大事故を第 3.3.2.1.2-18表に示す。

第3.3.2.1.2-18 表 動的な閉じ込め機能の喪失により 発生する可能性がある重大事故

安全機能	安全機能の喪失時に想定する施設状況	発生する可能性が ある重大事故
動的な閉じ込め機能(放射性物質の捕集・浄化及び排気機能)	異常が発生していないことから、単独で機 能を喪失しても放射性物質の大気中への放 出には至らない	_

c. ソースターム制限機能

影響緩和機能(MS)であり、漏えい発生時にセルの漏えい液受皿からの回収系、溶解槽における臨界事故発生時に可溶性中性子吸収材を自動で供給するための可溶性中性子吸収材緊急供給系、及び固化セル移送台車上にキャニスタを適切に載せていない状態でガラス溶融炉からの溶融ガラスの流下を行った際に重量を検知して流下を停止するためのガラス溶融炉の流下停止系が該当する。

これらは単独で機能を喪失しても、異常の発生防止機能(PS)の喪失によりセルへの漏えいが発生していない状態、溶解槽での臨界事故が発生していない状態又は固化セル移送台車上にキャニスタを適切に載せている状態で

あれば放射性物質の大気中への放出には至らない。

ただし、(1)a. (a)に示すとおり、ソースターム制限機能(回収系)は、放射性物質の保持機能が喪失した場合には、その後の事象進展として発生の可能性がある蒸発乾固(機器外)、水素爆発(機器外)及び有機溶媒火災(機器外)に至ることの防止するための拡大防止機能も有する。したがって、放射性物質の保持機能と同時に機能喪失した場合には、事故に至る可能性がある。

また、溶解槽の臨界に対してはソースターム制限機能(可溶性中性子吸収材緊急供給系)が、また溶融ガラスの誤流下に対してはソースターム制限機能(ガラス溶融炉の流下停止系)がそれぞれ影響緩和機能として機能する。設計基準事故として溶解槽の臨界及び溶融ガラスの誤流下を選定し、これらの影響緩和機能の妥当性を確認しているが、万が一設計基準事故の発生と同時に影響緩和機能が喪失した場合には、設計基準事故の範疇を超えて重大事故に至る可能性がある。

ソースターム制限機能の喪失により発生する可能性がある重大事故を第3.3.2.1.2-18 表に、安全機能(放射性物質の保持機能)の喪失(漏えい)後の事象進展により発生する可能性がある重大事故を第3.3.2.1.2-19表に、設計基準事故の影響拡大により発生する可能性がある重大事故を第3.3.2.1.2-20表に、それぞれ示す。

第3.3.2.1.2-18 表 ソースターム制限機能の喪失により 発生する可能性がある重大事故

安全機能	安全機能の喪失時に想定する施設状況	発生する可能性が ある重大事故
ソースターム制限機能	異常が発生していないことから、単独で機能を喪失しても放射性物質の大気中への放出には至らない	-

第3.3.2.1.2-19 表 安全機能(放射性物質の保持機能)の喪失(漏えい) 後の事象進展により発生する可能性がある重大事故

放射性物質の保持機	安全機能喪失後に想	事象進展に対する拡大防	発生する可能性
能を喪失する機器	定する施設状態	止機能	がある重大事故
崩壊熱除去(沸騰防	漏えい液の崩壊熱に	・ソースターム制限機能	蒸発乾固(機器
止)の対象機器	よる温度上昇	(回収系)	外)
安全圧縮空気系によ る水素掃気の対象機 器	漏えい液の放射線分 解による水素発生	・ソースターム制限機能 (回収系)・排気機能(セル等から の排気系)	水素爆発(機器外)
TBP又は n ードデ カンを内包する機器	漏えい液の崩壊熱に よる温度上昇	・ソースターム制限機能(回収系)	有機溶媒等による火災又は爆発 (有機溶媒火災 (機器外))

【補足説明資料3-3】

第3.3.2.1.2-20表 設計基準事故の影響拡大により

発生する可能性がある重大事故

設計基準事故	事故に対する影響緩和機能	発生する可能性が ある重大事故
溶解槽における臨界	・ソースターム制限機能(可溶性 中性子吸収材緊急供給系)	臨界事故(機器内)の継続
溶融ガラスの誤流下	・ソースターム制限機能(ガラス溶融炉の流下停止系)	放射性物質の漏えい(固体状 の放射性物質の機器外への漏 えい)の継続

d. 遮蔽機能

遮蔽機能を喪失しても放射性物質の大気中への放出には至らない。ただし、 重大事故等への対処の作業環境については、遮蔽機能の喪失の可能性を考慮 して評価を行う。

遮蔽機能の喪失により発生する可能性がある重大事故を第 3.3.2.1.2-21 表に示す。

第3.3.2.1.2-21 表 遮蔽機能の喪失により 発生する可能性がある重大事故

安全機能	安全機能の喪失時に想定する施設状況	発生する可能性が ある重大事故
遮蔽機能	作業環境における線量率が上昇するが、放射性物質 の大気中への放出には至らない	_

e. 事故時の放射性物質の放出量の監視機能

事故時の放射性物質の放出量の監視機能を喪失しても放射性物質の大気中への放出には至らない。ただし、重大事故等への対処においては放出量を監視することが必要となるため、監視測定設備にて放射性物質の放出量の監視を行う。

事故時の放射性物質の放出量の監視機能の喪失により発生する可能性がある重大事故を第3.3.2.1.2-22表に示す。

第3.3.2.1.2-22 表 事故時の放射性物質の放出量の監視機能の 喪失により発生する可能性がある重大事故

安全機能	安全機能の喪失時に想定する施設状況	発生する可能性が ある重大事故
事故時の放射 性物質の放出 量の監視機能	事故時の放射性物質の放出量等を把握できなくなる が、放射性物質の大気中への放出には至らない	_

f. 事故時の対応操作に必要な居住性等の維持機能

事故時の対応操作に必要な居住性等の維持機能を喪失しても放射性物質の 大気中への放出には至らない。ただし、重大事故等への対処においては評価 により居住性が維持されていることを確認する。

事故時の対応操作に必要な居住性等の維持機能の喪失により発生する可能性がある重大事故を第3.3.2.1.2-23表に示す。

第3.3.2.1.2-23 表 事故時の対応操作に必要な居住性等の維持機能の 喪失により発生する可能性がある

重大事故

	安全機能	安全機能の喪失時に想定する施設状況	発生する可能性が ある重大事故
担	事故時の対応 操作に必要な 居住性等の維 持機能	事故時に必要な操作及び措置を行う従事者が滞在で きなくなるが、放射性物質の大気中への放出には至 らない	

以上より、重大事故に至る可能性がある機能喪失又はその組合せは第 3.3.2.1.2-24表のとおり整理できる。

重大事故の発生を仮定する機器の特定においては、系統図及びフォールト ツリーにより、これ以外の事故の発生の可能性がないことを確認する。

第3.3.2.1.2-24表 重大事故に至る可能性がある機能喪失又はその組合せ

	重大事故	重大事故に至る可能性がある機能喪失(又はその組合せ)**			
里八争议		安全機能1	安全機能 2	安全機能3	
臨界事故(機器内)		核的制限値の維持機能			
		火災、爆発、臨界等に係るプロセス量 等の維持機能(安全上重要な施設以外 の安全機能を有する施設)	熱的、化学的又は核的制限値等の 維持機能		
		ソースターム制限機能(溶解槽におけ る臨界発生時)			
臨界事故(機器外)		火災、爆発、臨界等に係るプロセス量 等の維持機能			
		落下・転倒防止機能			
		放射性物質の保持機能	核的制限値の維持機能		
		火災、爆発、臨界等に係るプロセス量 等の維持機能(安全上重要な施設以外 の安全機能を有する施設)	熱的、化学的又は核的制限値等の 維持機能		
蒸発乾固(機器内)		崩壊熱等の除去機能			
蒸発乾固(機器外) 水素爆発(機器内)		放射性物質の保持機能	ソースターム制限機能(回収系)		
		掃気機能			
水素爆発(機器外)		放射性物質の保持機能	ソースターム制限機能(回収系)	放射性物質の排気機能	
	有機溶媒火災(機器内)	火災、爆発、臨界等に係るプロセス量 等の維持機能(安全上重要な施設以外 の安全機能を有する施設)	熱的、化学的又は核的制限値等の 維持機能		
有機溶媒等に	有機溶媒火災(機器外)	放射性物質の保持機能	ソースターム制限機能(回収系)		
よる火災又は爆発	プロセス水素による爆発	火災、爆発、臨界等に係るプロセス量 等の維持機能(安全上重要な施設以外 の安全機能を有する施設)	熱的、化学的又は核的制限値等の 維持機能		
	TBP等の錯体の急激な 分解反応	火災、爆発、臨界等に係るプロセス量 等の維持機能(安全上重要な施設以外 の安全機能を有する施設)	熱的、化学的又は核的制限値等の 維持機能		
使用済燃料の	想定事故1	崩壊熱等の除去機能			
著しい損傷	想定事故2	プール水の保持機能			

(つづき)

	重大事故	重大事故に至る可能性がある機能喪失(又はその組合せ)**		
里八争以		安全機能 1	安全機能 2	安全機能3
	液体放射性物質の機器外 への漏えい	放射性物質の保持機能		
	固体放射性物質の機器外 への漏えい	放射性物質の保持機能		
		落下・転倒防止機能		
		火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(安全上重要な施設以外 の安全機能を有する施設)	熱的、化学的又は核的制限値等の 維持機能	
放射性物質の		ソースターム制限機能(溶融ガラスの 誤流下発生時)		
漏えい	気体放射性物質の漏えい	放射性物質の放出経路の維持機能		
		放射性物質の捕集機能		
		放射性物質の浄化機能		
		放射性物質の排気機能		
	温度上昇による閉じ込め 喪失	崩壊熱等の除去機能		
		火災、爆発、臨界等に係るプロセス量 等の維持機能(安全上重要な施設以外 の安全機能を有する施設)	熱的、化学的又は核的制限値等の 維持機能	

※:安全機能 $1 \sim 3$ が全て機能喪失した場合に重大事故に至る可能性がある(安全機能 1 だけの場合は、当該機能の喪失により重大事故に至る可能性がある)

- 3. 3. 2. 2 安全機能喪失状態の特定 (ステップ2)
- 3. 3. 2. 2. 1 フォールトツリーによる安全機能喪失に至る要因の整理

系統図を参照し、設備ごとに、安全上重要な施設の安全機能が喪失する要因をフォールトツリーにて分析する。なお、ここでのフォールトツリーは、安全機能の喪失に至る要因を分析することを目的としていることから、発生頻度、確率を定量化するような詳細な基事象まで展開せずに作成する。

【補足説明資料3-24】

3. 3. 2. 2. 2 要因ごとの安全機能喪失状態の特定

(1) フォールトツリー上での機能喪失の明確化

全てのフォールトツリーに対して、重大事故の要因ごとに3.2.3で定めた「重大事故の発生を仮定する際の条件」を適用することにより、安全機能の喪失に至る原因を示す。

具体的には、フォールトツリー上に、「重大事故の発生を仮定する際の条件」において機能喪失を想定する設備があれば、当該設備に記号として「※」を記載し、どの要因で安全機能が機能喪失するかを示す。

下流(機能喪失の要因となる設備)で「※」が記載される場合には、上流にも同じ「※」を記載し、最終的には、最上流である安全機能の喪失がどの要因で機能喪失するかを示す。

【補足説明資料3-25】

(2) 系統図上での機能喪失の明確化

それぞれの設備の系統図に対して、重大事故の要因ごとに3.2.3で定めた「重大事故の発生を仮定する際の条件」を適用することにより、機能喪失を想定する対象を示す。

具体的には、当該設備が有する安全機能のフォールトツリーを参照し、重大事故の発生を仮定する際の条件により機能喪失に至る場合は、系統図上に赤で「×」を記載する。

この「×」を記載する系統図は、重大事故の要因ごとに分ける。さらに、 要因として動的機器の多重故障を想定する場合には、どの動的機器に多重故 障を想定するかによって機能喪失する箇所が異なることから、それぞれでケ ース分けして「×」を記載する。配管の全周破断についても同様で、どの配 管の漏えいを想定するかによって機能喪失する箇所が異なることから、それ ぞれでケース分けして「×」を記載する。(地震、火山の影響、長時間の全 交流動力電源の喪失の場合は、「×」を記載した機能は全て同時に喪失する)

また、系統図に記載している当該安全上重要な施設以外の系統については、 当該安全上重要な施設のフォールトツリーだけでは判定できない。したがっ て、その関連する系統のフォールトツリーを参照し、その結果機能喪失に至 るのであれば、系統図上に黒で「×」を記載する。

機器単独で安全機能を有する場合の系統図であれば、機器に供給している ユーティリティ(冷却水、圧縮空気、蒸気等)、駆動源(電源又は圧縮空 気)、機器からの排気系、機器を設置するセルからの排気系、及びセルを収 納する建屋からの排気系がこれに該当する。

系統として安全機能を有する場合であれば、当該系統を構成する機器に対して供給されているユーティリティ(電源、冷却水等)が該当する。

【補足説明資料3-23】

3. 3. 2. 2. 3 安全機能の喪失又はその組合せの発生の判定

第 3.3.2.1.2-1表に示した、重大事故に至る可能性がある主な機能喪失 又はその組合せが、重大事故の発生を仮定する際の条件において発生するか 否かを判定する。

安全機能が喪失しない、又は安全機能が組合せで同時に喪失しなければ、 事故が発生することはなく、重大事故に至らないと判定できる。

具体的には、重大事故に至る可能性がある主な機能喪失又はその組合せごとに、それぞれの系統図及びフォールトツリーから、どの要因で機能喪失に至るか、また組合せの場合はそれらが同時に発生するかを設備単位で判定し、重大事故の発生を仮定する機器の特定結果としてまとめる。

【補足説明資料3-17】

- 3. 3. 2. 3 重大事故の発生を仮定する機器の特定(ステップ3)
- 3. 3. 2. 3. 1 事故発生の判定
- 3. 3. 2. 2. 3において、安全機能が喪失する、又は安全機能が組合せで同時に喪失する場合であっても、評価によって事故(放射性物質の大気中への放出)に至らないことを確認できれば、重大事故に至らないと判定できる。この場合、重大事故の発生を仮定する機器の特定結果においては、その根拠(評価結果)を示した上で「△」として記載する。それぞれの事象において、機能喪失した場合に事故に至らないと判定する基準を以下に示す。

臨界事故(機器内、機器外):未臨界濃度以下、未臨界質量以下

蒸発乾固(機器内、機器外):沸点(100℃)未満

水素爆発(機器内):未然防止濃度(水素濃度ドライ換算

8 v o 1%) 未満

水素爆発(機器外):可燃限界濃度(水素濃度ドライ換算

4 v o 1%) 未満

有機溶媒火災: n - ドデカンの引火点(74℃)未満

TBP等の錯体の急激な分解反応:急激な分解反応の開始温度

(135℃) 未満

【補足説明資料3-17】

- 3. 3. 2. 3. 2 重大事故の判定
- 3. 3. 2. 3. 1において、安全機能の喪失又はその組合せに対して、 評価によって事故に至らないことを確認できない場合には、事象の収束手段、 事象進展の早さ又は公衆への影響をそれぞれ評価する。

安全機能の喪失又はその組合せの発生に対して、設計基準対象の施設で事故の発生を防止し事象の収束が可能である又は事故が発生するとしても設計基準対象の施設で事象の収束が可能であれば、安全機能の喪失という観点からは設計基準の想定の範囲を超えるものであるが、機能喪失の結果発生する事故の程度が設計基準の範囲内であるため、設計基準として整理する事象に該当する。

安全機能の喪失から事故に至るまでの間に喪失した安全機能の復旧が可能であれば、安全機能の喪失という観点からは設計基準の想定の範囲を超えるものであるが、復旧により安全機能を回復することで公衆への影響を与えないという点で、設計基準として整理する事象に該当する。

また、安全機能の喪失により事故が発生した場合であっても、機能喪失時の公衆への影響が平常運転時と同程度であれば、設計基準として整理する事象に該当する。

これらのいずれにも該当しない場合は重大事故の発生を仮定する機器として特定することとし、重大事故の発生を仮定する機器の特定結果においては それぞれ以下のとおり記載する。

○ : 重大事故の発生を仮定する機器として特定

×1:設計基準対象の施設で事象の収束が可能であるため設計基準として 整理する事象

×2:安全機能の喪失から事故に至るまでの間に喪失した安全機能の復旧 が可能であるため設計基準として整理する事象 ×3:機能喪失時の公衆への影響が平常運転時と同程度であるため、設計 基準として整理する事象

個々の重大事故の発生を仮定する機器の特定結果については、次項にて重 大事故を発生させ得る安全機能の喪失又はその組合せごとに示す。

【補足説明資料3-5、3-6、3-17、3-29】

また、重大事故の同時発生の仮定においては、機能喪失の要因となる事象 との関連において、同種の重大事故が複数箇所で同時に発生する場合と、異 種の重大事故が同一箇所又は複数箇所で同時に発生する場合が考えられる。

同種の重大事故が複数箇所で同時に発生する場合は、機能喪失を想定する 対象によってその範囲が異なることから、次項にてその対象を明確化し、同 時発生の範囲を特定する。

異種の重大事故が同一箇所又は複数箇所で同時に発生する場合は、複数の安全機能が同時に機能喪失する要因である外的事象(地震、火山による影響)、内的事象(長時間の全交流動力電源の喪失)について、安全機能喪失の範囲から重大事故の同時発生を仮定する機器を特定する。また、配管の全周破断及び動的機器の多重故障については、関連性がある安全機能の喪失を考慮し、その範囲から重大事故の同時発生を仮定する機器を特定する。

3. 4 重大事故の発生を仮定する機器の特定結果

前項までの検討を踏まえ、ここでは安全上重要な施設の安全機能の機能喪失又はその組合せにより発生する可能性がある重大事故ごとに「安全機能喪失状態の特定(ステップ 2)」、「重大事故の発生を仮定する機器の特定(ステップ 3)」を行った。重大事故の発生を仮定する機器の特定の結果を以下に示す。

3. 4. 1 臨界事故(機器内)

臨界事故(機器内)に至る可能性がある機能喪失又はその組合せは以下のとおりである。

- ・「核的制限値の維持機能」の喪失
- ・「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設)」及び「熱的、化学的又は核的制限 値等の維持機能」の同時喪失
- ・「ソースターム制限機能(溶解槽における臨界発生時)」の喪失 以下、これらについてそれぞれ重大事故の発生を仮定する機器の特定結果を示す。

3. 4. 1. 1 「核的制限値の維持機能」の喪失

「核的制限値の維持機能」が喪失した場合には、臨界事故(機器内)に至る可能性がある。

(1) 地震の場合

基準地震動の 1.2 倍の地震動を考慮した際に機能維持できる設計により「核的制限値の維持機能」は喪失しないことから臨界事故(機器内)は発生しない、又は基基準地震動の 1.2 倍の地震動を考慮した際に機能維持できる

設計とせず「核的制限値の維持機能」が喪失したとしても、平常運転時に未 臨界濃度以下又は未臨界質量以下であることから、臨界事故(機器内)は発 生しない事象(△)に該当する。

(2) 火山の影響の場合 静的機能である「核的制限値の維持機能」は喪失しない。

(3) 配管の全周破断の場合

しない。

- 配管の全周破断を想定しても対象機器の「核的制限値の維持機能」は喪失
- (4) 動的機器の多重故障の場合 静的機能である「核的制限値の維持機能」は喪失しない。
- (5) 長時間の全交流動力電源の喪失の場合 静的機能である「核的制限値の維持機能」は喪失しない。

3. 4. 1. 2 「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設)」及び「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能」の同時喪失

安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設の「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(溶解槽の温度の制御等)」が喪失している状態で、安全上重要な施設の「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能(せん断停止回路等)」が喪失した場合には、臨界事故(機器内)に至る可能性がある。

(1) 地震の場合

「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(溶解槽の温度の制御等)」及び「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能(せん断停止回路等)」の機能喪失と同時に、工程も停止することから、臨界事故に至る条件が成立せず、事故に至ることはなく事象が収束する。したがって、設計基準対象の施設で事象の収束が可能であるため設計基準として整理する事象(×1)に該当する。

(2) 火山の影響の場合

「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(溶解槽の温度の制御等)」及び「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能(せん断停止回路等)」の機能喪失と同時に、工程も停止することから、臨界事故に至る条件が成立せず、事故に至ることはなく事象が収束する。したがって、設計基準対象の施設で事象の収束が可能であるため設計基準として整理する事象(×1)に該当する。

(3) 配管の全周破断の場合

「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能(せん断停止回路等)」の機能は喪失しないことから、事故に至ることはない。

(4) 動的機器の多重故障の場合

「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能(せん断停止回路等)」の機能が喪失したとしても、「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(溶解槽の温度の制御等)」の喪失によりプロセス量の変動・逸脱があれば、他の手段により速やかに検知し工程を停止することから、臨界事故に至る条件が成立せず、事故に至ることはなく事象が収束する。したがって、設計基準対象の施設で事象の収束が可能であるため設計基準として整理する事象(×1)に該当する。

(5) 長時間の全交流動力電源の喪失の場合

「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(溶解槽の温度の制御等)」及び「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能(せん断停止回路等)」の機能喪失と同時に、工程も停止することから、臨界事故に至る条件が成立せず、事故に至ることはなく事象が収束する。したがって、設計基準対象の施設で事象の収束が可能であるため設計基準として整理する事象(×1)に該当する。

3. 4. 1. 3 「ソースターム制限機能」の喪失(溶解槽における臨界発生時)

溶解槽で臨界事故(機器内)が発生している状態で、安全上重要な施設の「ソースターム制限機能(可溶性中性子吸収材緊急供給系)」が喪失した場合には、臨界事故が継続し、設計基準事故の範疇を超えて重大事故に至る可能性がある。

(1) 地震の場合

地震により「ソースターム制限機能(可溶性中性子吸収材緊急供給系)」 が喪失するが、溶解槽での臨界事故が発生した直後に設計上の想定を超える 規模の地震が発生することは考え難いことから、溶解槽で臨界事故(機器 内)が発生している状態では安全上重要な施設の「ソースターム制限機能 (可溶性中性子吸収材緊急供給系)」は喪失せず、設計基準事故の範疇で事 象の収束が可能であり、重大事故には至らない。

(2) 火山の影響の場合

火山の影響により「ソースターム制限機能(可溶性中性子吸収材緊急供給系)」が喪失するが、溶解槽での臨界事故が発生した直後に設計上の想定を超える規模の噴火が発生することは考え難いことから、溶解槽で臨界事故(機器内)が発生している状態では安全上重要な施設の「ソースターム制限機能(可溶性中性子吸収材緊急供給系)」は喪失せず、設計基準事故の範疇で事象の収束が可能であり、重大事故には至らない。

(3) 配管の全周破断の場合

可溶性中性子吸収材緊急供給系の配管は放射性物質を内包せず、「ソースターム制限機能(可溶性中性子吸収材緊急供給系)」の機能は喪失しないことから、重大事故に至ることはない。

(4) 動的機器の多重故障の場合

「ソースターム制限機能(可溶性中性子吸収材緊急供給系)」が喪失し、溶解槽への可溶性中性子吸収材の自動供給ができなくなるが、溶解槽での臨界事故の発生は他の手段により速やかに検知が可能であるため、運転員が可溶性中性子吸収材を溶解槽に供給することで、設計基準事故の範疇で事象の収束が可能である。したがって、設計基準対象の施設で事象の収束が可能であるため設計基準として整理する事象(×1)に該当する。

(5) 長時間の全交流動力電源の喪失の場合

「ソースターム制限機能(可溶性中性子吸収材緊急供給系)」が喪失するが、溶解槽での臨界事故と長時間の全交流動力電源の喪失は関連性がなく、同時に発生することは考え難いことから、溶解槽で臨界事故(機器内)が発生している状態では安全上重要な施設の「ソースターム制限機能(可溶性中性子吸収材緊急供給系)」は喪失せず、設計基準事故の範疇で事象の収束が可能であり、重大事故には至らない。

3. 4. 2 臨界事故(機器外)

臨界事故(機器外)に至る可能性がある機能喪失又はその組合せは以下の とおりである。

- 「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能」の喪失
- ・「落下・転倒防止機能」の喪失
- 「放射性物質の保持機能」及び「核的制限値の維持機能」の同時喪失
- ・「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設)」及び「熱的、化学的又は核的制限 値等の維持機能」の同時喪失

以下、これらについてそれぞれ重大事故の発生を仮定する機器の特定結果を示す。

3. 4. 2. 1 「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能」の 喪失

燃焼度計測装置の「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能」が喪失した場合には、使用済燃料集合体の平均濃縮度に応じた燃料貯蔵ラック(高残留濃縮度又は低残留濃縮度)に適切に貯蔵できなくなり、臨界事故(機器外)に至る可能性がある。

(1) 地震の場合

燃焼度計測装置の「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能」は喪失するが、工程が停止することから、臨界事故(機器外)に至る条件が成立せず、事故に至ることはなく事象が収束する。したがって、設計基準対象の施設で事象の収束が可能であるため設計基準として整理する事象(×1)に該当する。

(2) 火山の影響の場合

燃焼度計測装置の「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能」は喪失するが、工程が停止することから、臨界事故(機器外)に至る条件が成立せず、事故に至ることはなく事象が収束する。したがって、設計基準対象の施設で事象の収束が可能であるため設計基準として整理する事象(×1)に該当する。

(3) 配管の全周破断の場合

燃焼度計測装置の「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能」 は喪失しないため、臨界事故(機器外)は発生しない。

(4) 動的機器の多重故障の場合

燃焼度計測装置の「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能」は喪失するが、他の手段により速やかに故障を検知し工程を停止することから、臨界事故(機器外)に至る条件が成立せず、事故に至ることはなく事象が収束する。したがって、設計基準対象の施設で事象の収束が可能であるため設計基準として整理する事象(×1)に該当する。

(5) 長時間の全交流動力電源の喪失の場合

燃焼度計測装置の「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能」は喪失するが、工程が停止することから、臨界事故(機器外)に至る条件が成立せず、事故に至ることはなく事象が収束する。したがって、設計基準対象の施設で事象の収束が可能であるため設計基準として整理する事象(×1)に該当する。

3. 4. 2. 2 「落下・転倒防止機能」の喪失

「落下・転倒防止機能」が喪失した場合には、使用済燃料集合体同士が近接し臨界事故(機器外)に至る可能性がある。

(1) 地震の場合

基準地震動の 1.2 倍の地震動を考慮した際に機能維持できる設計により バスケット仮置き架台及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーンの「落 下・転倒防止機能」は喪失しないことから、臨界事故(機器外)は発生しない。

(2) 火山の影響の場合

全交流動力電源の喪失によっても、フェイルセーフにより使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーンの「落下・転倒防止機能」は喪失しないことから、臨界事故(機器外)は発生しない。また、全交流動力電源の喪失ではバスケット仮置き架台の「落下・転倒防止機能」は喪失しないことから、臨界事故(機器外)は発生しない。

(3) 配管の全周破断の場合

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン及びバスケット仮置き架台の「落下・転倒防止機能」は喪失しないことから、臨界事故(機器外)は発生しない。

(4) 動的機器の多重故障の場合

動的機器の多重故障により使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン及び バスケット仮置き架台の「落下・転倒防止機能」は喪失しないことから、臨 界事故(機器外)は発生しない。

(5) 長時間の全交流動力電源の喪失の場合

全交流動力電源の喪失によっても、フェイルセーフにより使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーンの「落下・転倒防止機能」は喪失しないことから、

臨界事故(機器外)は発生しない。また、全交流動力電源の喪失ではバスケット仮置き架台の「落下・転倒防止機能」は喪失しないことから、臨界事故(機器外)は発生しない。

3. 4. 2. 3 「放射性物質の保持機能」及び「核的制限値の維持機能」 の同時喪失

核的制限値の維持機能を有する機器又は熱的・化学的又は核的制限値の維持機能で臨界事故を防止している機器の「放射性物質の保持機能」が喪失した場合には漏えいが発生し、かつ漏えい液受皿の「核的制限値の維持機能」が喪失した場合には、臨界事故(機器外)に至る可能性がある。

(1) 地震の場合

基準地震動を 1.2 倍にした地震動を考慮する設計により「放射性物質の保持機能」を喪失しないため臨界事故(機器外)は発生しない、又は「放射性物質の保持機能」を喪失するが内包液が平常運転時に未臨界濃度以下である又は内包物が平常運転時に未臨界質量以下であるため臨界事故(機器外)は発生しないことから、臨界事故(機器外)は発生しない事象(△)に該当する。

(2) 火山の影響の場合

「放射性物質の保持機能」は喪失しないことから、臨界事故(機器外)は発生しない。

(3) 配管の全周破断の場合

「放射性物質の保持機能」を喪失するが内包液が平常運転時に未臨界濃度以下である又は内包物が平常運転時に未臨界質量以下であるため臨界事故(機器外)は発生しない、又は未臨界濃度を超える濃度であっても漏えい液受皿の「核的制限値の維持機能」は維持されることから、臨界事故(機器外)は発生しない。

(4) 動的機器の多重故障の場合

「放射性物質の保持機能」は喪失しないことから、臨界事故(機器外)は 発生しない。

(5) 長時間の全交流動力電源の喪失の場合

「放射性物質の保持機能」は喪失しないことから、臨界事故(機器外)は 発生しない。 3. 4. 2. 4 「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設)」及び「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能」の同時喪失

安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設の「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(容器等の定位置への移動)」が喪失している 状態で、安全上重要な施設の「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能 (充てん起動回路)」が喪失した場合には、漏えいにより臨界事故(機器 外)に至る可能性がある。

(1) 地震の場合

「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(容器等の定位置への移動)」及び「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能(充てん起動回路)」の機能喪失と同時に、工程も停止することから、臨界事故に至る条件が成立せず、事故に至ることはなく事象が収束する。したがって、設計基準対象の施設で事象の収束が可能であるため設計基準として整理する事象(×1)に該当する。

(2) 火山の影響の場合

「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(容器等の定位置への移動)」及び「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能(充てん起動回路)」の機能喪失と同時に、工程も停止することから、臨界事故に至る条件が成立せず、事故に至ることはなく事象が収束する。したがって、設計基準対象の施設で事象の収束が可能であるため設計基準として整理する事象(×1)に該当する。

(3) 配管の全周破断の場合

「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能(充てん起動回路)」の機能は喪失しないことから、事故に至ることはない。

(4) 動的機器の多重故障の場合

「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能(充てん起動回路)」の機能が喪失したとしても、「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(容器等の定位置への移動)」の喪失により容器等が定位置になければ、他の手段により速やかに検知し工程を停止することから、臨界事故に至る条件が成立せず、事故に至ることはなく事象が収束する。したがって、設計基準対象の施設で事象の収束が可能であるため設計基準として整理する事象(×1)に該当する。

(5) 長時間の全交流動力電源の喪失の場合

「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(容器等の定位置への移動)」及び「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能(充てん起動回路)」の機能喪失と同時に、工程も停止することから、臨界事故に至る条件が成立せず、事故に至ることはなく事象が収束する。したがって、設計基準対象の施設で事象の収束が可能であるため設計基準として整理する事象(×1)に該当する。

3. 4. 3 冷却機能喪失による蒸発乾固

3. 4. 3. 1 蒸発乾固 (機器内)

安全冷却水系(再処理設備本体用)の「崩壊熱除去機能」が喪失した場合には、蒸発乾固(機器内)に至る可能性がある。

(1) 地震の場合

冷却水のポンプ、屋外に設置する冷却塔等の直接的な機能喪失及び電源喪失による間接的な機能喪失により 59 の機器で「崩壊熱除去機能」が喪失する。このうち6機器については、安全機能の喪失から事故に至るまでの間に喪失した安全機能の復旧が可能であるため設計基準として整理する事象(×2)に該当することから、53 の機器で蒸発乾固の発生を仮定する。

(2) 火山の影響の場合

屋外に設置する冷却塔の直接的な機能喪失及び電源喪失による冷却水のポンプ、屋外に設置する冷却塔等の間接的な機能喪失により 59 の機器で「崩壊熱除去機能」が喪失する。このうち6機器については、安全機能の喪失から事故に至るまでの間に喪失した安全機能の復旧が可能であるため設計基準として整理する事象 (×2) に該当することから、53 の機器で蒸発乾固の発生を仮定する。

(3) 配管の全周破断の場合

冷却水を内包する配管は腐食の進行が緩やかであり、保守点検により健全性を維持できることから、漏えいは想定せず「崩壊熱除去機能」は喪失しない。したがって蒸発乾固は発生しない。

(4) 動的機器の多重故障の場合

外部ループの冷却水のポンプ又は屋外に設置する冷却塔の多重故障により、 59 の機器で「崩壊熱除去機能」が喪失する。このうち6機器については、 安全機能の喪失から事故に至るまでの間に喪失した安全機能の復旧が可能で あるため設計基準として整理する事象 (×2) に該当することから、53 の機器で蒸発乾固の発生を仮定する。

また、内部ループの冷却水のポンプが多重故障により機能喪失した場合には、その内部ループに接続されている貯槽等で同時に重大事故の発生を想定し、対策が同じ重大事故の発生を想定する機器のグループである「機器グループ」の単位で、5建屋13グループで発生を仮定する。

(5) 長時間の全交流動力電源の喪失の場合

冷却水のポンプ、屋外に設置する冷却塔等の電源喪失による間接的な機能 喪失により59の機器で「崩壊熱除去機能」が喪失する。このうち6機器に ついては、安全機能の喪失から事故に至るまでの間に喪失した安全機能の復 旧が可能であるため設計基準として整理する事象(×2)に該当することか ら、53の機器で蒸発乾固の発生を仮定する。

【補足説明資料3-7】

3. 4. 3. 2 蒸発乾固 (機器外)

崩壊熱除去(沸騰防止)の対象機器の「放射性物質の保持機能」が喪失した場合には漏えいが発生し、かつ「ソースターム制限機能(回収系)」が喪失した場合には、蒸発乾固(機器外)に至る可能性がある。

(1) 地震の場合

崩壊熱除去の対象機器は、基準地震動の 1.2 倍の地震動を考慮した際に機能維持できる設計により「放射性物質の保持機能」は喪失しないことから蒸発乾固(機器外)は発生しない。

(2) 火山の影響の場合

「放射性物質の保持機能」は喪失しないことから、蒸発乾固(機器外)は発生しない。

(3) 配管の全周破断の場合

「放射性物質の保持機能」は喪失するが、「ソースターム制限機能(回収系)」は多重化により機能喪失しないことから、蒸発乾固(機器外)は発生しない。

(4) 動的機器の多重故障の場合

「放射性物質の保持機能」は喪失しないことから、蒸発乾固(機器外)は 発生しない。

(5) 長時間の全交流動力電源の喪失の場合

「放射性物質の保持機能」は喪失しないことから、蒸発乾固(機器外)は 発生しない。

3. 4. 4 放射線分解により発生する水素による爆発

3. 4. 4. 1 水素爆発(機器内)

安全圧縮空気系の「掃気機能」が喪失した場合には、水素爆発(機器内) に至る可能性がある。

(1) 地震の場合

安全圧縮空気系の空気圧縮機の直接的な機能喪失、並びに空気圧縮機を冷却する安全冷却水系(再処理設備本体用)の機能喪失及び電源喪失による間接的な機能喪失により86の機器で「掃気機能」が喪失する。このうち7機器については安全機能の喪失から事故に至るまでの間に喪失した安全機能の復旧が可能であるため設計基準として整理する事象(×2)、30機器については機能喪失時の公衆への影響が平常運転時と同程度であるため設計基準として整理する事象(×3)に該当することから、49の機器で水素爆発の発生を仮定する。

(2) 火山の影響の場合

安全圧縮空気系の空気圧縮機の直接的な機能喪失、並びに空気圧縮機を冷却する安全冷却水系(再処理設備本体用)の機能喪失及び電源喪失による間接的な機能喪失により86の機器で「掃気機能」が喪失する。このうち7機器については安全機能の喪失から事故に至るまでの間に喪失した安全機能の復旧が可能であるため設計基準として整理する事象(×2)、30機器については機能喪失時の公衆への影響が平常運転時と同程度であるため設計基準として整理する事象(×3)に該当することから、49の機器で水素爆発の発生を仮定する。

(3) 配管の全周破断の場合

空気の配管は腐食の進行が緩やかであり、保守点検によりその機能を維持できることから、漏えいは想定せず「掃気機能」は喪失しない。したがって

事故は発生しない。

(4) 動的機器の多重故障の場合

安全圧縮空気系の空気圧縮機の多重故障により 86 の機器で「掃気機能」が喪失する。このうち7機器については安全機能の喪失から事故に至るまでの間に喪失した安全機能の復旧が可能であるため設計基準として整理する事象 (×2)、30 機器については機能喪失時の公衆への影響が平常運転時と同程度であるため設計基準として整理する事象 (×3) に該当することから、49 の機器で水素爆発の発生を仮定する。

また、安全冷却水系(再処理設備本体用)の外部ループの冷却水のポンプ 又は屋外に設置する冷却塔の多重故障により、安全圧縮空気系の空気圧縮機 が冷却できなくなり、その結果安全圧縮空気系の空気圧縮機の間接的な機能 喪失により 86 の機器で「掃気機能」が喪失する。このうち7機器について は安全機能の喪失から事故に至るまでの間に喪失した安全機能の復旧が可能 であるため設計基準として整理する事象(×2)、30 機器については機能 喪失時の公衆への影響が平常運転時と同程度であるため設計基準として整理 する事象(×3)に該当することから、49 の機器で水素爆発の発生を仮定 する。

(5) 長時間の全交流動力電源の喪失の場合

電源喪失による安全圧縮空気系の空気圧縮機の間接的な機能喪失により 86 の機器で「掃気機能」が喪失する。このうち7機器については安全機能 の喪失から事故に至るまでの間に喪失した安全機能の復旧が可能であるため 設計基準として整理する事象(×2)、30 機器については機能喪失時の公 衆への影響が平常運転時と同程度であるため設計基準として整理する事象 (×3)に該当することから、49 の機器で水素爆発の発生を仮定する。

【補足説明資料3-8、3-9】

3. 4. 4. 2 水素爆発(機器外)

安全圧縮空気系による水素掃気の対象機器の「放射性物質の保持機能」が 喪失した場合には漏えいが発生し、かつ「ソースターム制限機能(回収 系)」及び「放射性物質の排気機能」が喪失した場合には、水素爆発(機器 外)に至る可能性がある。

(1) 地震の場合

水素掃気の対象機器は、基準地震動の 1.2 倍の地震動を考慮した際に機能持できる設計により「放射性物質の保持機能」は喪失しないことから水素爆発(機器外)は発生しない。

(2) 火山の影響の場合

「放射性物質の保持機能」は喪失しないことから、水素爆発(機器外)は 発生しない。

(3) 配管の全周破断の場合

「放射性物質の保持機能」は喪失するが「放射性物質の排気機能」は喪失 しないことから、水素爆発(機器外)は発生しない。

(4) 動的機器の多重故障の場合

「放射性物質の保持機能」は喪失しないことから、水素爆発(機器外)は 発生しない。

(5) 長時間の全交流動力電源の喪失の場合

「放射性物質の保持機能」は喪失しないことから、水素爆発(機器外)は 発生しない。

3. 4. 5 有機溶媒等による火災又は爆発

3. 4. 5. 1 有機溶媒火災(機器内)

安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設の「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(逆抽出塔の温度の制御)」が喪失している状態で、安全上重要な施設の「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能(加熱停止回路)」が喪失した場合には、有機溶媒火災(機器内)に至る可能性がある。

(1) 地震の場合

「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(逆抽出塔の温度の制御)」及び「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能(加熱停止回路)」の機能喪失と同時に、工程も停止することから、温度上昇は抑制され、引火点に到達せず、事故に至ることはなく事象が収束する。したがって、設計基準対象の施設で事象の収束が可能であるため設計基準として整理する事象(×1)に該当する。

(2) 火山の影響の場合

「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(逆抽出塔の温度の制御)」及び「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能(加熱停止回路)」の機能喪失と同時に、工程も停止することから、温度上昇は抑制され、引火点に到達せず、事故に至ることはなく事象が収束する。したがって、設計基準対象の施設で事象の収束が可能であるため設計基準として整理する事象(×1)に該当する。

(3) 配管の全周破断の場合

「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能(加熱停止回路)」の機能は 喪失しないことから、事故に至ることはない。

(4) 動的機器の多重故障の場合

「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能(加熱停止回路)」の機能が 喪失したとしても、「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能 (逆抽出塔の温度の制御)」の喪失により逆抽出塔の液温度上昇があれば、 他の手段により速やかに検知し工程を停止することから、温度上昇は抑制さ れ、引火点に到達せず、事故に至ることはなく事象が収束する。したがって、 設計基準対象の施設で事象の収束が可能であるため設計基準として整理する 事象(×1)に該当する。

(5) 長時間の全交流動力電源の喪失の場合

「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(逆抽出塔の温度の制御)」及び「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能(加熱停止回路)」の機能喪失と同時に、工程も停止することから、温度上昇は抑制され、引火点に到達せず、事故に至ることはなく事象が収束する。したがって、設計基準対象の施設で事象の収束が可能であるため設計基準として整理する事象(×1)に該当する。

【補足説明資料3-14】

3. 4. 5. 2 有機溶媒火災(機器外)

TBP又はnードデカンを内包する機器の「放射性物質の保持機能」が喪失した場合には漏えいが発生し、かつ「ソースターム制限機能(回収系)」が喪失した場合には、有機溶媒火災(機器外)に至る可能性がある。

(1) 地震の場合

TBP又はn-ドデカンを内包する機器は、基準地震動の 1.2 倍の地震動を考慮した際に機能維持できる設計により「放射性物質の保持機能」は喪失しない、又は放熱により崩壊熱による温度上昇が抑制され引火点に到達しないことから、有機溶媒火災(機器外)は発生しない事象(△)に該当する。

(2) 火山の影響の場合

「放射性物質の保持機能」は喪失しないことから、有機溶媒火災(機器外)は発生しない。

(3) 配管の全周破断の場合

「放射性物質の保持機能」は喪失するが、「ソースターム制限機能(回収系)」は多重化により機能喪失しない、又は放熱により崩壊熱による温度上昇が抑制され引火点に到達しないことから、有機溶媒火災(機器外)は発生しない事象(△)に該当する。

(4) 動的機器の多重故障の場合

「放射性物質の保持機能」は喪失しないことから、有機溶媒火災(機器外)は発生しない。

(5) 長時間の全交流動力電源の喪失の場合

「放射性物質の保持機能」は喪失しないことから、有機溶媒火災(機器外)は発生しない。

【補足説明資料3-12】

3. 4. 5. 3 プロセス水素による爆発

安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設の「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(窒素ガスと水素ガスの流量比の制御)」が喪失している状態で、安全上重要な施設の「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能(還元ガス供給停止回路)」が喪失した場合には、プロセス水素による爆発に至る可能性がある。

(1) 地震の場合

「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(窒素ガスと水素ガスの流量比の制御)」及び「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能(還元ガス供給停止回路)」の機能喪失と同時に、工程も停止することから、還元炉への水素の供給が停止し、プロセス水素による爆発に至る濃度条件が成立せず、事故に至ることはなく事象が収束する。したがって、設計基準対象の施設で事象の収束が可能であるため設計基準として整理する事象(×1)に該当する。

(2) 火山の影響の場合

「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(窒素ガスと水素ガスの流量比の制御)」及び「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能(還元ガス供給停止回路)」の機能喪失と同時に、工程も停止することから、還元炉への水素の供給が停止し、プロセス水素による爆発に至る濃度条件が成立せず、事故に至ることはなく事象が収束する。したがって、設計基準対象の施設で事象の収束が可能であるため設計基準として整理する事象(×1)に該当する。

(3) 配管の全周破断の場合

「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能(還元ガス供給停止回路)」 の機能は喪失しないことから、事故に至ることはない。

(4) 動的機器の多重故障の場合

「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能(還元ガス供給停止回路)」の機能が喪失したとしても、「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(窒素ガスと水素ガスの流量比の制御)」の喪失により還元ガス中の水素濃度が上昇すれば、他の手段により速やかに検知し工程を停止することから、プロセス水素による爆発に至る濃度条件が成立せず、事故に至ることはなく事象が収束する。したがって、設計基準対象の施設で事象の収束が可能であるため設計基準として整理する事象(×1)に該当する。

(5) 長時間の全交流動力電源の喪失の場合

「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(窒素ガスと水素ガスの流量比の制御)」及び「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能(還元ガス供給停止回路)」の機能喪失と同時に、工程も停止することから、還元炉への水素の供給が停止し、プロセス水素による爆発に至る濃度条件が成立せず、事故に至ることはなく事象が収束する。したがって、設計基準対象の施設で事象の収束が可能であるため設計基準として整理する事象(×1)に該当する。

3. 4. 5. 4 TBP等の錯体の急激な分解反応

安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設の「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(蒸発缶等の温度の制御)」が喪失している状態で、安全上重要な施設の「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能(加熱停止回路)」が喪失した場合には、TBP等の錯体の急激な分解反応に至る可能性がある。

(1) 地震の場合

高レベル廃液濃縮缶及び第2酸回収蒸発缶については、減圧蒸発方式により沸点を下げて運転することにより、「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(蒸発缶等の温度の制御)」及び「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能(加熱停止回路)」の機能喪失によってもTBP等の錯体の急激な分解反応の開始温度に至らず、事故は発生しない事象(△)に該当する。

ウラン濃縮缶(分離施設)及びプルトニウム濃縮缶については、「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(蒸発缶等の温度の制御)」及び「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能(加熱停止回路)」の機能喪失と同時に、工程も停止することから、TBP等の錯体の急激な分解反応に至る温度条件が成立せず、事故に至ることはなく事象が収束する。したがって、設計基準対象の施設で事象の収束が可能であるため設計基準として整理する事象(×1)に該当する。

(2) 火山の影響の場合

高レベル廃液濃縮缶及び第2酸回収蒸発缶については、減圧蒸発方式により沸点を下げて運転することにより、「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(蒸発缶等の温度の制御)」及び「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能(加熱停止回路)」の機能喪失によってもTBP等の錯体

の急激な分解反応の開始温度に至らず、事故は発生しない事象 (△) に該当 する。

ウラン濃縮缶(分離施設)及びプルトニウム濃縮缶については、「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(蒸発缶等の温度の制御)」及び「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能(加熱停止回路)」の機能喪失と同時に、工程も停止することから、TBP等の錯体の急激な分解反応に至る温度条件が成立せず、事故に至ることはなく事象が収束する。したがって、設計基準対象の施設で事象の収束が可能であるため設計基準として整理する事象(×1)に該当する。

(3) 配管の全周破断の場合

「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能(加熱停止回路)」の機能は 喪失しないことから、事故に至ることはない。

(4) 動的機器の多重故障の場合

高レベル廃液濃縮缶及び第2酸回収蒸発缶については、減圧蒸発方式により沸点を下げて運転することにより、「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(蒸発缶等の温度の制御)」及び「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能(加熱停止回路)」の機能喪失によってもTBP等の錯体の急激な分解反応の開始温度に至らず、事故は発生しない事象(△)に該当する。

ウラン濃縮缶(分離施設)及びプルトニウム濃縮缶については、「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能(加熱停止回路)」の機能が喪失したとしても、「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(蒸発缶等の温度の制御)」の喪失により温度上昇があれば、他の手段により速やかに検知し工程を停止することから、TBP等の錯体の急激な分解反応に至る温度条件が成立せず、事故に至ることはなく事象が収束する。したがって、設計

基準対象の施設で事象の収束が可能であるため設計基準として整理する事象 (×1)に該当する。

(5) 長時間の全交流動力電源の喪失の場合

高レベル廃液濃縮缶及び第2酸回収蒸発缶については、減圧蒸発方式により沸点を下げて運転することにより、「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(蒸発缶等の温度の制御)」及び「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能(加熱停止回路)」の機能喪失によってもTBP等の錯体の急激な分解反応の開始温度に至らず、事故は発生しない事象(△)に該当する。

ウラン濃縮缶(分離施設)及びプルトニウム濃縮缶については、「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(蒸発缶等の温度の制御)」及び「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能(加熱停止回路)」の機能喪失と同時に、工程も停止することから、TBP等の錯体の急激な分解反応に至る温度条件が成立せず、事故に至ることはなく事象が収束する。したがって、設計基準対象の施設で事象の収束が可能であるため設計基準として整理する事象(×1)に該当する。

3. 4. 6 使用済燃料の著しい損傷

3. 4. 6. 1 想定事故1

使用済燃料に対する「崩壊熱除去機能」が喪失した場合には、想定事故 1に至る可能性がある。

(1) 地震の場合

プール水冷却系、安全冷却水系(使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用)及び補給水設備のポンプ等の動的機器の直接的な機能喪失並びに電源喪失による間接的な機能喪失により、BWR燃料用、PWR燃料用、BWR燃料及びPWR燃料用の合計3基の燃料貯蔵プール、並びに受け入れた使用済燃料を仮置きする燃料仮置きピット及び前処理建屋へ使用済燃料を送り出すための燃料送出しピット(これらを総称して「燃料貯蔵プール等」という。)において「崩壊熱除去機能」が喪失する。ただし、同時に「プール水の保持機能」も喪失することに加え、想定事故1は燃料貯蔵プール等の水面が揺動しない事故、想定事故2は燃料貯蔵プール等の水面が揺動しない事故、想定事故2は燃料貯蔵プール等の水面が揺動する事故と整理し、地震によるスロッシングを考慮して想定事故2として発生を想定する。

(2) 火山の影響の場合

屋外に設置する安全冷却水系(使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用) の冷却塔の直接的な機能喪失並びに電源喪失によるプール水冷却系、安全冷 却水系(使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用)及び補給水設備のポンプ の間接的な機能喪失により燃料貯蔵プール等において同時に「崩壊熱除去機 能」が喪失する。その結果、想定事故1の発生を想定する。

(3) 配管の全周破断の場合

冷却水を内包する配管は腐食の進行が緩やかであり、保守点検によりその 機能を維持できることから、漏えいは想定せず「崩壊熱除去機能」は喪失し ない。したがって事故は発生しない。

(4) 動的機器の多重故障の場合

プール水冷却系のポンプ、安全冷却水系(使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用)のポンプ又は屋外に設置する冷却塔の多重故障により沸騰には至るものの、補給水設備から燃料貯蔵プール等に給水を実施することにより、使用済燃料の崩壊熱除去機能を維持でき、燃料貯蔵プール等の水位を維持できるため事故に至らない。

また、補給水設備のポンプが多重故障しても、プール水冷却系及び安全冷却水系(使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用)により冷却が継続される。自然蒸発による燃料貯蔵プール等の水位低下に対しては、その他再処理設備の附属施設の給水処理設備からの給水により、事故に至らない。したがって、設計基準対象の施設で事象の収束が可能であるため設計基準として整理する事象(×1)に該当する。

(5) 長時間の全交流動力電源の喪失の場合

電源喪失によるプール水冷却系、安全冷却水系(使用済燃料の受入れ施設 及び貯蔵施設用)及び補給水設備のポンプ等の間接的な機能喪失により燃料 貯蔵プール等において同時に「崩壊熱除去機能」が喪失する。その結果、想 定事故1の発生を想定する。

3. 4. 6. 2 想定事故 2

燃料貯蔵プールのプール水の保持機能が喪失した場合には、想定事故 2 に至る可能性がある。

(1) 地震の場合

基準地震動の 1.2 倍の地震動を考慮した際に機能維持できる設計としないプール水冷却系の配管が破断することに加え、地震によるスロッシングにより燃料貯蔵プール等において想定事故 2 の発生を想定する。

(2) 火山の影響の場合

プール水冷却系の配管の「プール水の保持機能」は喪失しないことから、 想定事故2は発生しない。

(3) 配管の全周破断の場合

冷却水を内包する配管は腐食の進行が緩やかであり、保守点検によりその機能を維持できることから、漏えいは想定せず「プール水の保持機能」は喪失しない。したがって事故は発生しない。

(4) 動的機器の多重故障の場合

プール水冷却系の配管の「プール水の保持機能」は喪失しないことから、 想定事故2は発生しない。

(5) 長時間の全交流動力電源の喪失の場合

プール水冷却系の配管の「プール水の保持機能」は喪失しないことから、 想定事故2は発生しない。

3. 4. 7 放射性物質の漏えい

3. 4. 7. 1 液体状の放射性物質の機器外への漏えい

液体状の放射性物質を内包する機器の「放射性物質の保持機能」が喪失した場合には、液体状の放射性物質の機器外への漏えいに至る可能性がある。

(1) 地震の場合

基準地震動の 1.2 倍の地震動を考慮した際に機能維持できる設計により 「放射性物質の保持機能」は喪失しないことから、液体状の放射性物質の機 器外への漏えいは発生しない。

(2) 火山の影響の場合

「放射性物質の保持機能」は喪失しないことから、液体状の放射性物質の機器外への漏えいは発生しない。

(3) 配管の全周破断の場合

「放射性物質の保持機能」は喪失するが、工程を停止することにより、液体状の放射性物質の機器外への漏えいも停止し、事象が収束する。したがって、設計基準対象の施設で事象の収束が可能であるため設計基準として整理する事象(×1)に該当する。

(4) 動的機器の多重故障の場合

「放射性物質の保持機能」は喪失しないことから、液体状の放射性物質の機器外への漏えいは発生しない。

(5) 長時間の全交流動力電源の喪失の場合

「放射性物質の保持機能」は喪失しないことから、液体状の放射性物質の機器外への漏えいは発生しない。

3. 4. 7. 2 固体状の放射性物質の機器外への漏えい

固体状の放射性物質の機器外への漏えいに至る可能性がある機能喪失又は その組合せは以下のとおりである。

- ・「放射性物質の保持機能」の喪失
- ・「落下・転倒防止機能」の喪失
- ・「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設)」及び「熱的、化学的又は核的制限 値等の維持機能」の同時喪失
- ・「ソースターム制限機能」の喪失(溶融ガラス誤流下時)

以下、これらについてそれぞれ重大事故の発生を仮定する機器の特定結果を示す。

3. 4. 7. 2. 1 「放射性物質の保持機能」の喪失

固体状の放射性物質を内包する機器の「放射性物質の保持機能」が喪失した場合には、固体状の放射性物質の機器外への漏えいに至る可能性がある。

(1) 地震の場合

基準地震動の 1.2 倍の地震動を考慮した際に機能維持できる設計により 「放射性物質の保持機能」は喪失しないことから固体状の放射性物質の機器 外への漏えいは発生しない、又は発生しても同時に工程が停止することから、 固体状の放射性物質の機器外への漏えいも停止し、事象が収束するため、設計基準対象の施設で事象の収束が可能であるため設計基準として整理する事象 (×1) に該当する。

(2) 火山の影響の場合

「放射性物質の保持機能」は喪失しないことから、固体状の放射性物質の機器外への漏えいは発生しない。

(3) 配管の全周破断の場合

固体状の放射性物質を内包する機器の「放射性物質の保持機能」は喪失しないことから、固体状の放射性物質の機器外への漏えいは発生しない。

(4) 動的機器の多重故障の場合

「放射性物質の保持機能」は喪失しないことから、固体状の放射性物質の機器外への漏えいは発生しない。

(5) 長時間の全交流動力電源の喪失の場合

「放射性物質の保持機能」は喪失しないことから、固体状の放射性物質の機器外への漏えいは発生しない。

3. 4. 7. 2. 2 「落下・転倒防止機能」の喪失

ガラス溶融炉からの流下中に固化セル移送台車の「落下・転倒防止機能」が喪失した場合には、固体状の放射性物質の機器外への漏えいに至る可能性がある。

(1) 地震の場合

「落下・転倒防止機能」の機能喪失と同時に、工程(ガラス溶融炉からの流下)が停止することから、固体状の放射性物質の機器外への漏えいも停止し、事象が収束する。したがって、設計基準対象の施設で事象の収束が可能であるため設計基準として整理する事象(×1)に該当する。

(2) 火山の影響の場合

全交流動力電源の喪失によっても、固化セル移送台車の「落下・転倒防止機能」は喪失しないことから、固体状の放射性物質の機器外への漏えいは発生しない。

(3) 配管の全周破断の場合

固化セル移送台車の「落下・転倒防止機能」は喪失しないことから、固体 状の放射性物質の機器外への漏えいは発生しない。

(4) 動的機器の多重故障の場合

動的機器の多重故障では固化セル移送台車の「落下・転倒防止機能」は喪失しないことから、固体状の放射性物質の機器外への漏えいは発生しない。

(5) 長時間の全交流動力電源の喪失の場合

全交流動力電源の喪失によっても、固化セル移送台車の「落下・転倒防止機能」は喪失しないことから、固体状の放射性物質の機器外への漏えいは発生しない。

3. 4. 7. 2. 3 「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能 (安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設)」 及び「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能」の 同時喪失

安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設の「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(ガラス溶融炉とキャニスタの結合維持)」が喪失している状態で、安全上重要な施設の「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能(結合装置圧力信号による流下ノズル加熱停止回路)」が喪失した場合、又は安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設の「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(容器等の定位置への移動)」が喪失している状態で、安全上重要な施設の「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能(充てん起動回路)」が喪失した場合には、固体状の放射性物質の機器外への漏えいに至る可能性がある。

(1) 地震の場合

「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(ガラス溶融炉とキャニスタの結合維持)」及び「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能(結合装置圧力信号による流下ノズル加熱停止回路)」の機能喪失と同時に流下ノズルの加熱も停止し、事故に至ることはなく事象が収束する。また、「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(容器等の定位置への移動)」及び「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能(充てん起動回路)」の機能喪失と同時に、工程も停止することから、事故に至ることはなく事象が収束する。したがって、これらは設計基準対象の施設で事象の収束が可能であるため設計基準として整理する事象(×1)に該当する。

(2) 火山の影響の場合

「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(ガラス溶融炉とキ

ャニスタの結合維持)」及び「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能(結合装置圧力信号による流下ノズル加熱停止回路)」の機能喪失と同時に流下ノズルの加熱も停止し、事故に至ることはなく事象が収束する。また、「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(容器等の定位置への移動)」及び「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能(充てん起動回路)」の機能喪失と同時に、工程も停止することから、事故に至ることはなく事象が収束する。したがって、これらは設計基準対象の施設で事象の収束が可能であるため設計基準として整理する事象(×1)に該当する。

(3) 配管の全周破断の場合

「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能(結合装置圧力信号による流下ノズル加熱停止回路、充てん起動回路)」の機能は喪失しないことから、 事故に至ることはない。

(4) 動的機器の多重故障の場合

「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能(結合装置圧力信号による流下ノズル加熱停止回路)」の機能が喪失したとしても、「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(ガラス溶融炉とキャニスタの結合維持)」の喪失時は、他の手段により速やかに異常を検知し、溶融ガラスの流下を停止することによって、事故に至ることはなく事象が収束する。また、「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能(充てん起動回路)」の機能が喪失したとしても、「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(容器等の定位置への移動)」の喪失により容器等が定位置にない場合には、他の手段により確認し、充てん操作を行わないため、漏えいに至ることはない。したがって、これらは設計基準対象の施設で事象の収束が可能であるため設計基準として整理する事象(×1)に該当する。

(5) 長時間の全交流動力電源の喪失の場合

「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(ガラス溶融炉とキャニスタの結合維持)」及び「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能(結合装置圧力信号による流下ノズル加熱停止回路)」の機能喪失と同時に流下ノズルの加熱も停止し、事故に至ることはなく事象が収束する。また、「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(容器等の定位置への移動)」及び「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能(充てん起動回路)」の機能喪失と同時に、工程も停止することから、事故に至ることはなく事象が収束する。したがって、これらは設計基準対象の施設で事象の収束が可能であるため設計基準として整理する事象(×1)に該当する。

3. 4. 7. 2. 4 「ソースターム制限機能」の喪失(溶融ガラス誤流下 時)

ガラス溶融炉からの溶融ガラスの誤流下が発生している状態で、「ソース ターム制限機能(ガラス溶融炉の流下停止系)」が喪失した場合には、溶融 ガラスの誤流下が継続し、設計基準事故の範疇を超えて重大事故に至る可能 性がある。

(1) 地震の場合

地震により「ソースターム制限機能(ガラス溶融炉の流下停止系)」が喪失するが、ガラス溶融炉からの誤流下が発生した直後に設計上の想定を超える規模の地震が発生することは考え難いことから、ガラス溶融炉からの誤流下が発生している状態では安全上重要な施設の「ソースターム制限機能(ガラス溶融炉の流下停止系)」は喪失せず、設計基準事故の範疇で事象の収束が可能であり、重大事故には至らない。

(2) 火山の影響の場合

火山の影響により「ソースターム制限機能(ガラス溶融炉の流下停止系)」が喪失するが、ガラス溶融炉からの誤流下が発生した直後に設計上の想定を超える規模の噴火が発生することは考え難いことから、ガラス溶融炉からの誤流下が発生している状態では安全上重要な施設の「ソースターム制限機能(ガラス溶融炉の流下停止系)」は喪失せず、設計基準事故の範疇で事象の収束が可能であり、重大事故には至らない。

(3) 配管の全周破断の場合

「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能(ガラス溶融炉の流下停止系)」の機能は喪失しないことから、重大事故に至ることはない。

(4) 動的機器の多重故障の場合

「ソースターム制限機能(ガラス溶融炉の流下停止系)」が喪失し、ガラ

ス溶融炉からの溶融ガラスの流下の自動停止ができなくなるが、ガラス溶融炉からの誤流下は他の手段により速やかに検知が可能であるため、運転員の操作によりガラス溶融炉からの溶融ガラスの流下を停止することから、設計基準事故の範疇で事象の収束が可能である。したがって、設計基準対象の施設で事象の収束が可能であるため設計基準として整理する事象(×1)に該当する。

(5) 長時間の全交流動力電源の喪失の場合

「ソースターム制限機能(ガラス溶融炉の流下停止系)」が喪失するが、 ガラス溶融炉からの誤流下と長時間の全交流動力電源の喪失は関連性がなく、 同時に発生することは考え難いことから、ガラス溶融炉からの誤流下が発生 している状態では安全上重要な施設の「ソースターム制限機能(ガラス溶融 炉の流下停止系)」は喪失せず、設計基準事故の範疇で事象の収束が可能で あり、重大事故には至らない。

3. 4. 7. 3 気体状の放射性物質の漏えい

「放射性物質の閉じ込め機能(放出経路の維持機能、放射性物質の捕集・ 浄化機能、排気機能)」が喪失した場合には、気体状の放射性物質の漏えい に至る可能性がある。

(1) 地震の場合

排風機、廃ガス洗浄塔へ水を供給するための安全冷却水系(再処理設備本体用)のポンプ等の直接的な機能喪失、並びに電源喪失による間接的な機能喪失により「放射性物質の閉じ込め機能(放出経路の維持機能、放射性物質の捕集・浄化機能、排気機能)」が喪失する。ただし、工程停止により放射性物質の気相への移行量が減少し、放射性物質の大気中への放出が抑制されることから事故に至らない。したがって、設計基準対象の施設で事象の収束が可能であるため設計基準として整理する事象(×1)に該当する。

(2) 火山の影響の場合

屋外に設置する安全冷却水系(再処理設備本体用)の冷却塔の直接的な機能喪失及び電源喪失による、排風機、廃ガス洗浄塔へ水を供給するための安全冷却水系(再処理設備本体用)のポンプ等の間接的な機能喪失により「放射性物質の閉じ込め機能(放出経路の維持機能、放射性物質の捕集・浄化機能、排気機能)」が喪失する。ただし、工程停止により放射性物質の気相への移行量が減少し、放射性物質の大気中への放出が抑制されることから事故に至らない。したがって、設計基準対象の施設で事象の収束が可能であるため設計基準として整理する事象(×1)に該当する。

(3) 配管の全周破断の場合

廃ガス洗浄塔へ冷却水を供給するための安全冷却水系(再処理設備本体用)の冷却水を内包する配管及び放出経路上の配管は腐食の進行が緩やかであり、保守点検によりその機能を維持できることから、「放射性物質の閉じ

込め機能(放出経路の維持機能、放射性物質の捕集・浄化機能、排気機能)」は喪失せず、事故に至らない。

(4) 動的機器の多重故障の場合

排風機、廃ガス洗浄塔へ水を供給するための安全冷却水系(再処理設備本体用)のポンプ等の多重故障により「放射性物質の閉じ込め機能(放出経路の維持機能、放射性物質の捕集・浄化機能、排気機能)」が喪失した場合には、速やかに異常を検知して工程を停止することにより、放射性物質の気相への移行量が減少し、放射性物質の大気中への放出が抑制されることから事故に至らない。したがって、設計基準対象の施設で事象の収束が可能であるため設計基準として整理する事象(×1)に該当する。

(5) 長時間の全交流動力電源の喪失の場合

電源喪失による、排風機、廃ガス洗浄塔へ水を供給するための安全冷却水系(再処理設備本体用)のポンプ等の間接的な機能喪失により「放射性物質の閉じ込め機能(放出経路の維持機能、放射性物質の捕集・浄化機能、排気機能)」が喪失する。ただし、工程停止により放射性物質の気相への移行量が減少し、放射性物質の大気中への放出が抑制されることから事故に至らない。したがって、設計基準対象の施設で事象の収束が可能であるため設計基準として整理する事象(×1)に該当する。

3. 4. 7. 4 温度上昇による閉じ込め喪失

温度上昇による閉じ込め喪失に至る可能性がある機能喪失又はその組合せは以下のとおりである。

- 「崩壊熱除去機能」の喪失
- ・「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設)」及び「熱的、化学的又は核的制限 値等の維持機能」の同時喪失

以下、これらについてそれぞれ重大事故の発生を仮定する機器の特定結果 を示す。

3. 4. 7. 4. 1 「崩壊熱等の除去機能」の喪失

混合酸化物貯蔵容器又はガラス固化体に対する「崩壊熱除去機能」が喪失 した場合には、混合酸化物貯蔵容器又はガラス固化体の温度上昇による閉じ 込め喪失に至る可能性がある。

(1) 地震の場合

混合酸化物貯蔵容器に対する崩壊熱除去機能を有する貯蔵室排風機の直接的な機能喪失及び電源喪失による間接的な機能喪失により「崩壊熱除去機能」が喪失し、混合酸化物貯蔵容器内の空気が膨張する。混合酸化物貯蔵容器の閉じ込め機能が喪失した時点で空気の膨張により上昇した内圧分が容器外に放出され、同時にMOX粉末が容器外に放出される。ただし、放出は継続せず、事象は収束する。したがって、設計基準対象の施設で事象の収束が可能であるため設計基準として整理する事象(×1)に該当する。

また、ガラス固化体に対する崩壊熱除去機能を有する収納管及び通風管は、 基準地震動の 1.2 倍の地震動を考慮した際に機能維持できる設計により 「崩壊熱除去機能」は喪失しないため事故には至らない。

(2) 火山の影響の場合

電源喪失による貯蔵室排風機の間接的な機能喪失により「崩壊熱除去機能」が喪失し、混合酸化物貯蔵容器内の空気が膨張する。混合酸化物貯蔵容器の閉じ込め機能が喪失した時点で空気の膨張により上昇した内圧分が容器外に放出され、同時にMOX粉末が容器外に放出される。ただし、放出は継続せず、事象は収束する。したがって、設計基準対象の施設で事象の収束が可能であるため設計基準として整理する事象(×1)に該当する。

また、収納管及び通風管の「崩壊熱除去機能」は喪失しないため事故には至らない。

(3) 配管の全周破断の場合

貯蔵室排風機並びに収納管及び通風管の「崩壊熱除去機能」は喪失しない ため事故には至らない。

(4) 動的機器の多重故障の場合

貯蔵室排風機の機能喪失により「崩壊熱除去機能」が喪失し、混合酸化物 貯蔵容器内の空気が膨張する。混合酸化物貯蔵容器の閉じ込め機能が喪失し た時点で空気の膨張により上昇した内圧分が容器外に放出され、同時にMO X粉末が容器外に放出される。ただし、放出は継続せず、事象は収束する。 したがって、設計基準対象の施設で事象の収束が可能であるため設計基準と して整理する事象(×1)に該当する。

また、収納管及び通風管の「崩壊熱除去機能」は喪失しないため事故には至らない。

(5) 長時間の全交流動力電源の喪失の場合

電源喪失による貯蔵室排風機の間接的な機能喪失により「崩壊熱除去機能」が喪失し、混合酸化物貯蔵容器内の空気が膨張する。混合酸化物貯蔵容器の閉じ込め機能が喪失した時点で空気の膨張により上昇した内圧分が容器

外に放出され、同時にMOX粉末が容器外に放出される。ただし、放出は継続せず、事象は収束する。したがって、設計基準対象の施設で事象の収束が可能であるため設計基準として整理する事象(×1)に該当する。

また、収納管及び通風管の「崩壊熱除去機能」は喪失しないため事故には至らない。

3. 4. 7. 4. 2 「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能 (安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設)」 及び「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能」の 同時喪失

焙焼炉又は還元炉において、安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設の「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(ヒータ部の温度制御)」が喪失している状態で、安全上重要な施設の「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能(ヒータ部温度高による加熱停止回路)」が喪失した場合には、焙焼炉又は還元炉の温度上昇による閉じ込め喪失に至る可能性がある。

(1) 地震の場合

「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(ヒータ部の温度制御)」及び「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能(ヒータ部温度高による加熱停止回路)」の機能喪失と同時に、工程も停止することから、事故に至ることはなく事象が収束する。したがって、設計基準対象の施設で事象の収束が可能であるため設計基準として整理する事象(×1)に該当する。

(2) 火山の影響の場合

「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(ヒータ部の温度制御)」及び「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能(ヒータ部温度高による加熱停止回路)」の機能喪失と同時に、工程も停止することから、事故に至ることはなく事象が収束する。したがって、設計基準対象の施設で事象の収束が可能であるため設計基準として整理する事象(×1)に該当する。

(3) 配管の全周破断の場合

「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能(ヒータ部温度高による加熱停止回路)」の機能は喪失しないことから、事故に至ることはない。

(4) 動的機器の多重故障の場合

「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能(ヒータ部温度高による加熱停止回路)」の機能が喪失したとしても、「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(ヒータ部の温度制御)」の喪失により温度上昇があれば、他の手段により速やかに検知し工程を停止することから、事故に至ることはなく事象が収束する。したがって、設計基準対象の施設で事象の収束が可能であるため設計基準として整理する事象(×1)に該当する。

(5) 長時間の全交流動力電源の喪失の場合

「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(ヒータ部の温度制御)」及び「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能(ヒータ部温度高による加熱停止回路)」の機能喪失と同時に、工程も停止することから、事故に至ることはなく事象が収束する。したがって、設計基準対象の施設で事象の収束が可能であるため設計基準として整理する事象(×1)に該当する。

- 3. 4. 8 重大事故の発生を仮定する際の条件を超える条件による重大事故の発生を仮定する機器の特定
- (1) 重大事故の発生を仮定する際の条件により発生が想定されない重大事故 3.4.1から3.4.7までの整理の結果、重大事故の発生を仮定する 際の条件においては「臨界事故」、「有機溶媒等による火災又は爆発」及び 「放射性物質の漏えい」については、重大事故の発生を仮定する機器として

このうち、臨界事故、有機溶媒火災(機器外)及びTBP等の錯体の急激な分解反応については、他の施設における過去の発生実績や事故発生時に考えられる影響とそれらの対処を踏まえて、以下に示すとおりそれぞれ重大事故の発生を仮定する際の条件を超える条件を定めて事故の発生を評価する。

a. 臨界事故

特定されない。

過去に他の施設において発生していること、臨界事故の発生に対しては直 ちに対策を講ずる必要があること、及び臨界事故は核分裂の連鎖反応によっ て放射性物質が新たに生成するといった特徴を有していることを踏まえ、以 下の考え方に基づき重大事故の発生を仮定する際の条件を超える条件を定め て重大事故の発生を評価する。

3. 4. 1及び3. 4. 2に示すとおり、地震の場合は、基準地震動の1.2 倍の地震動を考慮した際に機能維持できる設計としない静的機器は機能喪失するものの、工程が停止することから事故に至らない。また、火山の影響及び長時間の全交流動力電源の喪失の発生時には工程が停止することから、事故に至らない。

動的機器の多重故障及び配管の全周破断の場合、安全上重要な施設は機能 喪失に至るが、他の手段により速やかに検知し工程を停止することから、事 故に至らない。

そこで、技術的な想定を超えて、内的事象により複数の異常が同時に発生し、かつ、それらを検知して工程を停止するための手段が機能しない状況に至るような重大事故の発生を仮定する際の条件を超える条件として、複数の動的機器の多重故障及び多重誤作動並びに運転員の多重誤操作により多量に核燃料物質が集積することを想定し、臨界事故の発生の可能性を評価し、重大事故の発生を仮定する機器を特定する。

【補足説明資料3-13】

- b. 有機溶媒等による火災又は爆発
- (a) 有機溶媒火災 (機器外)

有機溶媒火災(機器外)は、過去に他の施設において発生していること、及び発生時には他の安全上重要な施設の安全機能の喪失の要因になり得ることを踏まえ、以下の考え方に基づき重大事故の発生を仮定する際の条件を超える条件を定めて重大事故の発生を評価する。

3. 4. 5. 2に示すとおり、「放射性物質の保持機能」を喪失しTBP又はnードデカンが漏えいしたとしても、放熱により崩壊熱による温度上昇が抑制され引火点に到達せず、事故に至らない。

そこで、重大事故の発生を仮定する際の条件を超える条件として、放 熱による温度上昇の抑制を緩和する機能喪失である換気設備の停止の同時 発生を想定したとしても、漏えいした有機溶媒が引火点に到達することは なく、事故に至らない。

【補足説明資料3-15】

(b) TBP等の錯体の急激な分解反応

TBP等の錯体の急激な分解反応は過去に他の施設において発生していること、及び発生時には他の安全上重要な施設の安全機能の喪失の要因になり得ることを踏まえ、以下の考え方に重大事故の発生を仮定する際の条件を超える条件を定めて重大事故の発生を評価する。

3. 4. 5. 4に示すとおり、高レベル廃液濃縮缶及び第2酸回収蒸発缶については、減圧蒸発方式により沸点を下げて運転することで安全上重要な施設の機能喪失によっても運転温度が 135℃を超えず、事故に至らない。

ウラン濃縮缶(分離施設)及びプルトニウム濃縮缶については、地震、 火山の影響及び長時間の全交流動力電源の喪失の発生時には工程が停止することから、事故に至らない。動的機器の多重故障の場合、「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能(加熱停止回路)」は機能喪失に至るが、他の手段により速やかに検知し工程を停止することから、事故に至らない。 そこで、ウラン濃縮缶(分離施設)及びプルトニウム濃縮缶について、 技術的な想定を超えて、内的事象により複数の異常が同時に発生し、かつ、 それらを検知して工程を停止するための手段が機能しない状況に至るような重大事故の発生を仮定する際の条件を超える条件として、複数の動的機器の多重故障及び多重誤作動並びに運転員の多重誤操作を想定し、さらに放出される放射性物質の量を考慮してプルトニウム濃縮缶を重大事故の発生を仮定する機器として特定する。

【補足説明資料3-16】

(2) 起因となる機能喪失との関連から重大事故の発生を仮定する際の条件を 超える条件を設定する重大事故

「使用済燃料の損傷」のうち想定事故2については、地震を要因として発生を想定する。配管の全周破断に関しては、3.4.6.2に示すとおり、冷却水を内包する配管は腐食の進行が緩やかであり、保守点検で健全性を維持できることから、配管の全周破断の対象としないため、内的事象による想定事故2の発生は想定しない。

ただし、プール水冷却系の配管からの漏えいによるサイフォン効果により プール水が漏えいし燃料貯蔵プール等の水位低下に至ることを踏まえ重大事 故の発生を仮定する際の条件を超える条件として、プール水冷却系の配管の 全周破断と補給水設備等の多重故障を想定し、内的事象による想定事故2の 発生を想定する。

3.5 まとめ

上記の整理にもとづき、要因ごとに特定した重大事故の発生を仮定する機器を第3.5-1表に示す。蒸発乾固及び水素爆発において「安全機能の喪失から事故に至るまでの間に喪失した安全機能の復旧が可能であるため設計基準として整理する事象(×2)」又は「機能喪失時の公衆への影響が平常運転時と同程度であるため、設計基準として整理する事象(×3)」と整理した対象を第3.5-2表に示す。

また、重大事故の発生を仮定する際の条件を超える条件により特定した、 臨界事故、TBP等の錯体の急激な分解反応及び使用済燃料の損傷(想定事 故2)の発生を仮定する機器を第3.5-3表に示す。

【補足説明資料3-17】

また、17 回補正までは、機能喪失時の公衆への影響の大きさと、事象の 進展する早さを考慮し、重大事故の重要度を「高」、「中」及び「低」に分 類し、重要度に応じた事故対応を行うこととしていたが、上記の整理により、 特定した重大事故の発生を仮定する機器に対しては、重要度分類を行うこと なく、事故対応を行うこととする。

第3.5-1表(1) 地震を要因とした場合の重大事故の発生を仮定する機器の特定結果

1	T			T			
No	建屋	機器名称	基数	蒸発乾固	水素爆発	使用済燃料の著しい損傷	備考
1	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	燃料貯蔵プール等	1	_	_	0	想定事故2
2	前処理建屋	中間ポット	2	0	_	_	
3	前処理建屋	中継槽	2	Ö	0	-	
4	前処理建屋	リサイクル槽	2	0	_	_	
5	前処理建屋	計量前中間貯槽	2		0	_	
6	前処理建屋	計量·調整槽	1	0	0	_	
7	前処理建屋	計量補助槽	1		0	_	
8	前処理建屋	計量後中間貯槽	1	0	0	_	
	分離建屋	溶解液中間貯槽	1	0	0	_	
	分離建屋	溶解液供給槽	1		0	_	
	分離建屋	抽出廃液受槽	1	0	0	_	
	分離建屋	抽出廃液中間貯槽	1	0	0	_	
	分離建屋	抽出廃液供給槽	2		0	_	
	分離建屋	プルトニウム溶液受槽	1	_	0	_	
	分離建屋	プルトニウム溶液中間貯槽	1	_	0	_	
16	分離建屋	第1一時貯留処理槽	1	0	_	_	
	分離建屋	第2一時貯留処理槽	1	_	0	_	
	分離建屋	第3一時貯留処理槽	1	0	0	_	
19	分離建屋	第4一時貯留処理槽	1	0	0	_	
	分離建屋	第6一時貯留処理槽	1	0	_	_	
	分離建屋	第7一時貯留処理槽	1	0	_	_	
	分離建屋	第8一時貯留処理槽	1	0	_	_	
	分離建屋	高レベル廃液供給槽	1	0	_	_	
	分離建屋	高レベル廃液濃縮缶	1	0	0	_	
	精製建屋	プルトニウム溶液供給槽	1	_	0	_	
	精製建屋	プルトニウム溶液受槽	1	0	0	_	
	精製建屋	油水分離槽	1		0	_	
	精製建屋	プルトニウム溶液一時貯槽	1	0	0	_	
	精製建屋	プルトニウム濃縮缶供給槽	1	0	0	_	
	精製建屋	プルトニウム濃縮缶	1		0	_	
	精製建屋	プルトニウム濃縮液受槽	1	0	0	_	
	精製建屋	プルトニウム濃縮液一時貯槽	1	0	0	_	
	精製建屋	プルトニウム濃縮液計量槽	1		0	_	
34	精製建屋	プルトニウム濃縮液中間貯槽	1	0	0	_	
	精製建屋	リサイクル槽	1	0	0	_	
	精製建屋	希 釈槽	1		0		
	精製建屋	第1一時貯留処理槽	1	0			
38	精製建屋	第2一時貯留処理槽	1	0	0	_	
39	精製建屋	第3一時貯留処理槽	1	0	0	_	
	精製建屋	第7一時貯留処理槽	1		0	_	
	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	硝酸プルトニウム貯槽	1	0	0		
42	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	混合槽	2		0		
	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋		1	0	0		
	高レベル廃液ガラス固化建屋	高レベル廃液混合槽	2		0		
45	高レベル廃液ガラス固化建屋	高レベル廃液共用貯槽	1	0	0		
	高レベル廃液ガラス固化建屋	高レベル濃縮廃液貯槽	2		0	_	
47	高レベル廃液ガラス固化建屋	高レベル濃縮廃液一時貯槽	2		0	_	
48	高レベル廃液ガラス固化建屋	供給槽	2		0	_	
49	高レベル廃液ガラス固化建屋	供給液槽			0		
			計	53	49	1	

第3.5-1表(2) 火山の影響を要因とした場合の重大事故の発生を仮定する機器の特定結果

No	建屋	機器名称	基数	蒸発乾固	水素爆発	使用済燃料 の著しい損傷	備考
1	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	燃料貯蔵プール等	1	_	_	0	想定事故1
2	前処理建屋	中間ポット	2	0	_	_	
3	前処理建屋	中継槽	2	0	0	_	
4	前処理建屋	リサイクル槽	2	0	_	_	
5	前処理建屋	計量前中間貯槽	2	0	0	_	
6	前処理建屋	計量•調整槽	1		0	_	
7	前処理建屋	計量補助槽	1	0	0	_	
	前処理建屋	計量後中間貯槽	1	0	0	_	
	分離建屋	溶解液中間貯槽	1	0	0	_	
	分離建屋	溶解液供給槽	1	0	0	_	
	分離建屋	抽出廃液受槽	1	0	0	_	
	分離建屋	抽出廃液中間貯槽	1	0	0	_	
	分離建屋	抽出廃液供給槽	2		0	_	
	分離建屋	プルトニウム溶液受槽	1	_	0	_	
	分離建屋	プルトニウム溶液中間貯槽	1	_	0	_	
16	分離建屋	第1一時貯留処理槽	1		_	_	
	分離建屋	第2一時貯留処理槽	1	_	0	_	
	分離建屋	第3一時貯留処理槽	1	0	0	_	
	分離建屋	第4一時貯留処理槽	1	0	0	_	
	分離建屋	第6一時貯留処理槽	1	0	_	_	
	分離建屋	第7一時貯留処理槽	1	0	_		
	分離建屋	第8一時貯留処理槽	1	0	_	_	
	分離建屋	高レベル廃液供給槽	1		_	_	
	分離建屋	高レベル廃液濃縮缶	1	0	0	_	
	精製建屋	プルトニウム溶液供給槽	1		0	_	
	精製建屋	プルトニウム溶液受槽	1	0	0	_	
	精製建屋	油水分離槽	1	0	0	_	
	精製建屋	プルトニウム溶液一時貯槽	1	0	0	_	
	精製建屋	プルトニウム濃縮缶供給槽	1	0	0	_	
30	精製建屋	プルトニウム濃縮缶	1		0	_	
31	精製建屋	プルトニウム濃縮液受槽	1	0	0	_	
	精製建屋	プルトニウム濃縮液一時貯槽	1	0	0	_	
33	精製建屋	プルトニウム濃縮液計量槽	1	0	0	_	
34	精製建屋	プルトニウム濃縮液中間貯槽	1	0	0	_	
	精製建屋	リサイクル槽	1	0	0	_	
	精製建屋	希釈槽 第1 味噌煎加用槽	1	0	0	_	
	精製建屋	第1一時貯留処理槽	1		_ O	_	
	精製建屋	第2一時貯留処理槽	1	0	0		
	精製建屋	第3一時貯留処理槽		0			
40	精製建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	第7一時貯留処理槽	1	0	0	 	
41	ソフノ・ノルトーワム混合脱伸建度	硝酸プルトニウム貯槽 混み槽			0	_	
	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	混合槽	2	0	0		
	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	一時貯槽	2		0		
	高レベル廃液ガラス固化建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋	高レベル廃液混合槽 高レベル廃液共用貯槽	2	0	0	 	
45 46			2		0		
46	高レベル廃液ガラス固化建屋	高レベル濃縮廃液貯槽	2		0		
47	高レベル廃液ガラス固化建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋	高レベル濃縮廃液ー時貯槽 供給槽	2	•	0	 	
48			2		0	 	
49	向レベル廃液ルフム回化建産	供給液槽	<u>2</u> 計				
			Tā	53	49	<u>'l l</u>	

第3.5-1表(3)配管の全周破断を要因とした場合の重大事故の発生を仮定する機器の特定結果

		T	1	<u> </u>		1	
No	建屋	機器名称	基数	蒸発乾固	水素爆発	使用済燃料 の著しい損傷	備考
1	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	燃料貯蔵プール等	1	_	_	_	
	前処理建屋	中間ポット	2	_	_	_	
3	前処理建屋	中継槽	2	_	_	_	
	前処理建屋	リサイクル槽	2	_	_	_	
	前処理建屋	計量前中間貯槽	2		_	_	
	前処理建屋	計量•調整槽	1	_	_	_	
	前処理建屋	計量補助槽	1	_	_	_	
	前処理建屋	計量後中間貯槽	1	_	_	_	
	分離建屋	溶解液中間貯槽	1	_	_	_	
	分離建屋	溶解液供給槽	1		_	_	
	分離建屋	抽出廃液受槽	1		_	_	
	分離建屋	抽出廃液中間貯槽	1			_	
	分離建屋	抽出廃液供給槽	2				
	分離建屋	プルトニウム溶液受槽	1	_	_	_	
	分離建屋	プルトニウム溶液中間貯槽	1 1	_			
	分離建屋	第1一時貯留処理槽	1		_		
	分離建屋	第2一時貯留処理槽	1		_	_	
	分離建屋	第3一時貯留処理槽	1		_	_	
	分離建屋	第4一時貯留処理槽	1				
	分離建屋	第6一時貯留処理槽	1				
	分離建屋	第7一時貯留処理槽	1	_		_	
	分離建屋	第8一時貯留処理槽	1	_	_	_	
	分離建屋	高レベル廃液供給槽	1	_	_	_	
	分離建屋	高レベル廃液濃縮缶	1		_		
	精製建屋	プルトニウム溶液供給槽	1		_	_	
	精製建屋	プルトニウム溶液受槽			_		
	精製建屋 精製建屋	油水分離槽 プルトニウム溶液一時貯槽	1		_		
					_		
	精製建屋 精製建屋	プルトニウム濃縮缶供給槽 プルトニウム濃縮缶	1	_	_	_	
	<u>有炭建産</u> 精製建屋	フルトーリム <u>辰稲古</u> プルトニウム濃縮液受槽	1	_	_	_	
	有表達度 精製建屋	プルトニウム濃縮液ラ情	1		_		
	有表達度 精製建屋	プルトニウム濃縮液一時灯慣	1		_	_	
39	精製建屋	プルトニウム濃縮液可重情	1		_		
40	<u>有表建度</u> 精製建屋	フルトーリム 辰稲 次 中间 灯 僧 リサイクル 槽	1				
	<u>相表建度</u> 精製建屋	予りインル僧	1				
	<u>相談建屋</u> 精製建屋	第1一時貯留処理槽	1	-	_		
42	<u>相表建度</u> 精製建屋	第2一時貯留処理槽	1	+ =			
	相表注定 精製建屋	第3一時貯留処理槽	1				
	相談建屋 精製建屋	第7一時貯留処理槽	1		_	_	
	相衆建産 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	新月 一時財	1	 	_	_	
	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	現版ノルドー・ノム灯情	2		_		
52	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	一時貯槽	1	_	_	_	
	ラフン・フルドークム低日航明建度 高レベル廃液ガラス固化建屋	ー 時別領 高レベル廃液混合槽	2		_	_	
	高レベル廃液ガラス固化建屋高レベル廃液ガラス固化建屋	高レベル廃液共用貯槽	1	_	_	_	
	高レベル廃液ガラス固化建屋	高レベル濃縮廃液貯槽	2		_	_	
57	高レベル廃液ガラス固化建屋	高レベル濃縮廃液一時貯槽	2		_	_	
	高レベル廃液ガラス固化建屋	供給槽	2		_	_	
	高レベル廃液ガラス固化建屋	供給液槽	2		_	_	
- 00	同と ルズ水ルノハ風 10年生	I I/VTH/I/VTH	計				

第3.5-1表(4) 多重故障を要因とした場合の重大事故の発生を仮定する機器の特定結果(1)(安全冷却水系 再処理設備本体用)

2 前 3 前 4 前 5 前 6 前 7 前 8 前		燃料貯蔵プール等		蒸発乾固	水素爆発	の著しい損	備考
2 前 3 前 4 前 5 前 6 前 7 前 8 前	前処理建屋	燃料貯蔵プール等			が赤線が	傷	
3 前 4 前 5 前 6 前 7 前 8 前			1	_	_	_	
4 前 5 前 6 前 7 前 8 前	们,如理建屋	中継槽	2	0	0	_	前処理建屋の内部ループの冷却水を循環するためのポンプの多重故障により発生
5 6 前 7 前 8 前		リサイクル槽	2	0	-	1	前処理建産の内部ループの市場小を循環するためのホンブの多里取降により光土
6 前 7 前 8 前		中間ポット	2	0	_	_	
7 8 前		計量前中間貯槽	2	0	0	I	
8 前		計量·調整槽	1	0	0	I]前処理建屋の内部ループの冷却水を循環するためのポンプの多重故障により発生
	前処理建屋	計量補助槽	1	0	0	I	
9 分		計量後中間貯槽	1	0	0	I	
		溶解液中間貯槽	1	0	0	l	
		溶解液供給槽	1	0	0		
		抽出廃液受槽	1	0	0	l	
		抽出廃液中間貯槽	1	0	0		
		抽出廃液供給槽	2	0	0	ı	→ 分離建屋の内部ループの冷却水を循環するためのポンプの多重故障により発生
		第1一時貯留処理槽	1	0		_	//
		第3一時貯留処理槽	1	0	0	ı	
		第4一時貯留処理槽	1	0	0	_	
		第7一時貯留処理槽	1	0		ı	
		第8一時貯留処理槽	1	0	-	I	
19 分	分離建屋	高レベル廃液供給槽	1	0	-	I	・ 分離建屋の内部ループの冷却水を循環するためのポンプの多重故障により発生
20 分	}離建屋	第6一時貯留処理槽	1	0	-	I	万能性性の内部が プリカルで循環するためのホンプの多重成体により元王
		高レベル廃液濃縮缶	1	0	0	I	分離建屋の内部ループの冷却水を循環するためのポンプの多重故障により発生
22 分	分離建屋	プルトニウム溶液受槽	1	_	0	I	
23 分	分離建屋	プルトニウム溶液中間貯槽	1	_	0	I	
24 分	分離建屋	第2一時貯留処理槽	1	_	0	_	
25 精	青製建屋	プルトニウム溶液供給槽	1	-	0	_	
		プルトニウム溶液受槽	1	0	0	_	
27 精	青製建屋	油水分離槽	1	0	0	_	
28 精		プルトニウム溶液一時貯槽	1	0	0	_	
29 精	青製建屋	プルトニウム濃縮缶供給槽	1	0	0	_	精製建屋の内部ループの冷却水を循環するためのポンプの多重故障により発生
30 精	青製建屋	第1一時貯留処理槽	1	0	_	_	
31 精	青製建屋	第2一時貯留処理槽	1	0	0	_	
32 精	青製建屋	第3一時貯留処理槽	1	0	0	_	
33 精	青製建屋	プルトニウム濃縮缶	1	-	0	_	
34 精	青製建屋	プルトニウム濃縮液受槽	1	0	0	_	
35 精	青製建屋	プルトニウム濃縮液一時貯槽	1	0	0	_	
36 精	青製建屋	プルトニウム濃縮液計量槽	1	0	0	_] 精製建屋の内部ループの冷却水を循環するためのポンプの多重故障により発生
		プルトニウム濃縮液中間貯槽	1	Ö	Ö	I	情表生圧のドリロルル ̄ノの中型小で順場するにののハノノの多里取降により先生
38 精	青製建屋	リサイクル槽	1	0	0	1	
39 精	青製建屋	希釈槽	1	0	0	1	
40 精	青製建屋	第7一時貯留処理槽	1	_	0	I	
		硝酸プルトニウム貯槽	1	0	0	1	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の内部ループの冷却水を循環するためのポンプ
	フラン・プルトニウム混合脱硝建屋	混合槽	2		0	-	17777・アルトー・アムルロ版明建産の内部ループの中部小を循環するにののホンプロの多重故障により発生
43 ウ	フラン・プルトニウム混合脱硝建屋	一時貯槽	1	0	0	1	マン 主以件にあり元エ
44 高	高レベル廃液ガラス固化建屋	高レベル廃液共用貯槽	1	0	0	1	高レベル廃液ガラス固化建屋の内部ループの冷却水を循環するためのポンプの多 重故障により発生
45 高	高レベル廃液ガラス固化建屋	高レベル濃縮廃液貯槽	2	0	0		高レベル廃液ガラス固化建屋の内部ループの冷却水を循環するためのポンプの多 重故障により発生
		高レベル濃縮廃液一時貯槽	2	0	0	1	高レベル廃液ガラス固化建屋の内部ループの冷却水を循環するためのポンプの多 重故障により発生
		高レベル廃液混合槽	2	0	0	ı	 高レベル廃液ガラス固化建屋の内部ループの冷却水を循環するためのポンプの多
48 高	Sレベル廃液ガラス固化建屋	供給槽	2	0	0	ı	両レベル焼水ガラス回化圧圧の内部ルーフの市却小を循環するにめのホフラの多 重故障により発生
49 唐		供給液槽	2	0	0		王以阡により元工
		ま全ての対象貯槽で発生するため、記載順序は内	計		49	0	

^{※:} 蒸発乾固は内部ルーブ単位又は全ての対象貯槽で発生するため、記載順序は内部ループでまとめた。 (再処理設備本体用安全冷却水系の外部ループの冷却水循環ポンプの多重故障の場合は、全ての機器で同時に蒸発乾固が発生する)

第3.5-1表(5) 多重故障を要因とした場合の重大事故の発生を仮定する機器の特定結果(2)(安全冷却水系 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用)

				1			
No	建屋	機器名称	基数	蒸発乾固	水素爆発	使用済燃料 の著しい損傷	備考
1 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	燃料貯蔵プール等	1	_	_	_	
2	前処理建屋	中間ポット	2	_	_	_	
3	前処理建屋	中継槽	2	_	_	_	
	前処理建屋	リサイクル槽	2	_	_	_	
		計量前中間貯槽	2	_	_	_	
	前処理建屋	計量•調整槽	1	_	_	_	
	前処理建屋	計量補助槽	1	_	_	_	
		計量後中間貯槽	1	_	_	_	
		溶解液中間貯槽	1	_	_	_	
		溶解液供給槽	1	_	_	_	
		抽出廃液受槽	1	_	_	_	
		抽出廃液中間貯槽	1		_	_	
		抽出廃液供給槽	2				
14 2		プルトニウム溶液受槽	1	_		_	
		プルトニウム溶液中間貯槽	1	_		_	
		第1一時貯留処理槽	1	_	_	_	
	分離建屋	第2一時貯留処理槽	1	_		_	
		第3一時貯留処理槽	1	_	_	_	
		第4一時貯留処理槽	1				
		第6一時貯留処理槽	1	_		_	
		第7一時貯留処理槽	1			_	
	分離建屋	第8一時貯留処理槽	1	_	_	_	
	分離建屋	高レベル廃液供給槽	1		_	_	
	分離建屋	高レベル廃液濃縮缶	1	_	_	_	
	精製建屋	プルトニウム溶液供給槽	1				
		プルトニウム溶液受槽			_		
	精製建屋	油水分離槽 一	1	_		_	
28		プルトニウム溶液一時貯槽				_	
	精製建屋	プルトニウム濃縮缶供給槽	1		_	_	
30 7	精製建屋 精製建屋	プルトニウム濃縮缶 プルトニウム濃縮液受槽	1	_	_		
32 3	桶袋建屋 精製建屋	プルトニウム濃縮液ラ情 プルトニウム濃縮液一時貯槽	1		_	_	
		プルトニウム濃縮液計量槽					
34	情象连座 精製建屋	プルトニウム濃縮液中間貯槽	1		_		
	情数建 <u>度</u> 精製建屋	フルドーソム <u>辰稲及中间財</u> 信 リサイクル槽	1	_		_	
		希釈槽	1	_	_	_	
		第1一時貯留処理槽	1	_	_	_	
		第2一時貯留処理槽	1	_		_	
		第3一時所留処理槽	1	_	_	_	
	門表廷匡 精製建屋	第7一時貯留処理槽	1	_	_	_	
		(現代) 日本	1	_	_	_	
42 「		混合槽	2		_	_	
43 「	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	一時貯槽	1	_	_	_	
	高レベル廃液ガラス固化建屋	高レベル廃液混合槽	2		_	_	
		高レベル廃液共用貯槽	1	_	_	_	
46	高レベル廃液ガラス固化建屋	高レベル濃縮廃液貯槽	2		_	_	
		高レベル濃縮廃液一時貯槽	2		_	_	
		供給槽	2		_	_	
		供給液槽	2		_	_	
11	The second secon	e serves let	計		0	0	

第3.5-1表(6) 多重故障を要因とした場合の重大事故の発生を仮定する機器の特定結果(3)(安全圧縮空気系)

		T	1	1			
No	建屋	機器名称	基数	蒸発乾固	水素爆発	使用済燃料 の著しい損傷	備考
1	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	燃料貯蔵プール等	1	_	_	_	
	前処理建屋	中間ポット	2	_	_	_	
3	前処理建屋	中継槽	2	_	0	_	
	前処理建屋	リサイクル槽	2		_	_	
	前処理建屋	計量前中間貯槽	2		0	_	
	前処理建屋	計量•調整槽	1	_	0	_	
	前処理建屋	計量補助槽	1	_	0	_	
	前処理建屋	計量後中間貯槽	1		0	_	
	分離建屋	溶解液中間貯槽	1		0	_	
	分離建屋	溶解液供給槽	1		0	_	
11	分離建屋	抽出廃液受槽	1	_	0	_	
	分離建屋	抽出廃液中間貯槽	1		0		
	<u>分離建屋</u> 分離建屋	抽出廃液供給槽 プルトニウム溶液受槽	2		0	_	
	分離建屋	プルトニウム溶液気管 プルトニウム溶液中間貯槽	1	+ =	0		
	分離建屋	第1一時貯留処理槽	1	-			
	分離建屋	第2一時期留処理槽	1		0	_	
	分離建屋	第3一時期留処理槽	1	_	Ö	_	
	分離建屋	第4一時貯留処理槽	1	_	ŏ	_	
	分離建屋	第6一時貯留処理槽	1	_	_	_	
	分離建屋	第7一時貯留処理槽	i	_	_	_	
	分離建屋	第8一時貯留処理槽	i	_	_	_	
	分離建屋	高レベル廃液供給槽	1	_	_	_	
	分離建屋	高レベル廃液濃縮缶	1	_	0	_	
	精製建屋	プルトニウム溶液供給槽	1	_	Ö	_	
	精製建屋	プルトニウム溶液受槽	1	_	Ö	_	
27	精製建屋	油水分離槽	1	_	Ö	_	
28	精製建屋	プルトニウム溶液一時貯槽	1	_	0	_	
29	精製建屋	プルトニウム濃縮缶供給槽	1	_	0	_	
	精製建屋	プルトニウム濃縮缶	1	_	0	_	
	精製建屋	プルトニウム濃縮液受槽	1	_	0	_	
	精製建屋	プルトニウム濃縮液一時貯槽	1	_	0	_	
33	精製建屋	プルトニウム濃縮液計量槽	1	_	0	_	
34	精製建屋	プルトニウム濃縮液中間貯槽	1	_	0	_	
	精製建屋	リサイクル槽	1	_	0	_	
	精製建屋	希釈槽	1		0	_	
37	精製建屋	第1一時貯留処理槽	1			_	
	精製建屋	第2一時貯留処理槽	1	_	0	_	
	精製建屋	第3一時貯留処理槽	1	_	0	_	
	精製建屋	第7一時貯留処理槽	1		0	_	
	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	硝酸プルトニウム貯槽	1	_	0	_	
42	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	混合槽	2		0	_	
	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋		1 2		0		
	高レベル廃液ガラス固化建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋	<u>高レベル廃液混合槽</u> 高レベル廃液共用貯槽	2	_	0	_	
	高レベル廃液ガラス回化建産 高レベル廃液ガラス固化建屋	高レベル廃液共用貯價 高レベル濃縮廃液貯槽	2		0	_	
40	高レベル廃液ガラス固化建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋	高レベル濃稲廃液灯情 高レベル濃縮廃液一時貯槽	2		0	_	
	高レベル廃版ガラス固化建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋	南レベル濃稲焼液一時灯帽 供給槽	2		0		
	高レベル廃版ガラス固化建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋	供給液槽	2		0		
40	同レ・ル洗/収/1 ノヘ凹 11 圧圧		計				

第3.5-1表(7)長時間の全交流動力電源の喪失を要因とした場合の重大事故の発生を仮定する機器の特定結果

No	建屋機器名称基準		基数	# 20 +6 55	山土坦彦	使用済燃料	備考
	~	12 m = 17		蒸発乾固	水素爆発	の著しい損傷	, and the second
1	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	燃料貯蔵プール等	1	_	_	0	想定事故1
2	前処理建屋	中間ポット	2	0	_	_	
3	前処理建屋	中継槽	2	0	0	_	
	前処理建屋	リサイクル槽	2		-	_	
	前処理建屋	計量前中間貯槽	2		0	_	
	前処理建屋	計量•調整槽	1		0	_	
	前処理建屋	計量補助槽	1	0	0	_	
	前処理建屋	計量後中間貯槽	1	0	0		
	分離建屋	溶解液中間貯槽	1	0	00		
	<u>分離建屋</u> 分離建屋	溶解液供給槽 抽出廃液受槽		0	0	_	
	分離建屋	<u>抽山廃液又惜</u> 抽出廃液中間貯槽		Ö	0		
	分離建屋	抽出廃液供給槽	2		ŏ	_	
	分離建屋	プルトニウム溶液受槽	1	_	Ö	_	
	分離建屋	プルトニウム溶液中間貯槽	i	_	Ŏ	_	
	分離建屋	第1一時貯留処理槽	i	0	_	_	
	分離建屋	第2一時貯留処理槽	1	_	0	_	
	分離建屋	第3一時貯留処理槽	1	0	Ö	_	
19	分離建屋	第4一時貯留処理槽	1	0	0	_	
	分離建屋	第6一時貯留処理槽	1	0	-	_	
	分離建屋	第7一時貯留処理槽	1	0	_	_	
	分離建屋	第8一時貯留処理槽	1	0		_	
	分離建屋	高レベル廃液供給槽	1	0	_	_	
	分離建屋	高レベル廃液濃縮缶	1	0	0	_	
	精製建屋	プルトニウム溶液供給槽	1		0	_	
	精製建屋	プルトニウム溶液受槽	1	0	0		
	精製建屋	油水分離槽	1		0		
	精製建屋 精製建屋	プルトニウム溶液一時貯槽 プルトニウム濃縮缶供給槽		0	0	_	
	相聚建 <u>度</u> 精製建屋	プルトニウム震稲田供稲僧 プルトニウム濃縮缶	1		0	_	
	精製建屋 精製建屋	プルトニウム濃縮液受槽	1	0	0		
	精製建屋	プルトニウム濃縮液一時貯槽	1	Ö	Ö	_	
	精製建屋	プルトニウム濃縮液計量槽	1	Ö	Ö	_	
34	精製建屋	プルトニウム濃縮液中間貯槽	i	ŏ	Ö	_	
	精製建屋	リサイクル槽	1	Ŏ	Ŏ	_	
	精製建屋	希釈槽	1	Ö	Ö	_	
37	精製建屋	第1一時貯留処理槽	1	0	_	_	
38	精製建屋	第2一時貯留処理槽	1	0	0	_	
	精製建屋	第3一時貯留処理槽	1	0	0	_	
	精製建屋	第7一時貯留処理槽	1	_	0	_	
41	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	硝酸プルトニウム貯槽	1		0	_	
	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	混合槽	2		0	_	
	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	一時貯槽	1 1	0	0	_	
	高レベル廃液ガラス固化建屋	高レベル廃液混合槽	2		00	_	
	高レベル廃液ガラス固化建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋	高レベル廃液共用貯槽 高レベル濃縮廃液貯槽	1 2	0	0		
		高レヘル濃縮廃液貯槽 高レベル濃縮廃液一時貯槽	2				
4 / 48	高レベル廃液ガラス固化建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋	高レヘル <u> </u>	2		0	_	
	<u>高レベル廃液カラス固化建産</u> 高レベル廃液ガラス固化建屋	供稿價 供給液槽	2		0	_	
J	向レ ツル洗収ハノヘ凹 心廷産		計				

第3.5-2表(1) 安全冷却水系の機能喪失時に設計基準の事象として整理する対象

No	建屋	機器名称	基数	分類	備考
1	前処理建屋	不溶解残渣回収槽	2	× 2	事故に至るまでの間に復旧が可能
2	高レベル廃液ガラス固化建屋	不溶解残渣廃液貯槽	2	× 2	事故に至るまでの間に復旧が可能
3	高レベル廃液ガラス固化建屋	不溶解残渣廃液一時貯槽	2	× 2	事故に至るまでの間に復旧が可能

第3.5-2表(2) 安全圧縮空気系の機能喪失時に設計基準の事象として整理する対象

No	建屋	機器名称	基数	分類	備考
1	前処理建屋	中間ポット	2	×3	影響が平常運転時程度
2	前処理建屋	水バッファ槽	1	×3	影響が平常運転時程度
3	前処理建屋	リサイクル槽	2	×3	影響が平常運転時程度
4	前処理建屋	ハル洗浄槽	2	× 3	影響が平常運転時程度
5	前処理建屋	不溶解残渣回収槽	2	× 2	事故に至るまでの間に復旧が可能
6	分離建屋	抽出塔	1	× 3	影響が平常運転時程度
7	分離建屋	第1洗浄塔	1	×3	影響が平常運転時程度
8	分離建屋	第2洗浄塔	1	× 3	影響が平常運転時程度
9	分離建屋	TBP洗浄塔	1	× 3	影響が平常運転時程度
10	分離建屋	プルトニウム分配塔	1	×3	影響が平常運転時程度
11	分離建屋	ウラン洗浄塔	1	×3	影響が平常運転時程度
12	分離建屋	プルトニウム洗浄器	1	×3	影響が平常運転時程度
	分離建屋	第1一時貯留処理槽	1	×3	影響が平常運転時程度
14	分離建屋	第5一時貯留処理槽	1	×3	影響が平常運転時程度
15	分離建屋	第6一時貯留処理槽	1	×3	影響が平常運転時程度
16	分離建屋	第7一時貯留処理槽	1	×3	影響が平常運転時程度
17	分離建屋	第8一時貯留処理槽	1	×3	影響が平常運転時程度
	分離建屋	第9一時貯留処理槽	1	×3	影響が平常運転時程度
19	分離建屋	第10一時貯留処理槽	1	× 2	事故に至るまでの間に復旧が可能
20	分離建屋	第1洗浄器	1	×3	影響が平常運転時程度
21	分離建屋	高レベル廃液供給槽	1	×3	影響が平常運転時程度
22	精製建屋	抽出塔	1	×3	影響が平常運転時程度
	精製建屋	核分裂生成物洗浄塔	1	×3	影響が平常運転時程度
24	精製建屋	逆抽出塔	1	×3	影響が平常運転時程度
25	精製建屋	ウラン洗浄塔	1	×3	影響が平常運転時程度
	精製建屋	TBP洗浄器	1	×3	影響が平常運転時程度
	精製建屋	補助油水分離槽	1	×3	影響が平常運転時程度
	精製建屋	第1一時貯留処理槽	1	×3	影響が平常運転時程度
	精製建屋	第4一時貯留処理槽	1	×3	影響が平常運転時程度
30	高レベル廃液ガラス固化建屋	不溶解残渣廃液一時貯槽	2	× 2	事故に至るまでの間に復旧が可能
31	高レベル廃液ガラス固化建屋	不溶解残渣廃液貯槽	2	× 2	事故に至るまでの間に復旧が可能

第3.5-3表(1) 臨界事故の発生を仮定する機器

複数の動的機器の多重故障及び多重誤作動並びに運転員の多重誤操作を想定

No	建屋	機器名称	備考
	前処理建屋	溶解槽A	
	前処理建屋	溶解槽B	
	前処理建屋	エンドピース酸洗浄槽A	
4	前処理建屋	エンドピース酸洗浄槽B	
	前処理建屋	ハル洗浄槽A	
	前処理建屋	ハル洗浄槽B	
	精製建屋	第5一時貯留処理槽	
8	精製建屋	第7一時貯留処理槽	

第3.5-3表(2) TBP等の錯体の急激な分解反応の発生を仮定する機器

複数の動的機器の多重故障及び多重誤作動並びに運転員の多重誤操作を想定

No	建屋	機器名称	備考
1	精製建屋	プルトニウム濃縮缶	

第3.5-3表(3) 使用済燃料の著しい損傷(想定事故2)の発生を仮定する機器

プール水冷却系の配管の全周破断と補給水設備等の多重故障を想定

No	建屋	機器名称	備考
1	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	燃料貯蔵プール等	

第28条: 重大事故等の拡大防止(3. 設計上定める条件より厳しい条件の設定及び重大事故の想定箇所の特定)

	再処理施設 安全審査 整理資料 補足説明資料	備考(令和元年8月提出済みの資料については、資料番号を記載)		
資料No.	名称	提出日	Rev	開分(17年1月12年1月17日) 1月17日 1月17日 1日
補足説明資料3-1	重大事故の起因となる機能喪失の要因となる可能性がある自然現象等の選定根拠	令和2年4月13日	4	
補足説明資料3-2	安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	令和2年4月28日	5	
補足説明資料3-3	火災・爆発により放射性物質の放出の可能性がある有機溶媒等の選定について	令和2年3月13日	2	
補足説明資料3-4	自然現象に対して実施する対処について	令和2年4月13日	3	
補足説明資料3-5	×1及び×2の考え方について	令和2年4月28日	8	
補足説明資料3-6	×3の考え方について	令和2年4月28日	6	
補足説明資料3-7	蒸発乾固に関する時間余裕評価	令和2年4月28日	5	
補足説明資料3-8	水素爆発(機器内)に関する時間余裕評価	令和2年4月28日	5	
補足説明資料3-9	水素爆発(機器内)に関する機能喪失時の影響評価	令和2年4月13日	5	
補足説明資料3-10	(欠番)			
補足説明資料3-11	(欠番)			
補足説明資料3-12	有機溶媒火災に関する温度評価(機器外)	令和1年12月23日	2	
補足説明資料3-13	に関するさらに厳しい条件と選定結果	令和2年4月28日	6	
補足説明資料3-14	有機溶媒等による火災又は爆発に関するさらに厳しい条件と選定結果(機器内)	令和2年4月28日	4	
補足説明資料3-15	有機溶媒等による火災又は爆発に関するさらに厳しい条件と選定結果(機器外)	令和2年4月28日	4	
補足説明資料3-16	TBP等の錯体の急激な分解反応に関するさらに厳しい条件と選定結果	令和2年4月28日	5	
補足説明資料3-17	重大事故の発生を仮定する機器の特定結果	令和2年4月28日	9	
補足説明資料3-18	自然現象の発生規模と安全機能への影響の関係	令和2年3月13日	2	
補足説明資料3-19	配管の全周破断と同時に想定する単一故障の対象が回収系だけでよい理由 (検知系に対して単一故障を想定しなくてもよい理由)	令和2年4月28日	4	

第28条: 重大事故等の拡大防止(3. 設計上定める条件より厳しい条件の設定及び重大事故の想定箇所の特定)

	再処理施設 安全審査 整理資料 補足説明資料	- 備考(令和元年8月提出済みの資料については、資料番号を記載)		
資料No.	名称	提出日	Rev	调与(TMルギ0月徒山済のの貝科に)がては、貝科留号を記載 /
補足説明資料3-20	安全上重要な施設の安全機能に着目した重大事故の事象選定の妥当性	令和2年4月28日	6	
補足説明資料3-21	設計基準より厳しい条件等の同時発生	令和2年4月28日	3	
補足説明資料3-22	系統図	令和2年4月28日	3	
補足説明資料3-23	系統図(重大事故の発生を仮定する際の条件毎の安全機能喪失の特定)	令和2年4月28日	3	
補足説明資料3-24	フォールトツリー	令和2年4月28日	3	
補足説明資料3-25	フォールトツリー(重大事故の発生を仮定する際の条件毎の安全機能喪失の特定)	令和2年4月28日	3	
補足説明資料3-26	配管以外の静的機器の損傷の可能性	令和2年4月28日	3	
補足説明資料3-27	再処理工程における重大事故の発生を想定する機器	令和2年4月28日	1	
補足説明資料3-28	放射性物質の放出量評価において設定した除染係数	令和2年1月28日	0	
補足説明資料3-29	重大事故の発生を仮定する機器の特定における評価の条件設定	令和2年4月28日	1	
補足説明資料3-30	(欠番)			
補足説明資料3-31	有毒ガス防護に係る申請書記載項目の整理表(第28条)	令和4年6月2日	<u>0</u>	新規作成

補足説明資料3-31

再処理施設における有毒ガス防護については、新規制基準適合性審査の中で確認を行い、事業変更許可を取得している。一方で、「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(以下、「事業指定基準規則」という。)の第20条(制御室等)の第3項第1号及び第26条(緊急時対策所)第2項に係る基準適合性及び「使用済燃料の再処理の事業に係る再処理事業者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」(以下、「技術的能力審査基準」という。)の1.0(4)【解釈】1g)に係る基準適合性に関しては、既許可での申請範囲には含めず、別途申請することとしていたことから、改めて基準適合性の確認が必要である。

このため、基準適合性の確認として、既許可の申請書及び整理資料の補足説明資料から有毒ガスに係る箇所を抽出し、①発生源、②防護対象者、③防護対策(検知手段、防護措置)の観点で既許可の対応内容を整理する。また、追加要求事項に照らして有毒ガス防護として担保すべき事項を整理し、既許可の対応と比較して追加または明確化すべき事項について、申請書本文、添付書類及び補足説明資料への反映事項として整理する。

事業指定基準規則においては,運転員及び緊急時対策所の指示要員の対処能力が損なわれるおそれがある有毒ガスの発生源に対し,有毒ガスの発生を検出する装置及び警報装置その他の適切に防護するための設備の設置といった有毒ガスの発生源,防護対象者及び防護対策(検知手段,防護措置)に係る具体的要求事項が追加されている。また,技術的能力審査基準においては,共通事項である技術的能力1.0に対し,有毒ガス発生時の重大事故等に対処する要員の防護について,吸気中の有毒ガス濃度を基準値以下とするための手順及び体制の整備,予期せず発生する有毒ガスへの対策,有毒ガス発生時の通信連絡設備による連絡といった防護対策(検知手

段,防護措置)に係る具体的要求事項が追加されている。第28条では,これらの要求事項及び重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な措置に係る要求事項に対し,有毒ガスの発生源(重大事故時の作業環境)を反映することが求められることから,これらの観点で整理する。

整理結果を次ページ以降に示す。

	1.事業指定申請書(既許可)	2. 事業指定申請書(既許可)	3.整理資料(既許可)	4. 既許可の整理	5. 有毒ガス防護として担保すべき	6. 申請書及び整理資料への反映事
	本文	添付書類	O. E.LATT Out 1/	1. 901 1.5 12.7	事項	項
	ハ. 重大事故に至るおそれがある事故	(有毒ガス防護に関連する記載なし)	(有毒ガス防護に関連する記載なし)	28 条では重大事故の起因となりえ	左記4.欄に記載の通り。	左記4.欄に記載の通り。
	(運転時の異常な過渡変化及び設計			る事象について整理しているもので		
	基準事故を除く。) 又は重大事故に対			あり、有毒ガスの影響を考慮するもの		
	処するために必要な施設及び体制並			ではない。		
	びに発生すると想定される事故の程			本項目は概要であり, 既許可の整理は		
	度及び影響の評価を行うために設定			後述する「想定事象の抽出」及び各重		
	した条件及びその評価の結果			大事故の「重大事故の発生を仮定する		
	(3) 有効性評価			機器の特定結果」の項目で整理する。		
	(i) 重大事故等の対処に係る有効性					
	評価の基本的な考え方					
	重大事故の発生を仮定する際の条					
	件を設定し,これによる安全上重要な					
	施設の機能喪失の範囲を整理するこ					
	とで重大事故の発生を仮定する機器					
	を特定し, 重大事故が単独で, 同時に					
∠ ∟	又は連鎖して発生することを仮定す					
無	る。また、特定された重大事故の発生					
補 3-31	を仮定する機器に対し, 重大事故等対					
ည်	策が有効であることを示すため, 評価					
	項目を設定した上で, 評価の結果を踏					
	まえて,設備,手順及び体制の有効性					
	を評価する。					
ź						
149						

1.事業指定申請書(既許可)	2.事業指定申請書(既許可)	3. 整理資料(既許可)	4. 既許可の整理	5. 有毒ガス防護として担保すべき	6. 申請書及び整理資料への反映事
本文	添付書類	0. 正在資本 (別間 1)	1. Will 1, 1, 2 TEVE	事項	項
ハ. 重大事故に至るおそれがある事故	6.1.1 重大事故の発生を仮定する際	(有毒ガス防護に関連する記載なし)			
(運転時の異常な過渡変化及び設計	の条件の考え方				
基準事故を除く。) 又は重大事故に対	重大事故の発生を仮定する機器の				
処するために必要な施設及び体制並	特定に当たり、外部からの影響による				
びに発生すると想定される事故の程	機能喪失(以下 6.1 では「外的事象」				
度及び影響の評価を行うために設定	という。) 及び動的機器の故障, 静的機				
した条件及びその評価の結果	器の損傷等による機能喪失(以下 6.1				
(3) 有効性評価	では「内的事象」という。) 並びにそれ				
(i) 重大事故等の対処に係る有効性	らの同時発生について検討し, 重大事				
評価の基本的な考え方	故の発生を仮定する際の条件を設定				
(a) 重大事故の発生を仮定する際の	する。				
条件の設定及び重大事故の発生を仮	(1) 外的事象				
定する機器の特定	自然現象及び再処理施設敷地内又				
(イ) 重大事故の発生を仮定する際の	はその周辺の状況を基に想定される				
条件の考え方	飛来物 (航空機落下等), ダムの崩壊,				
外部からの影響による機能喪失(以	爆発,近隣工場等の火災,有毒ガス,				
下ハ. (3)(i)(a)では「外的事象」	船舶の衝突、電磁的障害等のうち再処				
という。)と動的機器の故障,及び静的	理施設の安全性を損なわせる原因と				
機器の損傷等による機能喪失(以下	なるおそれがある事象であって人為				
ハ. (3)(i)(a)では「内的事象」と	によるもの(故意によるものを除く。)				
いう。) 並びにそれらの同時発生を考	(以下「人為事象」という。)(以下こ				
慮する。	れらを「自然現象等」という。) に対し				
外的事象の考慮として, 安全機能を	て、設計基準においては、想定する規				
有する施設の設計において想定した	模において安全上重要な施設の安全				
自然現象等に対して	機能が喪失しない設計としている。				
・発生頻度が極めて低い自然現象等	重大事故に至る可能性がある機能				
・発生するが, 重大事故の起因となる	喪失又はその組合せを特定するため				
安全上重要な施設の安全機能の喪失	には、安全機能を有する施設の設計に				
の要因となる規模の発生を想定しな	おいて想定した規模よりも大きい規				
い自然現象等	模の影響を施設に与えることで,安全				
・再処理施設周辺では起こりえない	機能の喪失を仮定する必要がある。				
自然現象等	したがって, 重大事故の起因となる				
・発生しても重大事故の起因となる	安全上重要な施設の安全機能の喪失				
安全上重要な施設の安全機能の喪失	の要因となる自然現象等を選定し,安				
の要因となるような影響が考えられ	全機能の喪失により考えられる施設				
ないことが明らかである自然現象等	の損傷状態を想定する。				
を除いた上で、設計基準より厳しい条	(略)				
リルの彫郷を提売してとさればりに手上	白 仲田 毎 12 甲 1 マ か 湿 点 分 田 ナ 笠				

| 作の影響を施設に与えた場合に重大 | 自然現象に関しての選定結果を第

		有毒ガス防護に係る申請書記載項	質目の整理表(第 28 条)(3/25)		
1.事業指定申請書(既許可) 本文	2. 事業指定申請書(既許可) 添付書類	3. 整理資料(既許可)	4. 既許可の整理	5. 有毒ガス防護として担保すべき 事項	6. 申請書及び整理資料への反映事 項
·	6.1-1表に, 人為事象に関しての選			7.7	^
現象等として、地震、火山の影響(降					
下火砕物による積載荷重、フィルタの					
	安全上重要な施設の機能喪失の要因				
ばつ、積雪、湖若しくは川の水位降下	となる可能性がある自然現象は、地		■発生源	■有毒ガスの発生源	■有毒ガスの発生源
	震,森林火災,草原火災,干ばつ,火			➤ 重大事故等の起因事象を踏まえ,	本文: 反映事項なし
	山の影響、積雪及び湖若しくは川の水		起因事象として以下を記載している。	作業環境を整理すること。	添八: 反映事項なし
抽出して、重大事故の発生の有無を検			地震	TI XXXX CELT / OCC.	補足: 反映事項なし
計する。	(b) 自然現象等への対処の観点から		基準地震動の 1.2 倍の地震動を		重大事故等対処時に想定する具体
その結果として, 「四、A. ロ.			考慮した際に機能維持できる設		的な有毒ガスの発生源は、第9条(そ
(7)(i)(a) 外部からの衝撃による			計により維持する機能に該当し		の他外部衝撃)での整理を踏まえて決
損傷の防止」に示すとおり、積雪に対			ない静的な機能の喪失により、化		定することから、本条文で担保すべき
	の要因となる可能性がある自然現象		学薬品漏えいが発生することを		事項ではないことから、反映事項はな
(降下火砕物による積載荷重)に対し			想定する。		デス Clara C C N 19, 反映 デスペイン
	火災、干ばつ、火山の影響(降下火砕		火山の影響		なお, 屋内のアクセスルート上にあ
	物による積載荷重、フィルタの目詰ま		火山の影響による降下火砕物の		る化学薬品のハザードマップを補足
	り等)、積雪及び湖若しくは川の水位		発生を想定する。		説明資料 7-12 に記載している。
·	降下について、発生規模を整理する。		光生を心足する。		成別貝科(12 に山戦している。
を停止した上で必要に応じて外部か			 ▶ <mark>地震</mark> が起因事象となる重大事故		
	全余裕により、安全機能を有する施設		の場合は環境条件として化学薬		
	の安全機能への影響がない規模」、「設		品の漏えいによる作業環境の悪		
	計上の安全余裕を超え、重大事故に至		化が考えられ、 <mark>火山の影響</mark> が起因		
	る規模」、「設計上の安全余裕をはるか		事象となる重大事故の場合は環		
·	に超え、大規模損壊に至る規模」をそ		電条件として <mark>降下火砕物</mark> による		
て、地震、火山の影響(降下火砕物に			作業環境の悪化を考慮している。		
			中未現現の恋化を考慮している。 ▶ 地震及び火山の影響による発生		
よるフィルタの目詰まり等)について、記述は洗りにいる。					
	び草原火災、積雪並びに火山の影響		を仮定する重大事故等に対する対処における環境条件は第33条		
大事故の発生を仮定する。	(降下火砕物による積載荷重)に関しては、淡水活動、推集した雪の降下水				
	ては、消火活動、堆積した雪や降下火		で規定し、作業環境における防護		
	砕物の除去を行うこと、また、干ばつ 及び油素しくは出の水位降下につい		対策は技術的能力で規定する。		
	及び湖若しくは川の水位降下につい		■吐蕃牡鱼茅	■右車ボッは誰が色≯	■ 左手ガラ陆業界色之
る。	ては、工程を停止した上で必要に応じ		■防護対象者	■有毒ガス防護対象者 た記4、 切に記載の通り	■有毒ガス防護対象者
	て外部からの給水を行うことにより,		▶ 既許可では防護対象者について はは後的能力1 0 で展開するこ	左記4・ 懶に配取の理り。	本文: 反映事項なし
	設計上の安全余裕を超える規模の自然現象が根字したよりでも記憶が		は技術的能力1.0で展開するこ		添八: 反映事項なし
削を要することを想正し至し長時間	然現象を想定したとしても設備が機		とから、記載していない。		補足: 反映事項なし

防護対象者については技術的能力

1.0で展開することから、反映事項

はない。

機能喪失する。また、安全上重要な施能喪失に至ることを防止できること

設の静的機器の機能は長時間機能喪 から, 重大事故の起因となる機能喪失

	1.事業指定申請書(既許可) 本文	2.事業指定申請書(既許可) 添付書類	3. 整理資料(既許可)	4. 既許可の整理	5. 有毒ガス防護として担保すべき 事項	6. 申請書及び整理資料への反映事項
	の地震動を考慮した際に機能維持で			■検知手段	■有毒ガスの検知手段	■有毒ガスの検知手段
	きる設計とした安全上重要な施設の	したがって, <mark>地震</mark> 及び <mark>火山の影響</mark>		▶ 既許可では検知手段については	10 to	本文: 反映事項なし
	静的機器は機能を維持する。	(降下火砕物によるフィルタの目詰		技術的能力1.0及び個別手順に		添八: 反映事項なし
		まり等)を重大事故の起因となる安全		係る条文で展開することから、記		補足: 反映事項なし
	に設置する安全上重要な施設の動的			載していない。		横知手段については技術的能力 1.
	機器の機能並びに屋内の外気を吸い					0及び個別手順に係る条文で展開す
	込む安全上重要な施設の動的機器の					ることから,反映事項はない。
	機能は降下火砕物によるフィルタ目					
	詰まり等により全て長時間機能喪失	然現象の組合せ		■防護措置	■有毒ガス防護措置	■有毒ガス防護措置
	する。上記の前提により、安全上重要	(略)		▶ 既許可では防護措置については		本文: 反映事項なし
	な施設の機能喪失に至り重大事故が	(2)内的事象		第 33 条及び技術的能力1. 0並		添八: 反映事項なし
	発生する。	(略)		びに個別設備,個別手順に係る条		補足: 反映事項なし
		(3)重大事故の発生を仮定する際の		文で展開することから, 記載して		防護措置については第 33 条及び技
		条件		いない。		 術的能力1.0並びに個別設備,個別
		前項までにおいて想定した,重大事				手順に係る条文で展開することから、
		故の起因となる機能喪失の要因とな				反映事項はない。
×1		る外的事象及び内的事象について, 想				
維		定する機能喪失の状況を詳細化する				
3-31		とともに,機能喪失を想定する対象設				
9-		備、また同時に機能喪失を想定する範				
		囲を明確にすることで、それぞれの外				
		的事象及び内的事象としての機能喪				
		失の状態を「重大事故の発生を仮定す				
		る際の条件」として設定することによ				
		り, 重大事故の発生を仮定する機器を				
		特定するとともに、それぞれの重大事				
		故についての有効性評価の条件とす				
		る。				
		a. 外的事象				
		(a) <mark>地震</mark>				
		i. 発生する外力の条件				
		基準地震動を超える地震動の地震				
		を想定する。				
		ii. 発生する外力と施設周辺の状況				
		地震により加速度が発生する。地震				
		による加速度は、敷地内外を問わず、				
,		周辺の設備に対しても一様に加わる。				
52		したがって、送電線の鉄塔が倒壊する				

検知手段

	1.事業指定申請書(既許可) 本文	2.事業指定申請書(既許可) 添付書類	3. 整理資料 (既許可)	4. 既許可の整理	5. 有毒ガス防護として担保すべき 事項	6. 申請書及び整理資料への反映事項
		ことにより外部電源が喪失する可能				
		性がある。				
		iii. 影響を受ける設備				
		全ての設備の安全機能について、外				
		力の影響により喪失の可能性がある。				
		iv. 外力の影響により喪失する機能				
		基準地震動の 1.2 倍の地震動を考				
		慮した際に機能維持できる設計によ				
		り維持する静的な機能は、地震の外力				
		(加速度) による機能喪失を想定しな				
		い。これら以外の機能は、全て機能を				
		喪失する (地震の加速度により,機器				
		が損傷し、機能を喪失する)。				
		動的機器については、動力源、制御				
		部,駆動部と多くの要素から構成さ				
		れ,復旧に要する時間に不確実性を伴				
N.		うことから,全ての動的機器に対して				
(金)		機能喪失を想定する。				
3-31		v. 外力による機能喪失の影響による				
[-7		機能喪失				
		外部電源の喪失に加えて,非常用所				
		内電源系統が機能喪失することによ				
		り、電源を必要とする機器は全て機能				
		喪失に至るものとする。				
		vi. 外力の影響による機能喪失後の施				
		設状況				
		基準地震動の 1.2 倍の地震動を考				
		慮した際に機能維持できる設計によ				
		り維持する機能に該当しない静的な				
		機能の喪失により、溢水、 <mark>化学薬品漏</mark>				
		えいが発生する ことに加え,基準地震				
		動の 1.2 倍の地震動を考慮した際に				
		機能維持できる設計により維持する				
		機能に該当しない静的な機能は、継続				
		して長時間機能喪失を想定する。ま				
		た,電源を必要とする機器は全て機能				
_		喪失に至るものとすることから, 安全				
53		上重要な施設の安全機能確保のため				





	1. 事業指定申請書(既許可)	2. 事業指定申請書 (既許可)	o therein yer had (not the tree)	TITTELE TO THE TIT	5. 有毒ガス防護として担保すべき	6. 申請書及び整理資料への反映事
	本文	添付書類	3. 整理資料(既許可)	4. 既許可の整理	事項	項
		の支援機能(非常用所内電源系統, そ				
		の他再処理設備の附属施設の蒸気供				
		給設備の安全蒸気系, その他再処理設				
		備の附属施設の圧縮空気設備の安全				
		圧縮空気系の安全圧縮空気系(以下				
		6.1 では「安全圧縮空気系」という。)				
		等) についても、継続して長時間機能				
		喪失を想定する。				
		(b) <mark>火山の影響</mark>				
		i . 想定する条件				
		火山の影響により降下火砕物の発				
		生を想定する。				
		ii. 発生する外力と施設周辺の状況				
		火山の影響により降下火砕物が発				
		生する。降下火砕物は、敷地内外を問				
		わず、周辺の設備に対しても一様に影				
→ Ŀ		響を与える。したがって、送電線の碍				
<u>業</u> 3		子に降下火砕物が堆積すること等に				
3-31		より外部電源が喪失する可能性があ				
8		る。				
		iii. 影響を受ける設備				
		屋内の動的機器のうち、外気を取り				
		込む機器に関しては,降下火砕物によ				
		りフィルタが目詰まりすることによ				
		り、機能喪失に至ることを想定する。				
		iv. 外力の影響により喪失する機能				
		外部電源の喪失に加えて、屋外の動				
		的機器であるその他再処理設備の附				
		属施設の給水施設の冷却水設備の再				
		処理設備本体用の安全冷却水系(再処				
		理設備本体用)(以下 6.1 では「安全				
		冷却水系 (再処理設備本体用)」とい				
		う。) の冷却塔に対して機能喪失を想				
		定する。また、屋内の動的機器のうち				
		空気圧縮機, 非常用所内電源系統の非				
		常用ディーゼル発電機のフィルタが,				
<u>.</u>		降下火砕物により目詰まりすること				
54		等により,機能喪失に至ることを想定				

	1.事業指定申請書(既許可) 本文	2.事業指定申請書(既許可) 添付書類	3. 整理資料 (既許可)	4. 既許可の整理	5. 有毒ガス防護として担保すべき事項	6. 申請書及び整理資料への反映事 項
		する。			事次	7.
		v.外力による機能喪失の影響による				
		機能喪失				
		外部電源の喪失に加えて,非常用所				
		内電源系統が機能喪失することによ				
		り,電源を必要とする機器は全て機能				
		喪失に至るものとする。				
		vi. 外力の影響による機能喪失後の施				
		設状況				
		静的機器については機能喪失を想				
		定しないが, 電源を必要とする機器は				
		全て機能喪失に至るものとすること				
		から,安全上重要な施設の安全機能確				
		保のための支援機能(非常用所内電源				
		系統, その他再処理設備の附属施設の				
		蒸気供給設備の安全蒸気系, 安全圧縮				
→		空気系等) についても、継続して長時				
<u>業</u> 3.		間機能喪失を想定する。				
3-31		b. 内的事象				
-9		(略)				
		以上より, 重大事故の発生を仮定す				
		る際の安全上重要な施設の条件とし				
		て,外的事象と内的事象のそれぞれに				
		ついて,機能喪失を想定する対象設				
		備、また同時に機能喪失を想定する範				
		囲を以下のとおり設定する。				
		a. 外的事象				
		地 震 : 安全上重要な施設の動的機器				
		及び交流動力電源の機能は復				
		旧に時間を要することを想定				
		し全て長時間機能喪失する。				
		また、安全上重要な施設の静				
		的機器の機能は長時間機能喪				
		失する。ただし、基準地震動の				
		1.2 倍の地震動を考慮した際				
		に機能維持できる設計とした				
155		安全上重要な施設の静的機器				
Oi		は機能を維持する。				

		2. 事業指定申請書 (既許可)	defended (Fig. 1)		5. 有毒ガス防護として担保すべき	6. 申請書及び整理資料への反映事
	本文	添付書類	3. 整理資料 (既許可)	4. 既許可の整理	事項	項
		火山の影響:交流動力電源及び屋外に				
		設置する安全上重要な施設の				
		動的機器の機能並びに屋内の				
		外気を吸い込む安全上重要な				
		施設の動的機器の機能は降下				
		火砕物によるフィルタ目詰ま				
		り等により全て長時間機能喪				
		失する。				
		b. 内的事象				
		配管の全周破断:腐食性の液体(溶液,				
		有機溶媒等)を内包する安全				
		上重要な施設の配管の全周破				
		断と回収系の単一故障が同時				
		発生する。				
		動的機器の多重故障:安全上重要な施				
-> \-		設の動的機器の多重故障によ				
		り機能喪失する。				
補 3-		長時間の全交流動力電源の喪失:全交				
3-31-10		流動力電源の喪失により安全				
-10		上重要な施設の動的機器が全				
		て機能喪失する。				
		(c) 外的事象及び内的事象の同時発				
		生				
		外的事象及び内的事象のそれぞれ				
		の同時発生については,以下のとおり				
		考慮する必要はない。				
		i . 外的事象同士の同時発生				
		外的事象はそれぞれ発生頻度が極				
		めて低いことに加え,火山の影響によ				
		る機能喪失の範囲は地震による機能				
		喪失の範囲に包絡されることから考				
		慮する必要はない。				
		ii. 内的事象同士の同時発生				
		内的事象発生時には速やかに対処				
		を行うことに加え、それぞれの内的事				
		象は関連性の認められない偶発的な				
<u> </u>		事象となることから考慮する必要は				
56		ない。				









	1.事業指定申請書(既許可)	2.事業指定申請書(既許可)	a them would (my to the	. pro the man a title and	5. 有毒ガス防護として担保すべき	6. 申請書及び整理資料への反映事
	本文	添付書類	3. 整理資料 (既許可)	4. 既許可の整理	事項	項
		(つづき)				
-> \-						
補 3-31-13						
1-13						
159						
5 9						

















4. 既許可の整理

3. 整理資料 (既許可)

5. 有毒ガス防護として担保すべき 6. 申請書及び整理資料への反映事

本文	添付書類	3. 整理資料 (既許可)	4. 既許可の整理	事項	項
·			TO IL ME		<u> </u>
ハ. 重大事故に至るおそれがある事故		(有毒ガス防護に関連する記載なし)	■発生源	■有毒ガスの発生源	■有毒ガスの発生源
(運転時の異常な過渡変化及び設計			・ 地震又は <mark>火山の影響による臨界</mark>	左記4.欄に記載の通り。	本文: 反映事項なし
基準事故を除く。) 又は重大事故に対			事故の発生は想定されない。		添八: 反映事項なし
処するために必要な施設及び体制並					補足: 反映事項なし
びに発生すると想定される事故の程					地震又は火山の影響による臨界事
度及び影響の評価を行うために設定					故の発生は想定されないため,反映事
した条件及びその評価の結果					項はない。
(3) 有効性評価					
(i) 重大事故等の対処に係る有効性			■防護対象者	■有毒ガス防護対象者	■有毒ガス防護対象者
評価の基本的な考え方			▶ 既許可では防護対象者について	左記4.欄に記載の通り。	本文: 反映事項なし
(a) 重大事故の発生を仮定する際の			は技術的能力1.0で展開するこ		添八: 反映事項なし
条件の設定及び重大事故の発生を仮			とから、記載していない。		補足: 反映事項なし
定する機器の特定					防護対象者については技術的能力
	6.1.3 重大事故の発生を仮定する機				1.0で展開することから、反映事項
の特定結果	器の特定結果				はない。
1) 臨界事故	(1) 臨界事故				
臨界事故は, 臨界が発生することに			■検知手段	■有毒ガスの検知手段	■有毒ガスの検知手段
より, 気体状の放射性物質や放射性エ			▶ 既許可では検知手段については	左記4. 欄に記載の通り。	本文: 反映事項なし
アロゾルが発生し,大気中への放射性	アロゾルが発生し,大気中への放射性		技術的能力1.0及び個別手順に		添八: 反映事項なし
物質の放出量が増加するものである。	物質の放出量が増加するものである。		係る条文で展開することから, 記		補足: 反映事項なし
i) 外的事象発生時			載していない。		検知手段については技術的能力1.
a) <mark>地震</mark>	a. 地震の場合				0及び個別手順に係る条文で展開す
基準地震動の 1.2 倍の地震動を考	基準地震動の 1.2 倍の地震動を考				ることから、反映事項はない。
慮した際に機能維持できる設計によ	慮した際に機能維持できる設計によ				
	り形状・寸法の核的制限値等が維持さ		■防護措置	■有毒ガス防護措置	■有毒ガス防護措置
	れることから事故の発生は想定され		▶ 既許可では防護措置については	左記4. 欄に記載の通り。	本文: 反映事項なし
ない。また、地震発生時には工程を停	ない。また、地震発生時には工程を停		第 33 条及び技術的能力1. 0並		添八: 反映事項なし
止することからプロセス量に変動は	止することからプロセス量に変動は		びに個別設備,個別手順に係る条		補足: 反映事項なし
起こらず、平常運転時において核燃料	起こらず、平常運転時において核燃料		文で展開することから, 記載して		防護措置については第33条及び技
物質の濃度が未臨界濃度以下,又は核	物質の濃度が未臨界濃度以下, 又は核		いない。		術的能力1.0並びに個別設備,個別
燃料物質の質量が未臨界質量以下の	燃料物質の質量が未臨界質量以下の				手順に係る条文で展開することから,
機器では事故の発生は想定されない。	機器では事故の発生は想定されない。				反映事項はない。
b) <mark>火山の影響</mark>	b. 火山の影響の場合				
工程を停止することから, プロセス	工程を停止することから, プロセス量				
量に変動は起こらず,核的制限値を超	に変動は起こらず、核的制限値を超え				
えることはないため、 <mark>事故の発生は想</mark>	ることはないため、 <mark>事故の発生は想定</mark>				
<mark>定されない。</mark> (略)	<mark>されない。</mark> (略)				

161

1. 事業指定申請書(既許可)

2. 事業指定申請書(既許可)

0及び個別手順に係る条文で展開す

ることから, 反映事項はない。

	1.事業指定申請書(既許可)	2. 事業指定申請書(既許可)			5. 有毒ガス防護として担保すべき	6. 申請書及び整理資料への反映事
	本文	添付書類	3. 整理資料(既許可)	4. 既許可の整理	事項	項
	2)冷却機能の喪失による蒸発乾固	(2)冷却機能の喪失による蒸発乾固	(有毒ガス防護に関連する記載なし)			
	冷却機能の喪失による蒸発乾固は,	冷却機能の喪失による蒸発乾固は,				
	その他再処理設備の附属施設の給水	安全冷却水系(再処理設備本体用)の				
	施設の冷却水設備の再処理設備本体	冷却機能の喪失により発生する可能				
	用の安全冷却水系(再処理設備本体	性があり、その後、溶解液、抽出廃液、				
	用)(以下ハ. (3)(i)では「安全冷	硝酸プルトニウム溶液又は高レベル				
	却水系(再処理設備本体用)」という。)	廃液が沸騰に至ることで, 放射性エア				
	の冷却機能の喪失により発生する可	ロゾルが発生し,大気中への放射性物				
	能性があり、その後、溶解液、抽出廃	質の放出量が増加するものである。				
	液, 硝酸プルトニウム溶液又は高レベ					
	ル廃液が沸騰に至ることで,放射性エ					
	アロゾルが発生し、大気中への放射性					
	物質の放出量が増加するものである。					
	i) 外的事象発生時					
	a) 地震	a. 地震の場合				
	安全冷却水系の冷却水のポンプ,屋	安全冷却水系(再処理設備本体用)		■発生源	■有毒ガスの発生源	■有毒ガスの発生源
盐	外に設置する冷却塔等の動的機器の	の冷却水のポンプ,屋外に設置する冷		➤ <mark>地震</mark> 又は <mark>火山の影響</mark> による <mark>蒸発</mark>	左記4. 欄に記載の通り。	本文: 反映事項なし
ب ا	直接的な機能喪失及び電源喪失によ	却塔等の直接的な機能喪失及び電源		乾固の発生を仮定する。		添八: 反映事項なし
<u>:</u>	る間接的な機能喪失により,冷却機能	喪失による間接的な機能喪失により		▶ 地震又は火山の影響が起因事象		補足: 反映事項なし
<u>-</u>	が喪失する。その結果,第3表(1)に示			となる重大事故等の環境条件は		地震又は火山の影響が起因事象と
	す溶解液、抽出廃液、硝酸プルトニウ			上述の「想定事象の抽出」の項目		なる重大事故等の環境条件は上述の
	ム溶液又は高レベル廃液を内包する	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		で整理する。		「想定事象の抽出」の項目で整理する
		る。このうち6機器については、安全				ため、反映事項はない。
	を仮定する。	機能の喪失から事故に至るまでの間				
		に喪失した安全機能の復旧が可能で			■有毒ガス防護対象者	■有毒ガス防護対象者
		あるため設計基準として整理する事		▶ 既許可では防護対象者について	左記4.欄に記載の通り。 	本文: 反映事項なし
		象に該当することから,53 の機器を		は技術的能力1.0で展開するこ		添八: 反映事項なし
		特定し、蒸発乾固の発生を仮定する。		とから、記載していない。		補足: 反映事項なし
		機器外の蒸発乾固については、基準				防護対象者については技術的能力
		地震動の 1.2 倍の地震動を考慮した				1.0で展開することから、反映事項
		際に機能維持できる設計により漏え		■ 10 km = 10.	■ + = ¥ -, o \	はない。
		いは発生しないため事故の発生は想		■検知手段	■有毒ガスの検知手段	■有毒ガスの検知手段
	1) 从以 の 思く郷 。	定されない。		▶ 既許可では検知手段については #無物性力1 ○ 異び個別手順に	左記4. 懶に記載の選り。 	本文: 反映事項なし
	b) 火山の影響	b. 火山の影響の場合		技術的能力1.0及び個別手順に		添八: 反映事項なし
	屋外に設置する安全冷却水系(再処理型機大体型)の冷却状の直接的な機			係る条文で展開することから,記載していない。		補足: 反映事項なし
	理設備本体用) の冷却塔の直接的な機			載していない。		検知手段については技術的能力1.

のポンプ,屋外に設置する冷却塔等の

防護対象者



能喪失並びに電源喪失による冷却水 | 能喪失並びに電源喪失による冷却水

のポンプ,屋外に設置する冷却塔等の

	1.事業指定申請書(既許可) 本文	2. 事業指定申請書(既許可) 添付書類	3. 整理資料(既許可)	4. 既許可の整理	5. 有毒ガス防護として担保すべき 事項	6. 申請書及び整理資料への反映事項
	間接的な機能喪失により、冷却機能が 喪失する。その結果、第3表(1)に示す 溶解液、抽出廃液、硝酸プルトニウム 溶液又は高レベル廃液を内包する 53	添付書類 間接的な機能喪失により溶解液、抽出 廃液、硝酸プルトニウム溶液又は高レベル廃液を内包する59の機器で「崩 壊熱除去機能」が喪失する。このうち 6機器については、安全機能の喪失から事故に至るまでの間に喪失した安 全機能の復旧が可能であるため設計 基準として整理する事象に該当することから、53の機器を特定し、 蒸発 乾固の発生を仮定する。(略)		■防護措置	■有毒ガス防護措置 ▶ 左記 4. 欄に記載の通り他条文で規定するため,整理の対象外とした。	■有毒ガス防護措置本文: 反映事項なし
163						

1.事業指定申請書(既許可)	2. 事業指定申請書(既許可)			5. 有毒ガス防護として担保すべき	6. 申請書及び整理資料への反映事
本文	添付書類	3. 整理資料 (既許可)	4. 既許可の整理	事項	項
3) 放射線分解により発生する水素		 (有毒ガス防護に関連する記載なし)		ザゲ	
こよる爆発	による爆発	(日母ルハ例唆に因母する山戦なし)			
放射線分解により発生する水素に					
	よる爆発は、安全圧縮空気系の掃気機				
	能の喪失により発生する可能性があ				
	り、その後、溶解液、抽出廃液、硝酸				
	プルトニウム溶液又は高レベル廃液				
	を内包する機器内の水素濃度が上昇				
	して水素爆発が生じることで、放射性				
	エアロゾルが発生し、大気中への放射				
	性物質の放出量が増加するものであ				
爆発が生じることで,放射性エアロゾ					
ルが発生し、大気中への放射性物質の					
放出量が増加するものである。					
i) 外的事象発生時					
a) <mark>地震</mark>	a. <mark>地震の場合</mark>				
安全圧縮空気系の空気圧縮機の直	安全圧縮空気系の空気圧縮機の直				
接的な機能喪失、並びに電源喪失及び	接的な機能喪失、並びに空気圧縮機を		■発生源	■有毒ガスの発生源	■有毒ガスの発生源
空気圧縮機を冷却する安全冷却水系	冷却する安全冷却水系(再処理設備本		▶ 地震又は火山の影響による水素	左記4.欄に記載の通り。	本文: 反映事項なし
(再処理設備本体用)の機能喪失によ	体用)の外部ループの冷却水のポンプ		爆発の発生を仮定する。		添八: 反映事項なし
る間接的な機能喪失により, 掃気機能	又は屋外に設置する冷却塔の機能喪		地震又は火山の影響が起因事象		補足: 反映事項なし
が喪失する。その結果、第4表(1)に示	失及び電源喪失による間接的な機能		となる重大事故等の環境条件は		地震又は火山の影響が起因事象と
す溶解液,抽出廃液,硝酸プルトニウ	喪失により溶解液,抽出廃液,硝酸プ		上述の「想定事象の抽出」の項目		なる重大事故等の環境条件は上述の
ム溶液又は高レベル廃液を内包する	ルトニウム溶液又は高レベル廃液を		で整理する。		「想定事象の抽出」の項目で整理する
49 の機器を特定し、水素爆発の発生	内包する86の機器で「掃気機能」が				ため、反映事項はない。
<mark>を仮定する。</mark>	喪失する。このうち7機器については				
	安全機能の喪失から事故に至るまで		■防護対象者	■有毒ガス防護対象者	■有毒ガス防護対象者
	の間に喪失した安全機能の復旧が可		既許可では防護対象者について	左記4. 欄に記載の通り。	本文: 反映事項なし
	能であるため設計基準として整理す		は技術的能力1.0で展開するこ		添八: 反映事項なし
	る事象,30機器については機能喪失時		とから,記載していない。		補足: 反映事項なし
	の公衆への影響が平常運転時と同程				防護対象者については技術的能力
	度であるため設計基準として整理す				1.0で展開することから、反映事項
	る事象に該当することから、49の機				はない。
	器を特定し、 <mark>水素爆発の発生を仮定す</mark>				
	<mark>3</mark> 。		■検知手段	■有毒ガスの検知手段	■有毒ガスの検知手段
	機器外の水素爆発については、基準		▶ 既許可では検知手段については	左記4.欄に記載の通り。	本文: 反映事項なし
	地震動の 1.2 倍の地震動を考慮した		技術的能力1.0及び個別手順に		添八: 反映事項なし
	際に機能維持できる設計により漏え		係る条文で展開することから, 記		補足: 反映事項なし

1.事業指定申請書(既許可) 本文	2.事業指定申請書(既許可) 添付書類	3. 整理資料(既許可)	4. 既許可の整理	5. 有毒ガス防護として担保すべき 事項	6. 申請書及び整理資料への反映事項
	いは発生しないため事故の発生は想		載していない。		検知手段については技術的能力1.
	定されない。				0及び個別手順に係る条文で展開す
b) <mark>火山の影響</mark>	b. <mark>火山の影響の場合</mark>				ることから, 反映事項はない。
安全圧縮空気系の空気圧縮機の直	安全圧縮空気系の空気圧縮機の直				
接的な機能喪失,並びに電源喪失及び	接的な機能喪失、並びに電源喪失及び		■防護措置	■有毒ガス防護措置	■有毒ガス防護措置
空気圧縮機を冷却する安全冷却水系	空気圧縮機を冷却する安全冷却水系		▶ 既許可では防護措置については	左記4.欄に記載の通り。	本文: 反映事項なし
(再処理設備本体用)の機能喪失によ	(再処理設備本体用)の機能喪失によ		第 33 条及び技術的能力1. 0並		添八: 反映事項なし
る安全圧縮空気系の空気圧縮機の間	る安全圧縮空気系の空気圧縮機の間		びに個別設備,個別手順に係る条		補足: 反映事項なし
接的な機能喪失により, 掃気機能が喪	接的な機能喪失により溶解液、抽出廃		文で展開することから, 記載して		防護措置については第 33 条及び技
失する。その結果、第4表(1)に示す溶	液, 硝酸プルトニウム溶液又は高レベ		いない。		術的能力1.0並びに個別設備,個別
解液,抽出廃液,硝酸プルトニウム溶	ル廃液を内包する 86 の機器で「掃気				手順に係る条文で展開することから,
液又は高レベル廃液を内包する49の	機能」が喪失する。このうち7機器に				反映事項はない。
機器を特定し、 <mark>水素爆発の発生を仮定</mark>	ついては安全機能の喪失から事故に				
<mark>する。</mark>	至るまでの間に喪失した安全機能の				
	復旧が可能であるため設計基準とし				
	て整理する事象、30 機器については				
	機能喪失時の公衆への影響が平常運				
	転時と同程度であるため設計基準と				
	して整理する事象に該当することか				
	ら, 49 の機器を特定し, <mark>水素爆発の</mark>				
	発生を仮定する。(略)				

1.事業指定申請書(既許可)	2. 事業指定申請書(既許可)			5. 有毒ガス防護として担保すべき	6. 申請書及び整理資料への反映事
本文	添付書類	3. 整理資料(既許可)	4. 既許可の整理	事項	項
4) 有機溶媒等による火災又は爆発	(4) 有機溶媒等による火災又は爆	(有毒ガス防護に関連する記載なし)			
有機溶媒等による火災又は爆発に	発				
おける重大事故は、有機溶媒等による	有機溶媒等による火災又は爆発に				
火災または爆発が生じることにより、	おける重大事故は,有機溶媒等による				
放射性エアロゾルが発生し, 大気中へ	火災または爆発が生じることにより,				
の放射性物質の放出量が増加するも	放射性エアロゾルが発生し, 大気中へ				
のである。	の放射性物質の放出量が増加するも				
i) 外的事象発生時	のである。		■発生源	■有毒ガスの発生源	■有毒ガスの発生源
a) <mark>地震</mark>	a. <mark>地震の場合</mark>		▶ 地震又は火山の影響による有機	左記4. 欄に記載の通り。	本文: 反映事項なし
工程が停止することで, 温度上昇が	工程が停止することで, 温度上昇が		溶媒等による火災又は爆発の発		添八: 反映事項なし
抑制され有機溶媒の引火点, TBP等	抑制され有機溶媒の引火点, TBP等		生は想定されない。		補足: 反映事項なし
の錯体の急激な分解反応の開始温度	の錯体の急激な分解反応の開始温度				地震又は火山の影響による有機溶
に至ることはない, 又は還元炉への水	に至ることはない, 又は還元炉への水				媒用による火災又は爆発の発生は想
素の供給が停止することから、水素濃	素の供給が停止することから、水素濃				定されないため,反映事項はない。
度は可燃限界濃度に至ることはない	度は可燃限界濃度に至ることはない				
ため、 <mark>事故の発生は想定されない。</mark>	ため、事故の発生は想定されない。		■防護対象者	■有毒ガス防護対象者	■有毒ガス防護対象者
b) <mark>火山の影響</mark>	b. <mark>火山の影響の場合</mark>		▶ 既許可では防護対象者について	左記4.欄に記載の通り。	本文: 反映事項なし
工程が停止することで, 温度上昇が	工程が停止することで, 温度上昇が		は技術的能力1.0で展開するこ		添八: 反映事項なし
抑制され有機溶媒の引火点, TBP等	抑制され有機溶媒の引火点, TBP等		とから、記載していない。		補足: 反映事項なし
の錯体の急激な分解反応の開始温度	の錯体の急激な分解反応の開始温度				防護対象者について技術的能力1.
に至ることはない, 又は還元炉への水	に至ることはない, 又は還元炉への水				0 で展開することから, 反映事項はな
素の供給が停止することから, 水素濃	素の供給が停止することから, 水素濃				V'o
度は可燃限界濃度に至ることはない	度は可燃限界濃度に至ることはない				
ため、事故の発生は想定されない。	ため, 事故の発生は想定されない。		■検知手段	■有毒ガスの検知手段	■有毒ガスの検知手段
	(略)		──	左記4. 欄に記載の通り。	本文: 反映事項なし
			技術的能力1.0及び個別手順に		添八: 反映事項なし
			係る条文で展開することから, 記		補足: 反映事項なし
			載していない。		検知手段については技術的能力1.
					0及び個別手順に係る条文で展開す
					ることから、反映事項はない。
			■防護措置	■有毒ガス防護措置	■有毒ガス防護措置
			▶ 既許可では防護措置については		本文: 反映事項なし
			第 33 条及び技術的能力1.0並		添八: 反映事項なし
			びに個別設備及び個別手順に係		補足: 反映事項なし
			る条文で展開することから、記載		防護措置については第33条及び技
			していない。		術的能力1.0並びに個別設備,個別

手順に係る条文で展開することから,

6. 申請書及び整理資料への反映事

項

地震又は火山の影響が起因事象と なる重大事故等の環境条件は上述の

「想定事象の抽出」の項目で整理する

防護対象者については技術的能力

1.0で展開することから、反映事項

検知手段については技術的能力1.

0及び個別手順に係る条文で展開す

防護措置については第33条及び技

術的能力1.0並びに個別設備,個別 手順に係る条文で展開するため、反映

ることから、反映事項はない。

反映事項はない。

■有毒ガスの発生源

本文: 反映事項なし

添八: 反映事項なし

補足: 反映事項なし

ため、反映事項はない。

■有毒ガス防護対象者 本文: 反映事項なし

添八: 反映事項なし

補足: 反映事項なし

■有毒ガスの検知手段

本文: 反映事項なし

添八: 反映事項なし

補足: 反映事項なし

■有毒ガス防護措置

本文: 反映事項なし

添八: 反映事項なし

補足: 反映事項なし

事項はない。

はない。

				- John S. Bloth S. Ale III S. S.	
1.事業指定申請書(既許可)	2. 事業指定申請書 (既許可)	3. 整理資料 (既許可)	4. 既許可の整理	5. 有毒ガス防護として担保すべき	6. 申請書及び整理資料への反映事
本文	添付書類			事項	項
	発生を仮定する。				
ロ)火山の影響	(b) <mark>火山の影響の場合</mark>				
	屋外に設置する安全冷却水系(使用済				
	燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用)の				
	冷却塔の直接的な機能喪失並びに電				
電源喪失によるプール水冷却系,安全	源喪失によるプール水冷却系, 安全冷				
冷却水系 (使用済燃料の受入れ施設及	却水系 (使用済燃料の受入れ施設及び				
び貯蔵施設用) 及び補給水設備のポン	貯蔵施設用) 及び補給水設備のポンプ				
プの間接的な機能喪失により <mark>想定事</mark>	の間接的な機能喪失により燃料貯蔵				
故1の発生を仮定する。	プール等において同時に「崩壊熱除去				
(略)	機能」が喪失する。その結果, <mark>想定事</mark>				
	故1の発生を仮定する。(略)				
+					
100 200 200 200 200 200 200 200 200 200					
ΣΟ					

	1.事業指定申請書(既許可) 本文	2.事業指定申請書(既許可) 添付書類	3. 整理資料(既許可)	4. 既許可の整理	5. 有毒ガス防護として担保すべき 事項	6. 申請書及び整理資料への反映事 項
	ii) 想定事故 2 a) 外的事象発生時	(5)使用済燃料の著しい損傷 a. 想定事故2	(有毒ガス防護に関連する記載なし)			
	イ) <mark>地震</mark>プール水冷却系の配管破断で発生するサイフォン効果及び越流せきか	 (a) 地震の場合 基準地震動の 1.2 倍の地震動を考慮した際に機能維持できる設計としないプール水冷却系の配管が破断することに加え、地震によるスロッシングにより燃料貯蔵プール等において想定事故2の発生を仮定する。 (b) 火山の影響の場合 		■発生源 ・ 地震による使用済燃料の著しい 損傷の想定事故2の発生を仮定する。 ・ 地震の影響が起因事象となる重大事故等の環境条件は上述の「想定事象の抽出」の項目で整理する。	■有毒ガスの発生源 左記4. 欄に記載の通り。	■有毒ガスの発生源 本文: 反映事項なし 添八: 反映事項なし 補足: 反映事項なし 地震の影響が起因事象となる重大 事故等の環境条件は上述の「想定事象 の抽出」の項目で整理するため、反映 事項はない。
補 3-31-23	(略)	<mark>故の発生は想定されない。</mark> (略)		■防護対象者 ➤ 既許可では防護対象者については技術的能力1.0で展開することから、記載していない。	■有毒ガス防護対象者 左記4. 欄に記載の通り。	■有毒ガス防護対象者 本文: 反映事項なし 添八: 反映事項なし 補足: 反映事項なし が護対象者については技術的能力 1.0で展開することから,反映事項 はない。
				■検知手段> 既許可では検知手段については 技術的能力1.0及び個別手順に 係る条文で展開することから,記 載していない。	■有毒ガスの検知手段 左記4. 欄に記載の通り。	■有毒ガスの検知手段 本文: 反映事項なし 添八: 反映事項なし 補足: 反映事項なし 検知手段については技術的能力1. 0及び個別手順に係る条文で展開す ることから, 反映事項はない。
169				■防護措置 ➤ 既許可では防護措置については 第 33 条及び技術的能力1. 0並 びに個別設備,個別手順に係る条 文で展開することから,記載して いない。	■有毒ガス防護措置 左記4.欄に記載の通り。	■有毒ガス防護措置 本文: 反映事項なし 添八: 反映事項なし 補足: 反映事項なし 防護措置については第33条及び技 術的能力1.0並びに個別設備,個別 手順に係る条文で展開することから, 反映事項はない。









1. 事業指定申請書(既許可)	2. 事業指定申請書(既許可)	3. 整理資料(既許可)	4. 既許可の整理	5. 有毒ガス防護として担保すべき	6. 申請書及び整理資料への反映事
本文	添付書類	(ナ 主, じっぴ+**) * 月1 生, 上ッニ(北) 、) 、)		事項	項
6) 放射性物質の漏えい	(6)放射性物質の漏えい	(有毒ガス防護に関連する記載なし)			
機器から放射性物質が漏えいする	機器から放射性物質が漏えいする				
ことで発生を仮定する重大事故のう					
ち、上記1)~5)に掲げる重大事故					
に関しては、それぞれの項での検討に					
	包絡されるため、ここでは、上記(1)			4-27 4 190) = 27 +b, a > 7 to	
			既許可では、放射性物質の漏えいによ	左記4.懶に記載の通り。	本文: 反映事項なし
ついて検討する。	について検討する。		る重大事故について発生は想定され		添八: 反映事項なし
放射性物質の漏えいによる重大事			ないとしている。		補足: 反映事項なし
故については、放射性物質の保持機能	·				放射性物質の漏えいによる重大事
の機能喪失により発生する。液体状又は異体状の状態性質の促生機能は					故について発生は想定されないため、
は固体状の放射性物質の保持機能は、	は固体状の放射性物質の保持機能は、				反映事項はない。
基準地震動の 1.2 倍の地震動を考慮					
ことにより喪失しない、又は喪失する	·				
場合であっても工程停止により漏え					
_ いを収束させることから事故の発生					
多重故障及び長時間の全交流動力電	火山の影響、機器の多重故障及び長				
変量 東東 東東 東東 東東 東東 大 大 大 大 大 大					
れないことから <mark>事故の発生は想定さ</mark>					
れない。	事故の発生は想定されない。				
また、内的事象において、放射性物					
質を内包する液体の移送配管の全周	(40)				
破断で液体状の放射性物質の保持機					
能が機能喪失し漏えいが発生するが、					
設計基準対象の施設により漏えいを					
停止し漏えい液を回収することで事					
象を収束できることから、事故の発生					
は想定されない。その他の内的事象に					
おいては、保持機能の喪失は考えられ					
ないことから事故の発生は想定され					
ない。					
気体状の放射性物質の閉じ込め機					
能(放出経路維持機能,放射性物質の					
捕集及び浄化機能並びに排気機能)の					
機能喪失は,外的事象(地震及び火山					
70 の影響)を想定した場合,排風機,廃					

			I	- += 13 a 11+=# 1 1 4n 11 - 1 - 3 + .	
1.事業指定申請書(既許可)	2. 事業指定申請書(既許可)	3. 整理資料(既許可)	4. 既許可の整理	5. 有毒ガス防護として担保すべき	6. 申請書及び整理資料への反映事
本文	添付書類			事項	項
ガス洗浄器へ水を供給するポンプ等					
の直接的な機能喪失, 電源喪失による					
間接的な機能喪失により閉じ込め機					
能が喪失するが,工程停止により放射					
性物質の気相への移行量が減少し,放					
射性物質の放出が抑制されることか					
ら事故の発生は想定されない。					
内的事象として,長期間にわたり全					
交流動力電源が喪失した場合も,外的					
事象と同様に工程が停止することか					
ら事故の発生は想定されない。また,					
動的機器の多重故障の場合は、当該系					
統の異常を検知し、工程を停止した上					
で建屋換気設備(セルからの排気系,					
汚染のおそれのある区域からの排気					
系) により代替排気を行うことから事					
故の発生け相定されない					
S S S S S S S S S S S S S S S S S S S					
47					
<u> </u>					

検知手段

1.事業指定申請書(既許可) 本文	2. 事業指定申請書(既許可) 添付書類	3. 整理資料 (既許可)	4. 既許可の整理	5. 有毒ガス防護として担保すべき 事項	6. 申請書及び整理資料への反映事
				争均	項
b) <mark>火山の影響</mark>	(b) <mark>火山の影響</mark>				反映事項はない。
冷却機能の喪失による蒸発乾固,放					■ 11-2# +1 1/5 0 - A -1 11.
	射線分解により発生する水素爆発及		■防護対策の成立性	■防護対策の成立性	■防護対策の成立性
	び使用済燃料の著しい損傷のうち想		重大事故等対処時の有毒ガス防護	左記4. 欄に記載の通り。	本文: 反映事項なし
	定事故1の3つの重大事故が同時に		対策の成立性は、技術的能力 1.0 及び		添八: 反映事項なし
発生することを仮定する。	発生することを仮定する。		個別手順に係る条文で展開すること		補足: 反映事項なし
	(略)		から、本条文では記載しない。なお、		重大事故等対処時の有毒ガス防護
			重大事故等対策の有効性評価につい		対策の成立性は,技術的能力 1.0 及び
			ては、本条文に記載している。		個別手順に係る条文で展開すること
					から、反映事項はない。
					なお, 既許可に反映済みの事項を含
					め,本条文における有毒ガス防護対策
					を確認した結果として、「有毒ガス防
					護に係る申請書項目の整理表」を補足
					説明資料 3-31 として追加する。



